

第四次 綾瀬市 地域福祉活動計画

～ともに支えあうまちづくりを～

社会福祉法人 綾瀬市社会福祉協議会

ごあいさつ

綾瀬市社会福祉協議会では、本市の地域福祉を推進するため、平成18年に「第一次綾瀬市地域福祉活動計画」、平成21年に「第二次綾瀬市地域福祉活動計画」、平成26年には「第三次綾瀬市地域福祉活動計画」を策定※し、地域福祉活動の推進を行ってまいりました。

この間、少子高齢化が一層進むなど社会情勢の変化とともに、地域福祉を取り巻く環境も変化を続けてきました。高齢化は、団塊の世代が高齢者となってきたことが背景の一つにあり、一方で、家族構成や生活様式、就労形態の変容化、多様化などによる少子化も進んでおり、少子高齢化の進展は国、地方が抱える大きな課題となってきました。

地域社会においても、その基盤となる地域の在り方、関わり方についても多様化が進み、地域で基盤を支える団体、組織の担い手も不足するところが見られ、その育成、養成は地域にとっては急務の課題となっています。

このような背景の中、本市では、地区社会福祉協議会が平成8年9月の綾西地区社会福祉協議会の発足を始めとしてから平成22年2月の寺尾天台地区社会福祉協議会の発足まで、市内14の全自治会単位に設置されるなど、地域福祉活動の基盤づくりが整い、サロン活動やふれあい交流活動、レクリエーション活動など地域の高齢者をはじめとする幅広い世代の方々による集まりの場、ふれあいの場、活動の場が形成されてきました。

こうした地域活動が活発化する中、第三次綾瀬市地域福祉活動計画の進行の半ばには、国において、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、介護の人材不足などが見込まれる2025年問題、また、家庭内でも個々の多様化に加え複雑化する生活課題などへの対応のため、介護保険法、社会福祉法等が改正され、さらなる地域支援の輪を広げる支え合いの仕組みや地域共生社会の実現に向けた取り組みが行政、地域住民、関係機関、社会福祉協議会などの社会福祉関係団体が相互協力して行われるよう位置づけがされました。

このたび、第三次綾瀬市地域福祉活動計画が終了するにあたり、第四次綾瀬市地域福祉活動計画を策定いたしました。本計画は、これまでの活動計画で育まれてきた「地域のつながり」を生かし、さらなる他の関係諸団体・機関、地域との包括的連携を進めることで、子どもから高齢者まで、障がいのある方、誰でも地域で安心して暮らしていけるような「地域福祉づくり」を目指す計画となっています。

末筆ですが、本計画策定にあたり、お忙しい中、本計画書を策定するための議論を重ねていただきました綾瀬市地域福祉活動計画推進委員の皆様、アンケート調査やヒアリング調査にご協力をいただきました14地区社会福祉協議会の皆様など、関係団体、施設の皆様に厚く御礼申し上げますとともに、地域福祉の推進に今後ともご助力いただきますようお願い申し上げます、発刊のごあいさつとさせていただきます。

平成31年3月 社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会 会長 増田 譲

第四次綾瀬市地域福祉活動計画目次

ごあいさつ

目次

第一章 第四次綾瀬市地域福祉活動計画について	1
1 綾瀬市の地域概要	3
2 第四次綾瀬市地域福祉活動計画の趣旨	4
3 第四次綾瀬市地域福祉活動計画の位置づけ・他の計画との関連性	6
4 第四次綾瀬市地域福祉活動計画策定の経過	7
5 第四次綾瀬市地域福祉活動計画の期間及び進行管理	10
6 第四次綾瀬市地域福祉活動計画体系図	11
第二章 第四次綾瀬市地域福祉活動計画	13
1 基本理念	15
2 基本目標Ⅰ 住民の主体的参加と協働による地域福祉活動の推進	16
基本目標Ⅱ 地域のあらゆる要素との連携・協働で進める地域福祉活動の推進	19
基本目標Ⅲ 生活課題解決に向けて関係機関が連携して取り組む地域福祉活動の検討	21
第三章 第四次綾瀬市地域福祉活動計画実施計画	25
1 本計画における重点的な取り組み	27
2 基本計画1 地域の誰もが参加できる地域活動の展開	28
基本計画2 ボランティア活動・福祉教育活動の充実	29
基本計画3 福祉団体・施設等との連携・協働	31
基本計画4 各相談機関との連携・協働	32
基本計画5 災害時に強い地域の体制づくり	33
基本計画6 地域福祉の将来像の共有	34
第四章 気軽にふれあえ魅力ある綾瀬市社協をつくる4つの目標	35
1 気軽にふれあえ魅力ある綾瀬市社協をつくる	37
2 住民や関係団体からの声	37
3 社協役員・評議員・福祉団体・施設アンケート調査を実施	38
4 アンケート調査からの課題	38
5 気軽にふれあえ魅力ある綾瀬市社協をつくる4つの目標	39

第五章 地区社会福祉協議会小地域福祉活動計画	4 5
1 小地域福祉活動計画の策定について	4 7
2 地区社会福祉協議会小地域福祉活動計画	
吉岡地区社会福祉協議会	4 8
小園地区社会福祉協議会	4 9
寺尾北地区社会福祉協議会	4 9
寺尾南地区社会福祉協議会	5 0
【参考資料】	5 3
○第四次綾瀬市地域福祉活動計画策定に係る調査結果	
(1) 地区社会福祉協議会	5 5
(2) 福祉関係施設	6 7
(3) 当事者団体	7 0
(4) 職能団体	7 3
(5) ボランティアグループ	7 4
○気軽にふれあえ魅力ある綾瀬市社協をつくる4つの目標策定に係る調査結果	
(1) アンケート設問	7 9
(2) アンケート集計結果	8 1
○地域福祉活動計画推進委員会設置運営規程	8 2
○綾瀬市地域福祉活動計画推進委員会委員名簿	8 4
○社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会の事業概要	8 5
○用語の解説	1 0 4

※本計画書中、「※」を付している語については、巻末の「用語の解説」で言葉の意味を説明しています。

第一章

第四次綾瀬市地域福祉活動計画に ついて



社会福祉協議会のシンボルマーク

このマークは、全国共通の社会福祉協議会のシンボルマークです。
社会福祉及び社会福祉協議会の「社」を図案化し、「手を取りあって、
明るいしあわせな社会を建設する姿」を表現しています。

1 綾瀬市の地域概要

◇綾瀬市は、神奈川県ほぼ中央、都心から約40km、横浜市心から約20kmに位置し、東西4.2km、南北7.6kmと南北に長く、面積は22.14km²です。地形は、市内を北から南へ緩やかに流れる蓼川、比留川、目久尻川の3河川など幾つかの中小河川がぬう丘陵と平坦地によって形成されており、比較的温暖な気候にあります。

◇市北東部には綾瀬市域の約18%を占める厚木基地が存在しています。

◇綾瀬市は、以前は市周辺の駅を中心に市南部、北部地域での宅地化が進み、スプロール的※な市街地形となっていました。その後「タウンセンター計画」により市役所を中心にまちづくりが進められています。

◇また、公共交通不便地区の解消と市中央部へのアクセスのための市民の足の確保、高齢者の外出機会の増加を図ることを目的に、市役所と周辺の駅などを細かに循環する5ルートのコミュニティバスが運行されています。また、東名高速道路が市内を横断しており、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年には、綾瀬スマートインターチェンジ（仮称）の開通が予定されており、今後、人口流動や商工農業などの地域概況が変わる可能性があります。

◇綾瀬市の人口は、平成30年10月で84,229人となっており、近年は微増・微減の状況になっています。また、人口千人に対する出生率は、平成28年で6.7と、神奈川県平均の7.7、全国平均の7.8より低く、ごく数年前からはこれらの平均を下回る状況が続いています。さらに、合計特殊出生率※は、第三次綾瀬市地域福祉活動計画※の始まる年、平成26年では神奈川県内平均の1.29を上回る1.5と高い状況でしたが、翌年には県平均よりも0.01低くなり、平成28年では1.29と、県平均1.31よりも若干広がる状況を見せています。

◇少子化の傾向をより見せ始める中、綾瀬市の平成29年当初の年齢別構成は、40歳代、65～69歳が男女とも多く、男性では40歳代、女性では65～69歳が最も多くなっています。高齢化率※は平成30年7月末で27.0%と県平均の24.7%を上回り、県内33市町村ではやや高い13番目の高さになっています。一方で、介護認定率※は13.5%で県内でも下から2番目の低さにあり、そのことから元気高齢者の割合は、県内でも高くなっています。

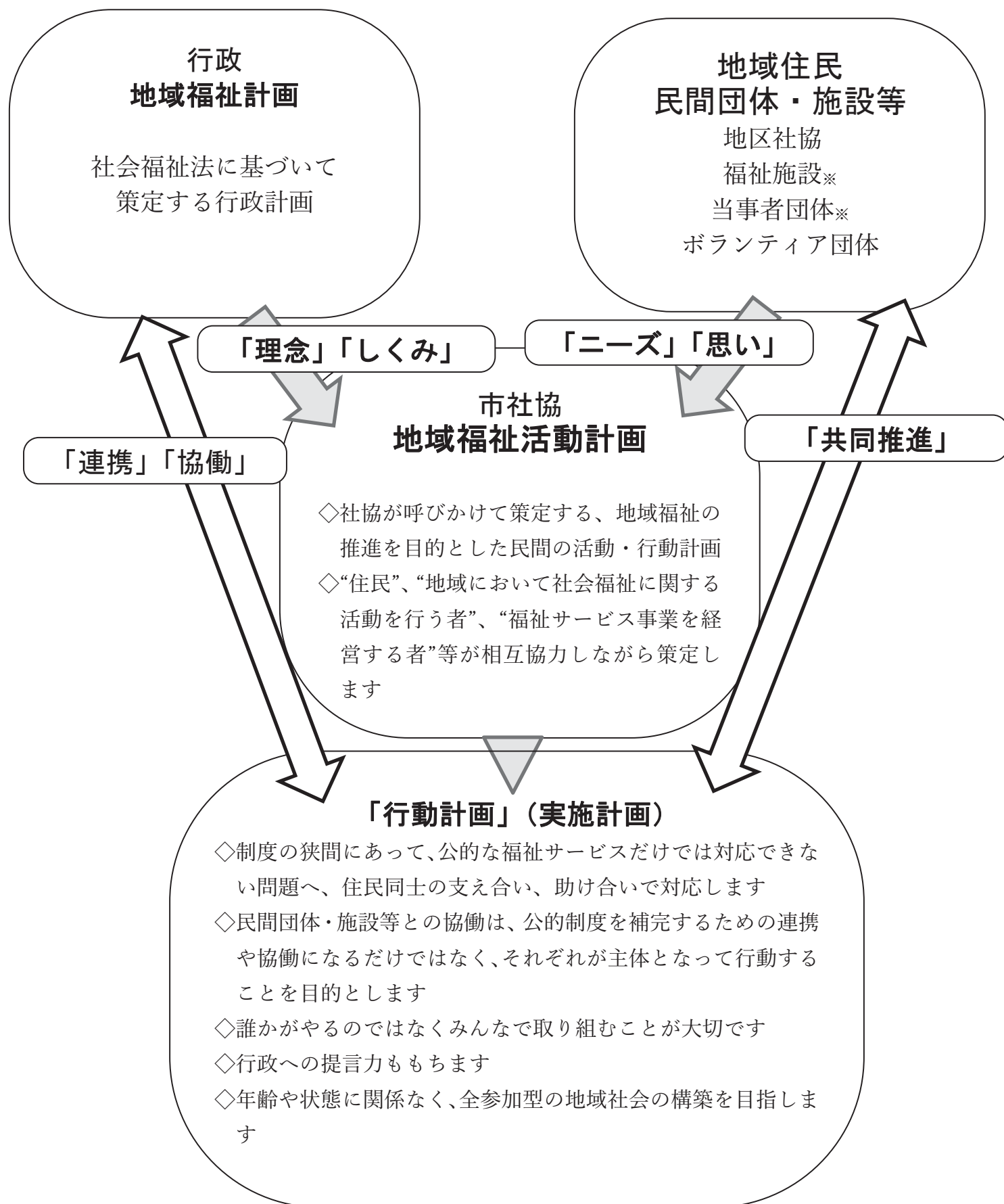
◇市内の地域福祉活動の現状は、14の自治会単位で設置された地区社会福祉協議会※では、地域の特性にあったそれぞれの活動を推進しています。

◇また、ボランティア活動に関しては、平成30年10月末現在で52団体があやせボランティアセンターに登録され、活動を推進しています。個人ボランティアは、第三次綾瀬市地域福祉活動計画策定時よりも30名ほど増加し150名余が登録され、市民の個別のニーズや福祉施設等で活躍している状況です。

2 第四次綾瀬市地域福祉活動計画の趣旨

- ◇綾瀬市社会福祉協議会（市社協）では、平成26年度に第三次綾瀬市地域福祉活動計画を策定し「ともに支えあうまちづくりを」を基本理念に、地域福祉を推進すべく事業を行ってきました。今回、第四次綾瀬市地域福祉活動計画を策定するにあたり、次の項目を計画への趣旨としています。
- ◇社会福祉協議会は「地域福祉※の推進を図ることを目的とする団体」（社会福祉法第109条）として位置づけられ、地域福祉推進の中核としての役割が明確にされています。
- ◇近年の日本は、少子高齢化が急速に進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えています。また、障がいの重度・重複化の傾向も見られます。
- ◇ライフスタイルの多様化により、自治会※をはじめとする地域組織、近隣との関わりも変化をしてきました。その結果、個人や家族の努力だけでは解決できない、あるいは制度や施策だけでは補うことが出来ない新たな福祉問題や福祉ニーズ※が生まれています。
- ◇地域や家庭の支え合う力が重要視されていますが、その力が弱まり、地域における人と人とのつながりが希薄化しています。自治会や地区社会福祉協議会（地区社協）※、ボランティア※グループ等、様々な立場の方々が地域福祉活動を展開していますが、それぞれの団体や活動の横のつながりの希薄さが、課題として挙がっており、つながりの希薄さは、個人のみの課題にとどまりません。
- ◇平成28年に、国は「ニッポン一億総活躍プラン※」を閣議決定しました。厚生労働省では閣議決定を受けて、「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部※」を設置し、「地域力強化検討会」において地域共生社会※の実現に向けた具体的な検討を始め、平成29年9月にその「最終とりまとめ」が出されました。「最終とりまとめ」では、地域づくりの取り組みの方向性として、①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な姿勢から展開する地域づくり、②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちから始まる、共生の文化が広がる地域づくり、③「一人の課題から」地域住民と関係機関がつながり、一人ひとりを支えることができる地域づくり、が提起されています。
- ◇そのような背景を踏まえ、子どもから高齢者まで地域住民一人ひとりが、福祉を自分達の問題としてとらえ、参加し、話し合い、支え合い、人々がつながる、より良い地域社会の構築を目指すことを目的に、第四次綾瀬市地域福祉活動計画を策定します。

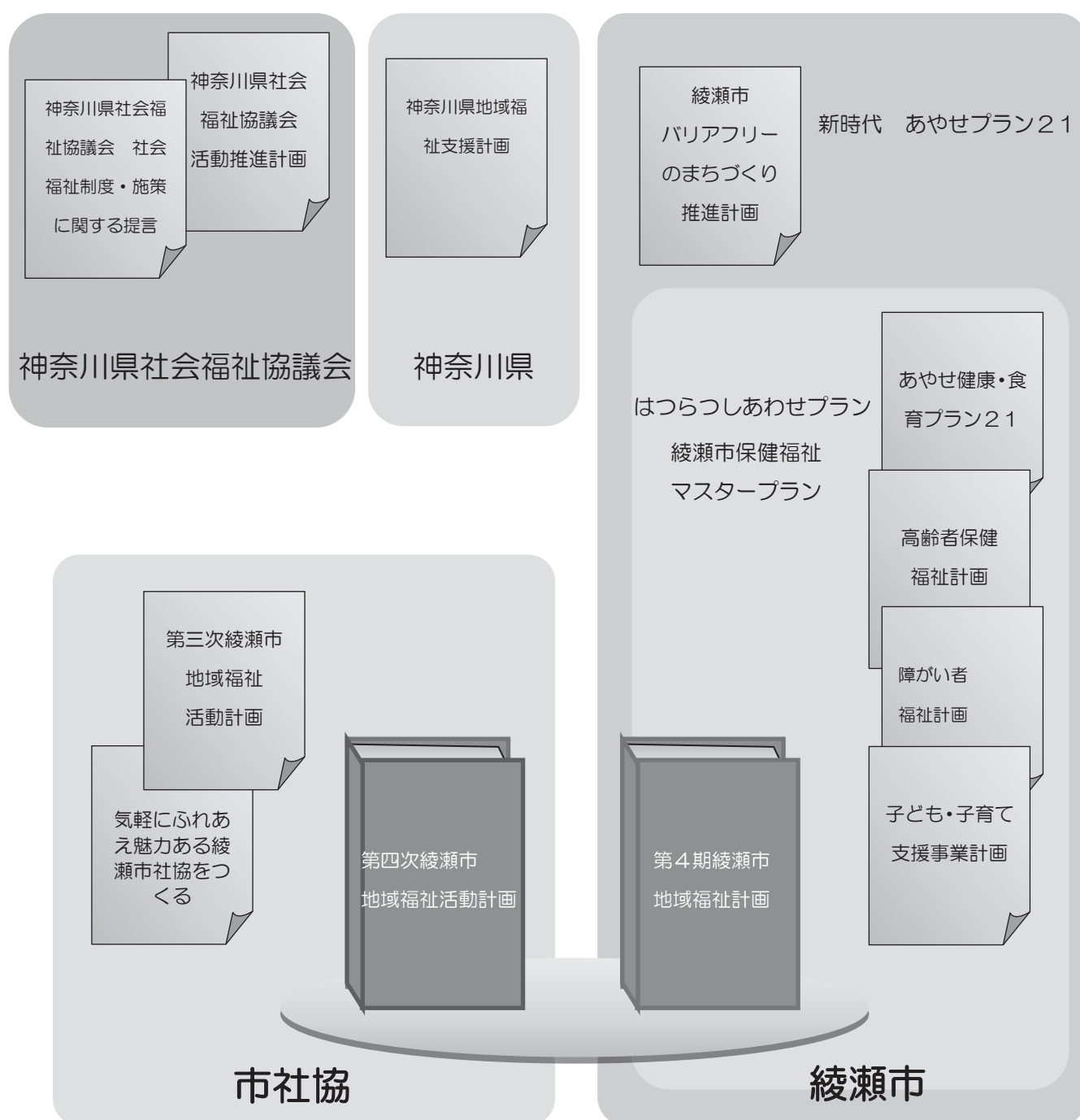
◎地域福祉活動計画の役割



3 第四次綾瀬市地域福祉活動計画の位置づけ・他の計画との関連性

◇第四次綾瀬市地域福祉活動計画の策定にあたっては、図のとおり様々な計画と連携していくことを配慮し、また第三次綾瀬市地域福祉活動計画及び綾瀬市社協見える化計画との継続性を念頭におき策定しました。

◇計画推進にあたっては、綾瀬市地域福祉計画をはじめとした諸計画との連携、協働が重要となります。



4 第四次綾瀬市地域福祉活動計画策定の経過

市社協では、第三次綾瀬市地域福祉活動計画が平成30年度に終了することに合わせ、途切れることなく地域福祉の推進を図るため、第四次綾瀬市地域福祉活動計画の策定作業を平成29年度から開始しました。計画の策定作業にあたっては、綾瀬市地域福祉活動計画推進委員会を設置し、地区社会福祉協議会、障がい当事者団体、福祉施設や職能団体、ボランティアグループにおけるアンケート（表1のとおり）及びヒアリング※調査（意見交換会：表2のとおり）の内容を精査し、検証を行いました。

※詳しい内容は、参考資料の中にまとめて掲載してあります。

（表1）アンケート実施団体

依頼：91件 回答：42団体 回収率：46%	
市内14地区社協	ほほ笑みサークル
ケアハウス長寿	大正琴・ベル・朗読劇団 ONE♡ハート
ドルカスベビーホーム	綾瀬市手話サークルあやの会
さがみ野ホーム	点訳グループきさらぎ会
さくらチャイルドセンター	ぐるーぷ・ゆう
貴志園	「日本語教室」ともしび
吉岡保育園	ハウオリ カ プゥヴァイ
綾瀬市手をつなぐ育成会	綾瀬市拡大写本奉仕会ほたるの会
上土棚中スマイルクラブ	はり灸マッサージ師会
大上第三虹の会	綾瀬マジック研究会
上土棚北老人クラブ	明社もみじの会
あやせ介護支援専門員協会	綾瀬国際交流の会
神奈川県社会福祉協議会県央支部	高座豚研究班
寺尾南パトロール隊	矢崎断酒のつどい
AIFA あやせ国際友好協会	

(表2) ヒアリング（意見交換会）実施団体

	実施日	地区社協ヒアリング
1	平成29年 9月 4日（月）	落合地区社協
	平成29年10月13日（金）	寺尾天台地区社協
	平成29年11月14日（火）	吉岡地区社協
	平成29年11月15日（水）	寺尾北地区社協
	平成29年11月25日（土）	蓼川地区社協
	平成29年11月27日（月）	寺尾綾北地区社協
	平成29年12月 2日（土）	大上地区社協
	平成29年12月 6日（水）	小園地区社協
	平成29年12月 7日（木）	寺尾南地区社協①
	平成30年 1月18日（木）	早川地区社協
	平成30年 1月19日（金）	寺尾南地区社協②
	平成30年 1月21日（日）	中村地区社協
	平成30年 1月26日（金）	綾西地区社協
	平成30年 1月27日（土）	上深谷地区社協
	平成30年 2月 3日（土）	上土棚地区社協
	実施日	福祉関係施設ヒアリング
2	平成30年 6月26日（火）	ケアハウス長寿
	平成30年 7月 2日（月）	杜の郷
	平成30年 7月 6日（金）	ドルカスベビーホーム
	平成30年 7月26日（木）	さがみ野ホーム
	平成30年 7月26日（木）	地域活動支援センターファミール
	平成30年 9月11日（火）	道志会
	平成30年 9月20日（木）	さくらチャイルドセンター
	平成30年 9月26日（水）	つぼみ保育園
	実施日	当事者団体ヒアリング
3	平成30年 7月12日（木）	手をつなぐ育成会
	平成30年 7月12日（木）	上土棚中スマイルクラブ
	平成30年 8月 4日（土）	大上第三虹の会
	平成30年 8月14日（火）	あがむの会
	平成30年 8月27日（月）	肢体不自由児者父母の会
	実施日	職能団体ヒアリング
4	平成30年 8月16日（木）	あやせ介護支援専門員協会
	平成30年10月 4日（木）	社会福祉士会県央支部

	実施日	ボランティアグループヒアリング
5	平成30年 7月19日(木)	寺尾南パトロール隊
	平成30年 7月26日(木)	AIFA あやせ国際友好協会
	平成30年 9月 1日(土)	ほほ笑みサークル
	平成30年 9月15日(土)	傾聴ボランティア“響”
	平成30年10月12日(金)	綾瀬市ボランティア連絡協議会

綾瀬市地域福祉活動計画策定委員会は、計7回開催（表3のとおり）され、第三次計画での成果や、調査検証から見てきた新たな課題に対する取り組みを計画化していきました。

（表3）

	推進委員会	担当
第1回	平成29年 8月 4日(金)	策定方針、スケジュールの確認
第2回	平成30年 2月28日(水)	行政計画との一体的策定について 地区社協へのアンケート、ヒアリング結果
第3回	平成30年 3月27日(火)	行政計画との共同策定に向けた今後について
第4回	平成30年 6月18日(月)	今年度のスケジュール確認 基本理念・基本計画
第5回	平成30年 8月21日(火)	ヒアリング実施状況報告 計画事業①
第6回	平成30年11月22日(木)	計画事業② 見える化計画アンケート実施報告
第7回	平成30年12月20日(木)	年次計画 計画書全体まとめ

5 第四次綾瀬市地域福祉活動計画の期間及び進行管理

第四次綾瀬市地域福祉活動計画は、2018（平成30）年度までの第三次綾瀬市地域福祉活動計画（5カ年）及び綾瀬市地域福祉計画との連続性、整合性を図る必要性があるため、2019年度から2023年度までの5カ年の計画としています。

	(平成29年度)	(平成30年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
市社協			第四次綾瀬市地域福祉活動計画						
綾瀬市			第4期綾瀬市地域福祉計画						

第四次綾瀬市地域福祉活動計画を実施推進していく主体を市社協とします。また、計画の推進については以下のとおり、多くの市民の皆様のご理解とご協力、ご参加が不可欠となります。

併せて、5カ年の計画を計画的に推進し、進捗状況を評価し、必要に応じて計画を変更するなど、より柔軟に計画を推し進めるために綾瀬市地域福祉活動計画推進委員会が計画の進行管理を行うこととします。

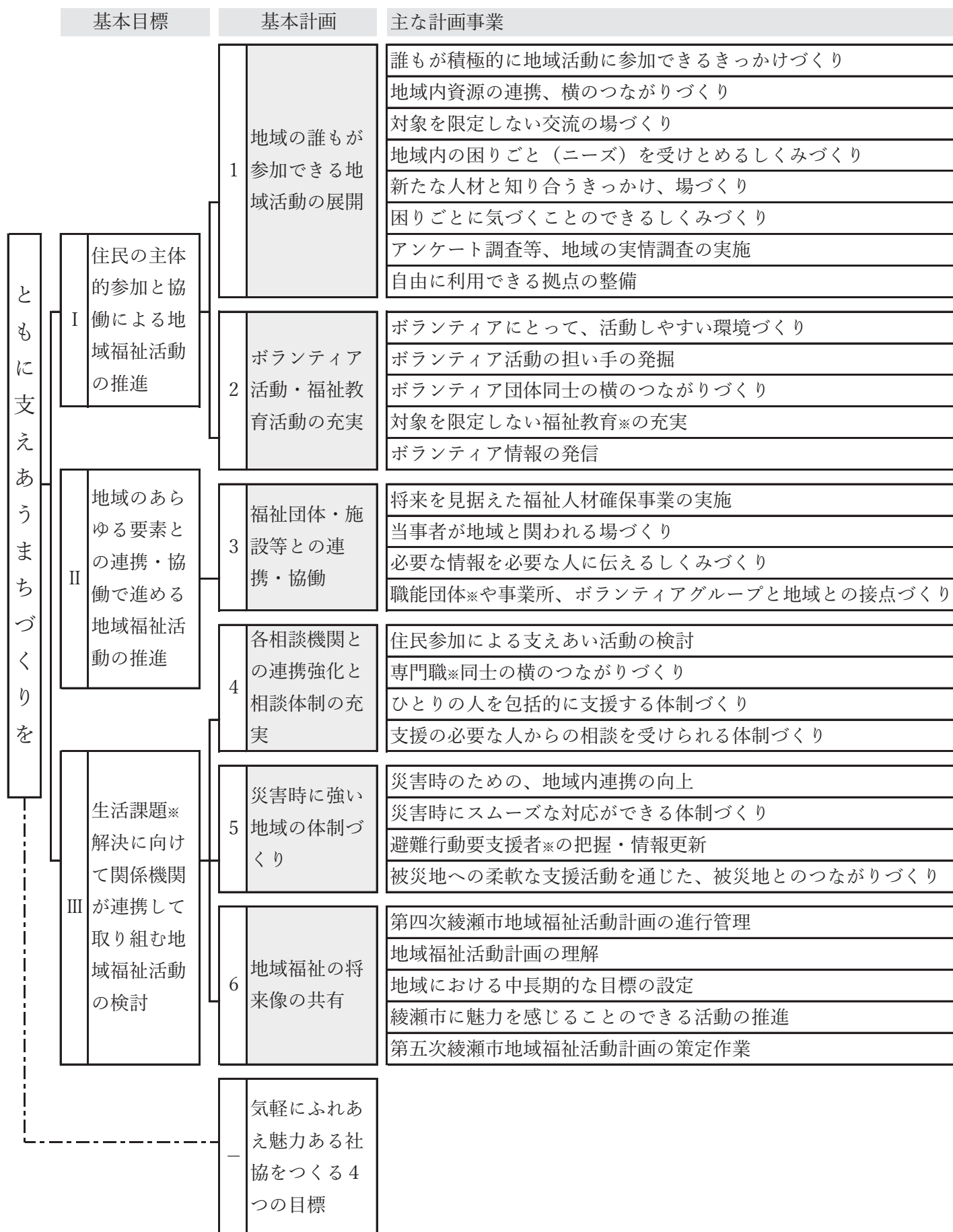
また、進行状況は原則一年に一回、広報紙等を通して計画進行に携わる皆様に報告することとします。

計画の推進主体・・・市社協

計画の担い手・・・地区社協・福祉団体・福祉施設・行政・ボランティア・市民・市社協等

計画の進行管理・・・綾瀬市地域福祉活動計画推進委員会

第四次綾瀬市地域福祉活動計画体系図



第二章

第四次綾瀬市地域福祉活動計画

社会福祉法

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

※社会福祉法 109 条（抜粋）

この法律が根拠となり、社会福祉協議会が組織されています。

綾瀬市社会福祉協議会基本理念

ともに支えあうまちづくりを

住民ひとりひとりの参加で
障がいのある人も、ない人も、高齢者も、こどもも
ともに支えあうまちづくりを

わたしたちの願いは
ひとりひとりの個性や生き方が尊重され
どんな障がいや問題を抱えていても
人として豊かに生きていける権利が保障され
こどもから高齢者まで
住民が互いに支えあう
いきいきとした地域社会をつくりあげることです。

その願いは
さまざまな生活・福祉問題を
ともに考え、学びあう
住民の主体的な活動づくりがあって
はじめて実現できるもの、と考えます。

わたしたちは
ひとりひとりの願いを大切にした
ともに生きるまちづくりを
住民とともにすすめてまいります。

「綾瀬市社会福祉協議会基本理念」

1991年 3月制定

2014年 12月改正

基本目標Ⅰ

住民の主体的参加と協働による地域福祉活動の推進

- ◇本市における地域福祉活動の中心として地区社協の活動があります。市内での地区社協の取り組みは、平成８年に設立された綾西地区社会福祉協議会から始まります。そこから平成２２年までの間に、１４自治会域すべてに地区社協が設立されました。
- ◇平成１２年から始まった介護保険制度※は、平成２７年の改正を機に、新たな地域支援事業の推進を打ち出し、そのうちの生活支援体制整備事業※により、地域内の情報の集約や交換、連携体制を確立し、地域内での助け合い活動の創出を見据え、第二層協議体設置を進めています。本会ではその設置推進を行政より受託し、第二層協議体の名称を「ささえあい井戸端会議」と決めて、推進しています。
- ◇平成２８年の「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定を契機に、「地域共生社会※」の構築が全国的な流れとして検討、推進されています。それにより、福祉サービスの分野分けされてきたものをひとまとめに支え合う取り組みや、「支える側」「支えられる側」の線引きのない支援のあり方などが求められています。
- ◇自治会、地区社協などの地域活動をより活発化することは、私たちの住む地域をより良くするために不可欠なことです。また、その活動を下支えする多くの市民の理解もまた必要不可欠です。そのためには、多くの方や団体に連携を考える場に来ていただき、地域を構成する様々な立場の方が活躍できる場を創り出していく取り組みも必要になってきます。
- ◇支え合いの地域づくりの推進と持続可能な福祉システムの構築に取り組む中で、住民の発意による地域活動等が単に安易なサービス提供体としてシステムに位置づけられてしまう懸念があります。行政や福祉施設職員等とともに、これからの地域福祉のあり方、支え合いの地域づくりの重要性について協議していく必要があります。
- ◇障がいや高齢による困難さはあっても、自宅で継続した生活が行えるような支援が充実してきました。しかし、制度を活用することにより、地域との関わりが希薄になり、地域内でどのような方が支援を必要としているか、地域で把握することが難しくなるという問題も出てきています。
- ◇今まで地域活動に縁の薄かった方々に対しても理解を深め、児童や子育て中の世帯に対しても地域福祉活動の啓発、併せて地域福祉活動への参加協力を得られる地域づくりを様々な団体・個人と連携※し、協働※で進めてまいります。

基本目標Ⅰ

【基本計画1】

地域の誰もが参加できる地域活動の展開

皆様の声から見えてくる課題等

- ・誰でも地域活動へ参加ができる場が必要
- ・活動者予備軍と知り合う機会や手段
- ・既存の資源※を活かしたつながりの構築
- ・対象を限定しない事業展開
- ・地域課題に気づくためのセンサー
- ・新しい担い手に合わせた事業の設計
- ・新たな人材と知り合うきっかけや場
- ・地域内の情報を集約するしくみ
- ・自由に使える拠点スペースの整備

【主な計画事業】

- ・誰もが積極的に地域活動に参加できるきっかけづくり
- ・地域内資源の連携、横のつながりづくり
- ・対象を限定しない交流の場づくり
- ・地域内の困りごと（ニーズ）を受け止めるしくみづくり
- ・新たな人材と知り合うきっかけや場づくり
- ・困りごとに気づくことのできるしくみづくり
- ・アンケート調査等、地域の実情調査の実施
- ・自由に利用できる拠点の整備

【基本計画2】

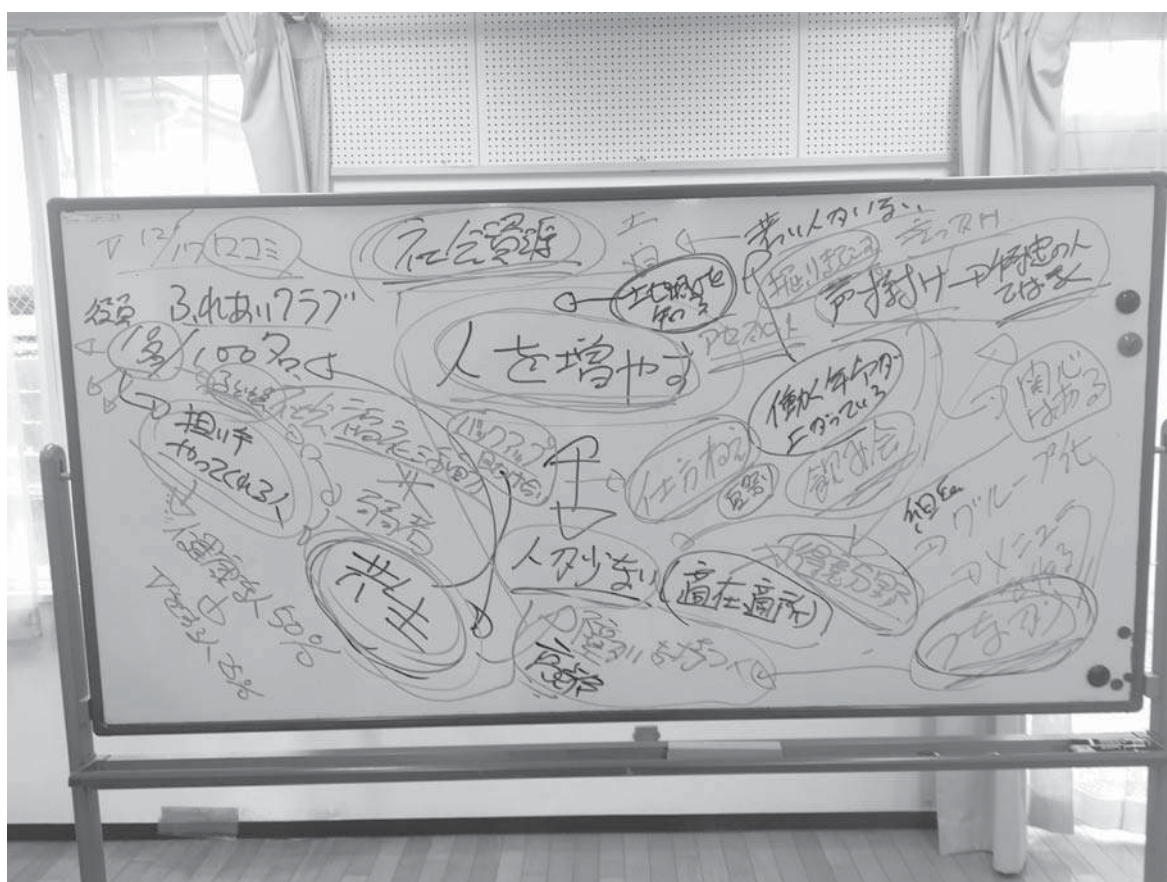
ボランティア活動・福祉教育活動の充実

皆様の声から見えてくる課題等

- ・ ボランティアのすそ野を広げるきっかけ
- ・ 誰でも担い手になれる環境
- ・ 世代による考え方の違いを互いに理解する
- ・ 活動をしている団体同士のつながり
- ・ 当事者理解、相互理解の促進
- ・ 情報発信の機会や場

【主な計画事業】

- ・ ボランティアにとって、活動しやすい環境づくり
- ・ ボランティア活動の担い手の発掘
- ・ ボランティア団体同士の横のつながりづくり
- ・ 対象を限定しない福祉教育の充実
- ・ ボランティア情報の発信



意見交換会板書

基本目標Ⅱ

地域のあらゆる要素との連携・協働で進める地域福祉活動の推進

- ◇現在の人材不足の状況は、増大・多様化した福祉ニーズ※への対応やサービスの提供ができないばかりに、結果として福祉従事者※一人ひとりの業務負担の増加につながり事故を招きやすく、社会福祉施設等では非正規職員やボランティア等により対処せざるを得なくなっているのが現状です。
- ◇これまでの「支える側」、「支えられる側」の区別のない支え合いの形を模索する中で、「支えられる側」のみにいた方が担い手にもなれるような方法や体制が求められています。
- ◇実際に地域で生活をする障がい当事者※は、自身の障がいのために感じる生活のしづらさや障がいに対する偏見や理解の低さを感じています。また障がい当事者の生活に関わる情報についても、必要とされている方に届いていないという現状もあります。
- ◇綾瀬市は県内有数の外国籍の住民が居住するまちであり、言語的な障壁※によるコミュニケーションの不足があったり、文化が相互理解できていないことにより不信感を抱いたり、特有の課題が顕在化してきています。今後外国人が市内に限らず日本国内に労働力として入ってくる大きな流れは確実にあり、このような課題は拡大していくことが予想されます。
- ◇「生きづらさ」や「生活しづらさ」を抱える人に焦点があたりがちですが、その人を最も身近で支える家族の負担は膨大なものであり、そこへ寄り添う支援が必要です。家族も含めた当事者が、地域で安全・安心した生活を営むには、専門的知識・技術を有する専門職人材及び差別意識の無い近隣住民や知人・友人を始めとする地域社会との関わりが欠かせません。
- ◇障がい当事者同士が悩みごとや生活課題などを共有し、障がい当事者理解への啓発活動を行っていきける地域づくり、福祉施設や職能団体との連携を進めていきます。また、障がい当事者が声を出し、地域が障がいに対する理解を深め、偏見のない住みよい地域になるための場づくりを進める必要があります。

基本目標Ⅱ

【基本計画3】

福祉団体・施設等との連携・協働

皆様の声から見えてくる課題等

- ・ 将来を見据えた担い手の確保
- ・ 当事者※家族（介護家族）への支援
- ・ 当事者理解のきっかけ
- ・ 外国籍市民※・外国文化への理解、日本文化への理解
- ・ 様々な要素が参加できるつながりづくりの場

【主な計画事業】

- ・ 将来を見据えた福祉人材確保事業の展開
- ・ 当事者が地域と関われる場づくり
- ・ 必要な情報を必要な人に伝えるしくみづくり
- ・ 職能団体や事業所、ボランティアグループと地域との接点づくり



意見交換会（福祉施設）

意見交換会（ボランティアグループ）



基本目標Ⅲ

生活課題解決に向けて関係機関が連携して取り組む地域福祉活動の検討

- ◇地域住民が自立した生活を営むためには、様々な生活課題があります。自分の出来ることは自分で解決していくことを基本としますが、中にはそのようなことが出来ない方もいます。また今後、出来なくなってしまうことを心配する方もいます。
- ◇一般的に、支援を必要とする人は、自分だけで解決できない生活課題を抱えており、さらに近年は世帯単位で複合的な課題を有しているケースもあります。また、これまでの制度では対応できない、新たな生活課題も地域で顕在化しています。このような課題には、従来の縦割りの支援だけでは課題解決が困難になってきています。
- ◇支援の対象者だけでなく、暮らしを支える家族の支援が重要となっています。個々の家庭で抱えている問題は多様化しており、家族構成も様々です。そのため各制度がそれぞれの対象者のみを支援しているのでは、情報共有もできず支援に限界が生じてしまうことになります。
- ◇平成23年の東日本大震災※以降、平成28年の熊本地震※、平成30年の大阪府北部地震※、北海道胆振東部地震※と大規模な地震災害が続いています。また、平成29年7月九州北部豪雨※や、平成30年7月豪雨※など、地震以外の災害も頻発しています。このような、いつ発生するかもしれないといわれる大規模災害に備え、地域での連携を深めて、発災時にスムーズな行動が出来る体制の確立が必要です。
- ◇行政をはじめとした関連団体等が日常的に横の連携を持ち、情報交換をし、課題の整理を行い、地域で必要とされている福祉ニーズを抽出して行くことで、自立を助ける情報提供、相談体制の確立、新たな福祉サービスの創出など、地域をより良くしていく体制づくりが出来ると考え、そのための連携の場づくりを進めていきます。
- ◇第四次綾瀬市地域福祉活動計画を通して行政をはじめ市内のあらゆる要素との連携、協働の可能性を探り、こうして育んだものを次の5年間に活かし、発展させていくための取り組みも併せて進めていきます。

基本目標Ⅲ

【基本計画4】

各相談機関との連携強化と相談体制の充実

皆様の声から見えてくる課題等

- ・協力してくれる人が増えるためのしかけや新規事業が必要
- ・移動先の目的を達成するための別の手段の検討
- ・専門職同士の情報交換の場
- ・（世帯の）自立まで継続的に支援するしくみ
- ・制度のはざ間※の問題について話し合う場
- ・情報を受け取れることのできる場

【主な計画事業】

- ・住民参加による支えあい活動の検討
- ・専門職同士の横のつながりづくり
- ・ひとりの人を包括的に支援する体制づくり
- ・支援の必要な人からの相談を受けられる体制づくり

【基本計画5】

災害時に強い地域の体制づくり

皆様の声から見えてくる課題等

- ・災害時を見据えた、日頃からの顔の見える関係づくり
- ・災害時に柔軟な対応をするためには、関係団体との日頃からの関係づくりが必要
- ・制度の目的である「互助※」の強化を達成するため、制度・事業への理解が必要
- ・新しい形の被災地支援が必要

【主な計画事業】

- ・災害時のための、地域内連携の向上
- ・災害時にスムーズな対応ができる体制づくり
- ・避難行動要支援者※の把握・情報更新
- ・被災地への柔軟な支援活動を通じた、被災地とのつながりづくり

【基本計画 6】

地域福祉の将来像の共有

皆様の声から見えてくる課題等

- ・ 計画の定期的な見直しと、その発信
- ・ 様々な団体への社協活動の啓発
- ・ 地域から市社協へ声をあげられるしくみ
- ・ 参加者を担い手として引き込むしかけ
- ・ 地域福祉計画との一体的策定※の協議



災害ボランティアセンター設置運営訓練

【主な計画事業】

- ・ 第四次綾瀬市地域福祉活動計画の進行管理
- ・ 地域福祉活動計画の理解
- ・ 地域における中長期的な目標の設定
- ・ 綾瀬市に魅力を感じることのできる活動の推進
- ・ 第五次綾瀬市地域福祉活動計画※の策定作業



計画推進委員会

第三章

第四次綾瀬市地域福祉活動計画 実施計画



ひだまり公園

光綾公園



本計画における重点的な取り組み

- ◇第四次綾瀬市地域福祉活動計画の基本的な枠組みは、第三次綾瀬市地域福祉活動計画を継承しつつ、策定作業の過程で生じた課題等を加えています。
- ◇前計画の推進期間中では、全地区設置された地区社協の活動支援、当事者団体等目的を同じくする団体や施設の横のつながりづくりを進めてきました。
- ◇この第四次綾瀬市地域福祉活動計画では、前計画の内容をさらに推進していくとともに、支援をする側、される側の概念を取り払い、支援し合える関係づくりを進めていきます。同時に、少子高齢化※の進行により担い手が不足し、また困りごとの多様化やこれまで焦点が当たらなかった課題が顕在化するなど、必要な支援が困っている人に行き届かない地域社会においては、頼り頼られる関係づくりを進めていきます。
- ◇実際に推進して行くための取り組みとして、多くの関係者の協力が必要不可欠となりますが、市内各種団体や施設との横のつながりをはぐくむ場を市社協が中心となって積極的な働きかけを行っていく取り組みが必要です。

◎第四次綾瀬市地域福祉活動計画の重点的な取り組みは次のとおりです。

- 地域共生社会の構築のため、「対象を限定しない」事業や場の展開をしていきます。
- 活動環境を整え、地域住民の方々が自治会や地区社協、ボランティアなどの地域活動に参加しやすい体制づくりをしていきます。
- 「これまで対象にしてこなかった」制度のはざ間に目を向け、現状の理解を図ります。
- 普段“福祉”をあまり意識することのない人たちでも参加しやすい活動を提供し、そこから徐々に地域の福祉人材として活躍してもらえる土壌をつくります。

第四次綾瀬市社会福祉協議会地域福祉活動計画（5ヵ年度別計画）

基本目標		年次計画					主な実施機関
基本計画		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
主な計画事業		項 目	項 目	項 目	項 目	項 目	
I 住民の主体的参加と協働による地域福祉活動の推進							
1 地域の誰もが参加できる地域活動の展開							
誰もが積極的に地域活動に参加できるきっかけづくり	ささえあい井戸端会議設置推進及び支援	→	→	→	→	市域全体生活支援体制整備事業プロジェクトチーム	
			多要素と連携した、ささえ合い活動の検討	多要素と連携した、ささえ合い活動の展開	→	市社協 ささえあい井戸端会議	
地域内資源の連携、横のつながりづくり	部会等連絡会の開催 地区社協交流事業の検討	→ 地区社協交流事業の実施	→	→	→	地区社協 市社協	
対象を限定しない交流の場づくり	対象を限定しない、参加型の事業の検討	→	対象を限定しない、参加型の事業の実施	→	→	市社協 地区社協 施設 職能団体	
地域内の困りごと（ニーズ）を受けとめるしくみづくり	地区社協合同研修会の実施	→	→	→	→	地区社協 市社協	
	地区ボランティアセンター※について再考、及び設置推進	→	地区ボラセンとの意見交換を行い、ニーズの扱いについて確認	→	→	地区社協 市社協	
新たな人材と知り合うきっかけ、場づくり	福祉制度に限らない、研修事業の検討、実施	→	→	研修セッションの設置検討	研修セッションの設置	市社協	
困りごとに気づくことのできるしくみづくり	地域福祉リーダー研修の開催	→	→	→	→	地区社協 市社協	
アンケート調査等、地域の実情調査		市民ニーズ調査の実施	→	次期計画策定に向けたワークショップの実施	→	市社協	
自由に利用できる拠点の整備	行政等関係機関との定期的な情報交換の実施	利用できそうな物件情報の集約（物件情報集約システム）を検討	物件情報集約集約システムの実施、地域への周知と実施協力	→	→	市行政 地区社協 自治会 市社協	

基本目標		年次計画					主な実施機関
基本計画		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
主な計画事業		項 目	項 目	項 目	項 目	項 目	
2 ボランティア活動・福祉教育活動の充実							
ボランティアにとって、活動しやすい環境づくり	ボランティアさろん※定期実施（毎月実施）	→	さろんサポーターによる内容企画、運営の検討	→	→	市社協 さろんサポーター	
	ボランティアとの顔の見える関係づくりの検討	活動の視察、意見交換会開催を検討、実施	→	→	→	市社協 個人V VG※	
	出張ボランティア講座（地区社協・自治会等地域団体）	→	→	→	→	地区社協 地域団体等 市社協	
ボランティア活動の担い手の発掘	ボランティア入門講座定期実施（年複数回）	ボランティア入門講座の地域開催を検討	→	→	→	市社協	
ボランティア団体同士の横のつながりづくり	ボランティア交流事業の検討	ボランティア交流事業実施	→	→	→	個人V VG 市社協	
	綾瀬市ボランティア連絡協議会※への支援	→	→	→	→	市社協 VG	
対象を限定しない福祉教育の充実	福祉教育情報交換会（担当者研修会）の実施	→	→	→	→	VG 個人V 福祉施設 当事者団体 市社協	
		学生対象のボランティア情報の発信(広報、講座等)	→	→	→	小中高等学校 福祉施設 当事者団体 市社協	
	対象を限定しない、福祉教育の検討	→	→	→	→	小中高等学校 当事者団体 福祉施設 市社協 等	
	時代の変化に応じた青少年体験学習の実施	→	→	→	→	福祉施設 小中高等学校 VG 市社協	

基本目標		年次計画					主な実施機関
基本計画		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
主な計画事業		項 目	項 目	項 目	項 目	項 目	
	ボランティア情報の発信	ボランティア情報「らぼら」の充実	→	→	→	→	V G 個人V 福祉施設 当事者団体 市社協
		広報紙・インターネット等を活用した情報発信	→	→	→	→	V G 個人V 市社協



ささえあい井戸端会議



青少年体験学習



午後はみんなのサロン

基本目標		年次計画					主な実施機関
基本計画		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
主な計画事業		項 目	項 目	項 目	項 目	項 目	
Ⅱ 地域のあらゆる要素との連携・協働で進める地域福祉活動の推進							
3 福祉団体・施設等との連携・協働							
将来を見据えた福祉人材確保事業	福祉の仕事知ってもらおうプロジェクト※の発展及び強化	→	→	福祉の仕事知ってもらおうキャラバンの検討	福祉の仕事知ってもらおうキャラバンの実施	福祉施設市社協	
	青少年体験学習※修了者の追跡調査検討	青少年体験学習修了者の追跡調査実施	調査結果の活用について協議	→	→	福祉施設V G市社協	
当事者が地域と関われる場づくり	介護者サロン※の地域展開を検討	→	介護者サロンの地域展開を実施	→	→	地区社協福祉施設	
	共生型サロン※の実施検討	共生型サロンの実施	共生型サロンの地域展開を検討	モデル地区の選定	モデル事業実施	福祉施設地区社協市社協	
必要な情報を必要な人に伝えるしくみづくり	制度のはざ間の福祉対象者※理解のための講座開催を検討	対象者理解のための講座開催を実施	講師役を当事者として検討、実施	→	→	当事者当事者団体その他団体市社協	
	制度のはざ間の福祉対象者の支援機関との情報交換	対象者の実態調査の検討	対象者の実態調査の実施	対象者への支援の在り方について検討	→	当事者当事者団体支援機関市社協	
職能団体や事業所、ボランティアグループと地域との接点づくり	福祉ふれあいまつり※、福祉レクリエーション大会※での参加強化	→	→	→	第五次計画策定に向けた意見交換会の実施	職能団体事業所V G地区社協等市社協	
	各団体との情報交換、及び協働事業の検討	→	協働事業の実施	→	→	職能団体事業所V G地区社協等市社協	

基本目標		年次計画					主な実施機関
基本計画		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
主な計画事業		項 目	項 目	項 目	項 目	項 目	
Ⅲ 生活課題解決に向けて関係機関が連携して取り組む地域福祉活動の検討							
4 各相談機関との連携強化と相談体制の充実							
住民参加による支えあい活動の検討	新規事業、もしくは既存の住民参加型事業の地区別展開を模索	→	新規事業の展開または、既存事業の強化発展	→	→	地区社協 事業所 当事者団体 市社協	
専門職どうしの横のつながりづくり	相談機関情報交換会の継続的实施	相談機関情報交換会の増回、参加機関増を検討	地域発信の情報も取り入れられるしくみの検討	→	→	地区社協 福祉施設 事業所 市行政 市社協	
ひとりの人を包括的に支援する体制づくり	市民後見人単独受任に向けた調整	市民後見人養成事業※の周知・充実	→	→	→	事業所 福祉施設 市社協	
	市内多職種による事例検討会の実施検討	→	事例検討会の実施	→	→	事業所 福祉施設 市行政 市社協	
	生活応援事業※の周知強化 生活困窮者自立支援制度※との連携強化	→	協力法人の増加	→	→	社会福祉法人 事業所 市行政 市社協	
支援の必要な人からの相談を受けられる体制づくり	地区社協VC※、地域包括支援センター等との意見交換	→	地区VCとの連携強化	狭間の福祉対象者へ情報を届けるしくみを検討	→	地区社協 福祉施設 市社協	
	アウトリーチ※のあり方の検討、協議	→	→	必要に応じ情報交換会の開催	→	地区社協 福祉施設 市社協	

基本目標		年次計画					主な実施機関
基本計画		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
主な計画事業		項 目	項 目	項 目	項 目	項 目	
5 災害時に強い地域の体制づくり							
災害時のための、 地域内連携の向上	災害時に連携 すべく団体と の協議	有事の際の役 割分担につい て確認	→	→	→	市行政 市社協 災ボラ 地域内団体	
災害時にスムーズ な対応ができる体 制づくり	綾瀬市災害ボ ランティアセ ンター※サテ ライト化※へ 向けた協議	継続的なマ ニュアル検証	→	→	→	市行政 市社協 災ボラ 地区社協	
避難行動要支援者 の把握・情報更新	災害時あんし ん袋配布事業 ※の活用（顔 の見える関係 の構築）	→	事業P R キャ ラバン※の検 討（行政との 一体的実施を 検討）	事業P R キャ ラバンの実施 （行政との一 体的実施）	→	市行政 市社協 地区社協	
被災地への柔軟な 支援活動等を通 じ、災害時に備え たつながりづくり	被災地支援プ ロジェクト※ の設置	身近に発生す る自然災害に 対する体制整 備を検討	→	→	→	地区社協 JC 災ボラ コミサポ 等	



西日本豪雨災害ボランティア派遣



綾瀬発・釜石応援プロジェクト



綾瀬発・釜石応援プロジェクト

基本目標		年次計画					主な実施機関
基本計画		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
主な計画事業		項 目	項 目	項 目	項 目	項 目	
6 地域福祉の将来像の共有							
第四次綾瀬市地域福祉活動計画の進行管理	綾瀬市地域福祉活動計画推進委員会の開催	→	実施内容の振り返り	綾瀬市地域福祉活動計画推進委員会の開催	実施内容の総括	市社協	
地域福祉活動計画の理解	地域福祉活動計画PRキャラバンの実施	進捗年度報告（広報紙等）	地域福祉活動計画中間見直し、報告	進捗年度報告（広報紙等）	→	市社協 自治会 地区社協	
地域における中長期的な目標の設定	小地域福祉活動計画※策定、及び進行管理	→	計画の実施内容の振り返り	進行管理	→	地区社協	
綾瀬市に魅力を感じることのできる活動の推進	あやせTomorrowプロジェクト※を中心とした、事業展開の模索	→	プロジェクトメンバーの増強	プロジェクトメンバーによる事業検討	事業実施	地区社協 当事者団体 VG 福祉施設 など	
第五次綾瀬市地域福祉活動計画の策定作業	綾瀬市地域福祉計画との一体的策定体制の検討、協議	→	第五次綾瀬市地域福祉活動計画策定委員会の開催	→	→	市行政 市社協 関連機関	



あやせDEハロウィン

夜回りランニング&ウォーキングホタル観賞会



第四章

気軽にふれあえ魅力ある

綾瀬市社協をつくる 4 つの目標



清水川

綾南公園



1 気軽にふれあえ魅力ある綾瀬市社協をつくる

- ◇平成23年度に神奈川県社会福祉協議会のモデル事業を受け、「綾瀬市社協発展強化計画～綾瀬市社協見える化計画～」策定に向け、事務局内に検討会を設置し、事業の見直し等を行い、平成24年度から2年間の計画を策定し、推進してまいりました。
- ◇続く、平成26年度からは「見える綾瀬市社協をつくる」6つの目標（通称「見える化計画」）を策定して、第三次地域福祉活動計画期間と併せて実施してまいりました。
- ◇しかしながら、まだまだ「社協が何をしているのかよくわからない」という声が多く、地域に根ざした事業展開を目指す市社協として、今まで進めてきた「見える綾瀬市社協をつくる」ための指針をもう一度見直し、市社協が、住民の皆様とともに、より一層の地域福祉活動を進めることができるような体制整備、広報活動など、住民や市内関係団体に期待される組織をつくることに努めてまいります。

2 住民や関係団体からの声

- ◇第四次綾瀬市地域福祉活動計画ヒアリング調査において出された市社協に対しての主な意見要望等は次のとおりです。
- 社協がどんな団体なのか分かっていなかった。今も本当の意味が分かっていない。良い街づくりと広い問題点をあげても、簡単には解決しない。
- たくさんの事業があり、行政サービスなのか、社協なのかをもっとわかりやすくすると、社協の必要性がわかるのでは。
- ボランティアは最近理解できたが、社会福祉は難しく漠然としている。やる事を提示してくれれば行動するが、自分ではわからない。志を形付けるかが問題で前に進めない。
- 広報紙の内容を変えたほうが良い。各地区の援助や共同募金の具体的な実例をPRしてはどうか。会費の使途が分かりにくい。
- 地区社協の活動は見えるが、市社協の活動は良く分からない。
- 会費や募金の使われ方は、個々に説明しているが認識されない。
- 若い人たちの参画が必要。
- 行政がしないことに特化する。
- 少子高齢化で福祉の占める役割は重要。その観点から、事務局体制を強固にしていく必要がある。

3 社協役員（理事・監事）・評議員・福祉団体・施設アンケート調査を実施（参考資料参照）

- 送付数 86 個人・団体
- 有効回答数 52
- 具体的な内容 巻末参考資料を参照

4 アンケート調査からの課題

- 若年層が社協活動に参加できるしくみづくり
- 様々なニーズに対応できるメニューの提示と体制づくり
- 市民目線での広報活動と情報発信力の柔軟性
- 会費及び共同募金の実例を交えた PR 活動
- 行政サービスと社協活動の差別化



理事会

5 気軽にふれあえ魅力ある綾瀬市社協をつくる4つの目標

(目標1) 伝わりやすい広報活動を行い、社協会費、共同募金が住民に還元されている実感を持ってもらうためのしくみをつくる。

(現状と課題)

- ◇社協会費は、7月1日から、住民会費※、構成会費※、特別賛助会費※を依頼し、また共同募金は、10月から12月31日まで、戸別募金※、法人募金※、職域募金※等を行っています。前回の「見える化計画」では、この点について使途の明確化を行ってきましたが、未だ、十分に伝わっていないとの意見があります。
- ◇また、社協会費・共同募金は現状自治会加入者の方からの賛助に頼っている部分が大きいため、自治会加入者が減少傾向にある昨今の状況は、社協会費・共同募金実績額の減少にもつながっています。
- ◇綾瀬市社協の、特に地域福祉に関わる事業の多くは、会員の皆さまからの会費や、共同募金の配分金によって運営されています。そのため実績額の減少は、事業の後退や停止につながる恐れがあり、喫緊の問題と言えます。
- ◇広報紙は、年4回発行し、昭和57年度から各戸配布を行ってきました。また、読みづらいという意見もあり、会費の使途などの紙面の工夫等を行うとともに、企業広告の拡充を図り、企業が広告を積極的に検討しやすいしくみを作りました。
- ◇また、インターネット関連では、ホームページの公開(平成15年度から)を開始し、さらに若年層をターゲットに、フェイスブック※ページの開設(平成24年度から)やツイッター※(平成26年度より)、インスタグラム※(平成30年度から)など、時代に合わせた広報を展開していますが、さらに新規読者を取り入れていくしくみを考えていく必要があります。

社協会費

	住民会費	構成会費	特別賛助会費	計
依頼額	400 円／世帯	1,000 円／1 口	5,000 円／1 口	
H29 実績額	7,817,360 円	116,000 円	1,158,235 円	9,091,595 円
H25 実績額	8,028,842 円	114,000 円	1,340,000 円	9,482,842 円

共同募金

	戸別募金	法人募金	その他の募金	計
目安額	400 円／世帯	5,000 円～		
H29 実績額	7,487,340 円	921,135 円	375,415 円	8,783,890 円
H25 実績額	7,990,353 円	1,093,770 円	698,307 円	9,782,430 円

○会費を充当している主な事業

- ・調査・研究事業（計画推進委員会経費など）
- ・広報・啓発事業（広報紙発行経費など）
- ・地域福祉推進事業（地区社協活動支援など）
- ・助成事業（自治会、福祉団体等への交付金など）
- ・ボランティア振興事業（ボランティア運営事業など）
- ・あんしんセンター事業（法人後見、日常生活自立支援事業など）
- ・サービスセンター事業（住民参加型支援事業など）

○住民への報告、説明等

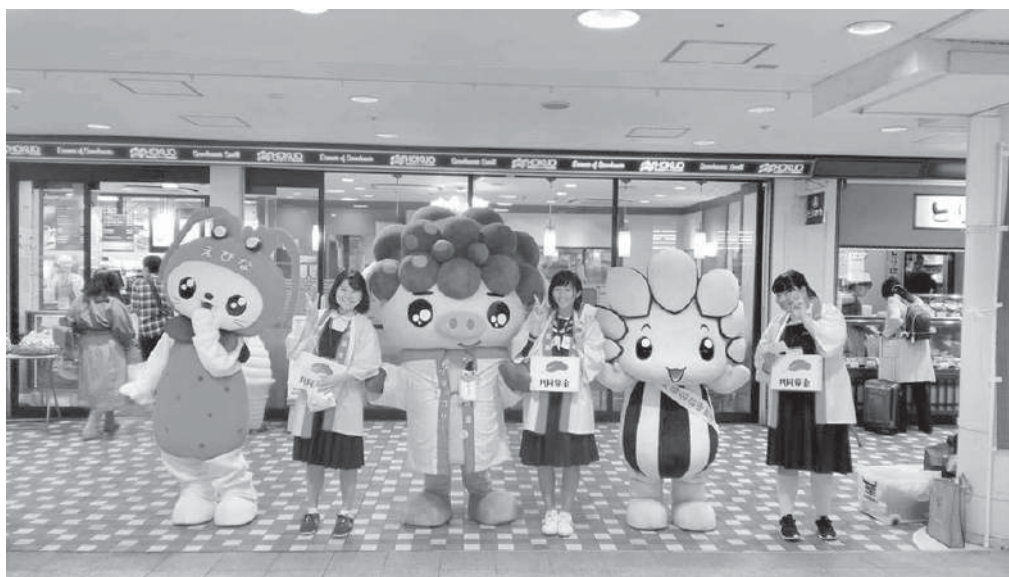
- ・広報紙「社協あやせ」、ホームページにて報告
- ・14自治会役員等へ説明

○共同募金を充当している主な事業

- ・ボランティアセンター事業
- ・福祉当事者団体等事業助成金
- ・広報紙発行事業

（方向性）

- 会費や共同募金の実例を取り入れたPR活動
- 社協会員・募金協力者増強のための検討
- 広報紙「社協あやせ」紙面の見直し
- 市民目線を取り入れた広報づくり



海老名市、座間市、綾瀬市による3市協働の募金活動の様子



(目標 2) 地域共生社会の構築を見据え、市社協活動へ住民が参加しやすいしくみをつくる。

(現状と課題)

- ◇市社協活動は、すべてにおいて住民参加を基本としています。
- ◇本会の役員構成も、住民会員（綾瀬市に住所を有する世帯）、構成会員（市内福祉施設・事業所、団体等）、特別賛助会員（市内に住所を有する企業・商店、団体及び個人）から成り立っており、本来であれば、積極的に本会運営に触れていただくものですが、特に特別賛助会員の皆さまに関わっていただくしくみにはなっていません。
- ◇地域での地区社協活動や住民参加型事業、ボランティア活動、イベント事業等（社会福祉表彰式、福祉レクリエーション大会、福祉ふれあいまつり、あやせ Tomorrow プロジェクト、福祉の仕事知ってもらおうプロジェクト）への参加など、積極的に社協事業に関われる機会を設ける必要があります。
- ◇また、平成28年度から生活支援体制整備事業を市より受託し、第二層協議体（ささえあい井戸端会議）設置に向けた話し合いなどの取り組みを行ってきました。
- ◇地域ニーズを把握し、そのなかで得た課題の解決に向けて、地域共生社会の構築という考えを取り入れていく必要があります。

(方向性)

- 会員が積極的に運営参加できるしくみづくり
- 福祉サービス援助者の登録促進への取り組み
- ボランティア活動参加者増加への取り組み
- イベント事業の周知拡大
- 参加しやすい住民参加事業のしくみづくり
- 地域ニーズをキャッチできるしくみづくり

あやせTomorrowプロジェクト
(ホタル)



(目標3) 誰もが気軽に地域で相談でき、地域の情報に敏感な仕組みをつくる。

(現状と課題)

- ◇平成25年度から落合地区社協と連携し行っています「地域なんでも相談」は、大上地区社協と寺尾南地区社協の新たな参加協力があり、平成31年4月現在で3カ所で開催しています。
- ◇この地域なんでも相談の窓口は、困りごとを見つけ、それをサービスなどの地域資源につないでいくために、地区社協などとの連携をしながら進めていくことが重要です。また、“なんでも”相談という名称から、「何を相談していいかわからない」という声もあり、テーマを絞るなど相談内容の検討も必要となっています。
- ◇市社協では現在、福祉当事者相談（身体障害当事者、介護経験者）、本会窓口における総合相談窓口も随時開設していますが、平成25年に成立した、生活困窮者自立支援法※における、窓口の設置など相談事業に対する課題はいまだ多く、その期待も大きくなっています。
- ◇地域での情報を取り入れるためには、地区社協、ボランティア団体、災害ボランティア関連団体、市内福祉施設などとの情報交換等が不可欠です。そのためには情報収集方法にも工夫をしていく必要があります。

(方向性)

- 地域なんでも相談開催地域拡大に向けた広報手段の仕組みづくり
- 的（テーマ）を絞った相談会の実施
- 困りごとを気軽に相談できる仕組みの拡充
- 様々な団体、施設など垣根を超えた意見交換ができる仕組みづくり



（目標４）さまざまな事に対応できる組織をつくる。

（現状と課題）

- ◇昭和５７年４月の社会福祉法人化以来、市社協は皆様の御協力を得ながら、地域福祉の推進に向け、事業を展開しています。
- ◇現在では日常生活自立支援事業、住民参加型支援事業、法人後見事業、介護保険事業など、多種多様の事業を展開しており、職員の専門性もより質の高いものを求められるようになっていきます。
- ◇この多種多様な専門性と地域で起こりうる様々な問題に対応し、地域福祉活動を推進していくためには、それに対応するための基盤が必要になります。
- ◇限られた資源の中で、多様化する地域ニーズや「ただ一人のニーズ」にも応える事業を効率的に展開していくためには、既存の事業を見直す必要があります。
- ◇事務局職員においては、幅広い福祉制度への知識と技術の習得、地域に対する深い理解を根底にして、既存の制度にないものを見つけ、新たなサービスを創造したり、地域のあるべき姿（向かうべき先）を住民の方と共に考えたりすることが、何よりも重要であり、市民に対するサービス向上のために必要な専門性を身につけるよう努めます。また迅速に行動できる柔軟性を養っていきます。

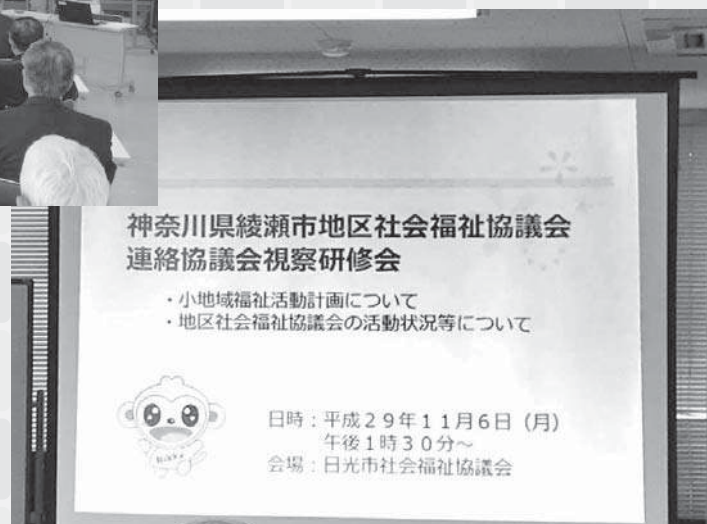
（方向性）

- 事業、組織体制の見直し
- 組織一体の情報交換、研修会等の実施
- 組織として職員を育てる体制整備の検討
- 職員の研修受講、資格取得等を体系化した職員育成計画作成の検討



第五章

地区社会福祉協議会小地域福祉 活動計画



連協バス研修

1 小地域福祉活動計画の策定について

- ◇現在綾瀬市は14の自治会があり、この14の地区を土台に地区社協が設置されています。
- ◇一方で、綾瀬市地域福祉活動計画は綾瀬市全体を対象にしているため、各地区のきめ細かい課題に対応できていないことがあります。そこで、「小地域福祉活動計画」と題し、各地区の課題を共有し、地区の実情に応じた方法で対応していくという形をつくり、その形を見えるように文書化することが重要と捉え、策定しています。
- ◇計画期間については特段の定めはありませんが、綾瀬市地域福祉活動計画と同期間の5ヵ年とすると、策定や見直しのサイクルが一緒の時期となるため連携が図りやすい利点があります。
- ◇小地域福祉活動計画策定にあたっては、その意義として、①単年度では難しい課題に対して、年度をまたがって長期的に対応することができる、②単年度の事業を重ねた先に見えてくる地域のまちづくりへの思いや実践を、次代に引き継ぐことができる、③策定作業を通じ、「地域の現状と将来について話し合う機会が生まれる」「他団体とつながるきっかけとなる」「事業を見直すきっかけになる」などが挙げられます。
- ◇また、策定方法は、①策定ワークショップ※で課題の抽出や目標・手段の検討を行い、その後計画を策定する方法、②地区独自に作業・協議を重ね策定する方法、の2通りを提示し、各地区社協の方々が取り組みやすい策定方法を選択していただき、小地域福祉活動計画が策定されました。



策定ワークショップ



吉岡地区社会福祉協議会

No.	課 題	目 標	手 段
1	買い物問題 (買い物難民※)	・ 買い物代行ボランティアの構築 ・ 配達サービスの確立	・ 買い物に行く際、買い物に行けない人の御用聞きをして一緒に買い物をしてくる。 ・ 買い物代行ボランティアを募る。 ・ NPO※法人の移動支援サービスを検討する。 ・ スーパーなどで行っている配達サービスを最大限利用していく。
2	新住民との関係 学区で地域が分断されている	新住民と旧住民の顔が見える関係づくり	・ 吉岡地区社協祭りへの参加を募る。 ・ 口コミでの参加依頼。 ・ 参加を促すPR活動（ポスター掲示）チラシ配布 ・ 遊休田畑※を利用し稲作、野菜を作る、憩いの場づくりやコミュニティづくりをして地域の親睦を深める ・ 開催場所を考える（場所を変える）
3	吉岡地区（吉岡地域）で活動するボランティアの充実	地域で、ボランティアをしてくれる住民の拡充を図る	・ 吉岡工業会や、福祉施設などに出向き、吉岡地区社協の活動をPRし、活動への理解と協力（人的協力）を求めていく。
4	子どもや子育て中の保護者向けの事業（活動）が少ない	子どもや子育て中の保護者向けの事業を展開する	・ 子どもや子育て中の保護者向けの新規事業の検討（カフェスタイルで各区公民館で開催） ・ 子育て中のママ、パパを対象にカフェスタイルで集う場所の提供（KAKA※、各区公民館…場所の提供のみ） ・ 子育て中の保護者向けの事業を展開し、いずれは担い手側の協力を促す。担い手の高齢化の一部解消になれば。
5	学生（高校生・大学生）の顔が見えない	・ 学生が地域に参加する ・ 子どもの頃からボランティアに参加する	・ 学生に限定した昼食会などの開催を、場所の協力（KAKAなど）を得て行う。 ・ 参加者に対し地域活動に協力を求めていく（単年度事業ではなく定期的かつ継続的に行う）。 ・ 子どもの時から地域行事に参加させる。外国のようにボランティア精神を子どもの時から体験させていく。
6	地域高齢者の健康問題	医療、介護費の節約	・ ビンポン健康サロンや体操教室へ口コミ等により誘い、地域の高齢者がいつまでも元気に地域で暮らせるよう支援する。
7	人材発掘と育成問題 助けあいの輪の育成	・ 行事に参加する、参加したいと思わせる ・ 声かけ、呼びかけを広める	・ 機会を見て声を掛け合い個々にお話しする（思い込みや良いこと、悪いことを払拭する）。 ・ 隣近所の交流から ・ 常日頃から“向こう三軒両隣”の交流を持ち、輪を広げていく。

小園地区社会福祉協議会

No.	課 題	目 標	手 段
1	高齢者の孤立	居場所づくり	ラジオ体操の実施場所を拡大する（４区の小園公園等）
2	コミュニケーション不足	憩いの家の増設	空き家情報の調達 地域にいきいきサロン等、みんなが歓談できる場所をつくる（４区、９区方面と１区方面に各１ヵ所）
3	情報の共有化	地域内で顔の見える関係づくり	こまめに広報活動で情報発信する（公営掲示板、広報誌等々）

寺尾北地区社会福祉協議会

No.	課題	目標	手段
1	集う場所と目的が乏しい	・ 集う場所と目的に求める役割を明確にする ・ 様々な目的をもった集まりを開催することが必要 ・ 同じ目的を共有した仲間と集まる機会が持てる	各年度の事業計画にて、目標に定めたことを達成できるように手段を検討する。
2	住んでいる人が、困ったときに困ったと言える人間関係になっていない	・ 顔を合わせる機会をたくさん作る（ジャンル、手段を多様化する） ・ 知り合いづくり（友達づくり）を第一に考える ・ 困ったときに相談ができ、相談を受け付けることのできる体制が必要 ・ つながり方の新たな方法も考えてみる	
3	広義では“地域の”、狭義では“地区社協の”担い手が不足している	・ 将来の状態について考える機会を持つ ・ 地区社協活動について知ってもらう ・ 担い手の形（あり方）の再検討（年齢層、関わり方など） ・ 今の担い手に合わせた活動の再点検	
4	地区社協活動の展開がまだ軌道に乗っていない	・ 地区社協独自の活動を展開する ・ 地域のつなぎ役としての組織を確立する ・ 地区内他団体と協働できる活動はないか模索する	

寺尾南地区社会福祉協議会

1 地域福祉活動目標

「住み良い街づくり、住んで良かった街づくり。」

2 地域福祉活動計画策定にあたって

小地域福祉活動計画策定ワークショップで得られた課題及び既に平成24年から当地区社協で活動している地域個別福祉活動の課題を盛り込み、5ヵ年計画を策定した。

地域個別福祉活動とは…地域住民の個々の支援活動であり、特に高齢者や障がい者の支援活動が谷間（支援活動が希薄）であることから平成24年地域個別福祉活動に取り組む。個別福祉活動は間口が広いこと、また、同活動は、個人情報保護法やプライバシー保護法に関わる情報が必要であることから、この情報が得られる綾瀬市の制度である避難行動要支援者登録制度登録者を主体に地域個別福祉活動に取り組んでおります。

3 地域福祉活動経緯と今後の取り組み

(1) 避難行動要支援者登録制度登録者の普及活動

平成24年4月、避難行動要支援者登録制度登録者数は、寺尾南地区全体で10名の登録であり、最初の活動は、同制度の普及活動の推進となった。

(2) ボランティア要員の確保

避難行動要支援者登録制度の登録普及活動に伴い、登録者増に見合ったボランティア要員の確保。

(3) ボランティア部会新設

平成26年5月ボランティア部会新設、及びボランティアセンター長を配置する。

(4) サロン「なごみ」開所

要支援者の見廻り活動を通じて、特に独居者宅を訪問して感じたのは、話し相手が少ないこと、また、閉じこもりの方が多いことがヒントになり、サロン「なごみ」を平成26年3月に開所した。

(5) 支援活動の有料化移行検討

要支援者の支援活動有料化移行の希望があり、要支援者の支援活動依頼しやすい環境づくりを推進している。

(6) 障がい児童の登校支援活動に取り組む

当地区内に住まわれている障がい児童の登校支援活動要請が平成26年に市社協からあり、障がい児の母親、養護学校からの活動条件が掲示され、その検討に2年を要し平成29年5月より活

動を実施した。

(7) 災害に強い街づくりの検討

サテライト災害ボランティアセンター運営訓練を平成28年度より取り組む。

この訓練は、寺尾南地区で災害発生を想定、本部と連携、県外から派遣されるボランティア要員受入れ、被害地や被害宅に派遣ボランティア要員の道案内を行う訓練である。

今後の目的は、地域で実施している、避難訓練と連携することにより災害に強い街づくりの実現が見込まれる。

住みよいまちづくり、住んでよかった街づくり

地域個別福祉活動の推進

要支援登録者の普及活動	担い手不足	連携	生活支援	災害対策
①登録が必要方々の顕在化活動 ②高齢独居者主体に登録普及活動 ③民生委員児童委員との連携による普及活動の推進 ④支援者、要支援者の口コミによる普及活動の推進	①定期的に組長回覧で募集活動 ②ボラ要員の口コミでの人材確保 ③老人会の資源（人材）の有効活用 ④地域内への募集活動 ⑤ボランティア要員のスキル向上	①地域団体との連携による福祉活動の活性化 ②地域内福祉設、高校、「まごの手」等との連携による活動の活性化 ③養護学校と連携し障がい児童登校支援推進	①支援活動の有料化移行による依頼しやすい環境づくり ②支援活動の事例収集による有料化検討 ③「まごの手」、福祉施設、その他団体と活動連携による生活支援活動の推進	①サテライト災害ボラセン訓練の定期的実施 ②サテライト災害ボラセンと地域避難訓練の連携、災害時に備える ③災害時の避難マニュアルの作成

地域個別福祉活動5ヵ年計画

1 避難行動要支援者登録制度普及活動

活動年度	過去の活動状況	2019	2020	2021	2022	2023
活動目標		125名	140名	160名	180名	200名
活動進捗状況	過去6年間普及活動を推進中、現在登録者数116名 ・民生委員の活動も含む					

2 担い手不足…ボランティア要員の確保

活動年度	過去の活動状況	2019	2020	2021	2022	2023
活動目標		20名	23名	26名	29名	33名
活動進捗状況	要支援者の支援活動 ボランティア要員17名					

3 連携

活動年度	過去の活動状況	2019	2020	2021	2022	2023
活動目標		連携団体の掘り起こし				
活動進捗状況	既に地域内福祉施設、「まごの手」等の団体と定期的な意見交換、生活支援活動連携検討					

4 生活支援活動…支援の有料化移行の推進

活動年度	過去の活動状況	2019	2020	2021	2022	2023
活動目標		データ収集	有料化の試行	有料化移行		
活動進捗状況	過去3年生活支援活動の事例を収集。データ不足であり、継続収集	生活支援活動データ収集 ・有料化移行資料の作成				

5 災害対策…サテライト災害訓練

活動年度	過去の活動状況	2019	2020	2021	2022	2023
活動目標		1回実施	1回実施	1回実施	1回実施	1回実施
活動進捗状況	災害時に備え過去3回サテライト災害訓練を実施、更に継続実施	他団体と合同訓練実施 ・訓練マニュアルの精度向上	サテライト訓練の向上 ・緊急時マニュアルの作成	自治会の避難訓練と連携	自治会の避難訓練と連携	自治会の避難訓練と連携

参考資料

○第四次綾瀬市地域福祉活動計画策定に係る調査結果

- (1) 地区社会福祉協議会・・・・・・・・・・・・・・ 5 5
- (2) 福祉関係施設・・・・・・・・・・・・・・ 6 7
- (3) 当事者団体・・・・・・・・・・・・・・ 7 0
- (4) 職能団体・・・・・・・・・・・・・・ 7 3
- (5) ボランティアグループ・・・・・・・・・・・・・・ 7 4

○気軽にふれあえ魅力ある綾瀬市社協をつくる4つの目標策定に係る調査結果

- (1) アンケート設問・・・・・・・・・・・・・・ 7 9
- (2) アンケート集計結果・・・・・・・・・・・・・・ 8 1

○地域福祉活動計画推進委員会設置運営規程・・・・・・・・・・・・・・ 8 2

○綾瀬市地域福祉活動計画推進委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・ 8 4

○社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会の事業概要・・・・・・・・・・・・・・ 8 5

○用語の解説・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 4

※文中の「※」を付している語については、巻末の「用語の解説」で言葉の意味を説明しています。

○第四次綾瀬市地域福祉活動計画策定に係る調査結果

I 地区社会福祉協議会

落合地区社会福祉協議会

1 アンケート結果から

- ・大型車の通行できる道が少ないことから、火災、災害時の消防車両等の活動が制限されないか心配。
- ・少子高齢化に伴い、敬老者向けの活動はやや活発に感じられるが、子供向け活動が少なく思える。子ども神輿等、自治会活動はあるものの、参加者は少ない。
- ・自治会、老人会、地区社協その他それぞれの活動を行っているが、今のところ交流はない。
- ・動けなくなるにはもう少し時はあると思うが、余裕はない。店等もなく、活発性のない地区と思う。
- ・色々なイベントにも参加する人が限定されていてその他大勢は、無関心か、参加する気はあっても、きっかけがないかも。

2 ヒアリング調査から

- ・子育てサロンについて、どのようにすれば発展させていけるか、これから勉強したい。利用者が知らないということもあり、広報活動もすればよいが、車でくることができない点が課題。
- ・コミュニティバスよりも小さいワゴン車でも定期的に巡回していると非常にありがたい。
- ・人を集めるコツとして、1対1のくどきということがある。会って直接話して、声かけやPRすることで人とのつながりができる。
- ・担い手の平均年齢は上がる一方で、下がることはない。特段の理由がないと、30代、40代の若い世代は地域から出て行ってしまう。
- ・以前から地区社協でお祭りの開催をと言われているが限界もあるので、もっと自治会と協力することで実現できるかもしれない。

3 見えてくるもの・地域のニーズ

- ・隣接宅コミュニケーション（宅前道路の開放？、道路上お茶会？）
- ・参加者主導の事業（持ち寄りスポーツ、持ち寄り交換など）
- ・自治会活動を中心となって行っている役員だけが努力していても地域活性化は限られると思うので、多くの住民（自治会員）が積極的に地区活動を実施できる環境づくりが大事。※現状自治会役員へのなり手が少ない。
- ・互いに助け合う仲良し仲間グループでも良いので、グループの組織化を図り、活動をスタートしては（子どもの通学路の見守り等でも）。

寺尾天台地区社会福祉協議会

1 アンケート結果から

- ・高齢化が進み、自治会行事、ボランティアサロンに出向いてこられる人が少ない、多くの方に参加してほしいのですが…。
- ・子どもさんが少ないのか、お母様が仕事を持っていらっしゃるのか、子ども会が無くなり、子どもたちの交流があまり見られない。
- ・地域への関心が薄い
- ・ごく一部ではあるが、昔ながらの近所づきあいで、お互い助け合っている。
- ・隣近所のコミュニケーションが必要と思う。誰が住んでいるか、どういう家族かくらいでも

2 ヒアリング調査から

- ・運転免許証を返納すると交通の便が悪く感じる。それまで一度にいくつも用事を済ますことができていたが、ひとつ済ますだけで精一杯になってしまった。
- ・サロンについては、すべて課題。参加者が固定化してしまう。チラシを作ったり、声かけしたりするようにしているがあまり効果ない。地理的に遠い人もある。いつも漠然とやっても参加者が増えないので、役員が毎回何をやるかを考えている。役員も少なくなってきたので、負担になる。
- ・サロンに関わっていない人にとって、サロンが何をしているところかということは浸透していないように感じる。
- ・在住外国人について、犯罪の心配についてはあまりない。ただ育ってきた文化が違うので、自分たちと同じ生活スタイルを求めても無理がある。単純に“知らない”ということが多いので、“教える”ということが大切。
- ・空き家が多いというのは環境的には不安。
- ・在住外国人と共存するため、ゴミ表示を8か国語でやっているところがある。犯罪性は少ないが、文化の違いから、まったく同じように生活するのは難しい。

3 見えてくるもの・地域のニーズ

- ・高齢者がボランティア活動に積極的に参加できる体制づくり
- ・他の団体ともっと横のつながりを持ち、お互いに協力しあえばもっと行事に参加する人も増え、良いアイデアも生まれ、色々と発展出来るのではないか。
- ・お手伝いしてくれる人が少ないと言うが、お手伝いできる人はいるはず。お手伝いしたい人が少ない。自分の時間を割いて手伝ってくれる人を発掘していくのが地域の役目であると思う。そのためには日頃から近所とのコミュニケーションを図っておくことが必要。
- ・高齢者だけでなく、子どもに対応できる場とすることも必要か。

吉岡地区社会福祉協議会

1 アンケート結果から

- ・お年寄りの買い物難民が今後5～6年で発生しそう。
- ・吉岡は、一定の人はボランティア活動をしているが、その他大勢はほとんど関心がないのが実態である。
- ・自治会役員も担い手がなかなかいないのと、役員の内容も簡素化しないと若い人は勤めが有ったら役員はなかなかできない。
- ・農業従事者の後継者がいない。→田畑の遊休地・荒地の増加
- ・高齢者向けの活動（体操教室等）は耳にするが、子供や保護者向けの活動がない。
- ・毎年新しい活動を何かひとつは入れているつもりだが、マンネリ化になっていると思う。外から見て吉岡の活動はどう見えるか確認したい。

2 ヒアリング調査から

- ・自治会の役員がいつも同じ顔ぶれ。新たな人を探すのが大変。若い人に入ってほしい。そのため魅力的な自治会づくりが重要か。
- ・高校生くらいから顔が見えなくなる。大学生はなおさら。NPOなどの大きな団体への参加は多いようだが。地域にはもっと必要なことがあるのに、そこに目が向かない。
- ・なんでもいいがきっかけを作っていくことが必要。
- ・定年退職して、家で過ごしている人をどう引っ張り出すかを第一に考えるのが良いと思う。毎日働いているということはないと思うので、空いている時間に関わってもらえないか。
- ・全てに共通する問題はコミュニケーション。それは私たち今の担い手から始めるのが良い。例えば普段から会う人に挨拶していく。

3 見えてくるもの・地域のニーズ

- ・口コミで引っ張り込むしかないか。また、魅力ある会を作っていくことが大切だと思う。
- ・各地区の社協の役員も見学に来てほしい。内容の検討や意見交換もできるのではないか。吉岡も他の地区の行事を見学して自分の地区に良いものは取り入れたい。
- ・子ども同士、親同士の関わりを持てる行事等の企画を立てる。
- ・高校生～大学生ぐらいの年代が集える場所を作っていくと、それが将来の地域人材の確保につながるのではないか。
- ・幼い時から地域活動に出ていると、抵抗なく参加できるのではないか。

寺尾北地区社会福祉協議会

1 アンケート結果から

- ・坂が多く地区全体の人を一か所に集めるのが難しい。
- ・自治会での防犯パトロール・小学生の登校安全の立哨※^{りっしょう}をボランティアで活動している。
- ・認知症※は名前こそ広まったが具体的な理解は乏しい。また、障がい者、発達障害※、LGBT※等でも気楽に出歩きカミングアウトできる地域にしていきたい。
- ・昔から地付きの人たちが土地の風習ややり方を強制しない点は、新住民にやさしい。

2 ヒアリング調査から

- ・男性は囲碁や将棋などの、ゲーム性があり、勝負がかかったものの方が関心がある。
- ・事業の参加者は女性の方が多いが、企画・運営は男性が多いように感じる。
- ・地域から孤立しないために、お互いを知っていて、困ったときに声をあげられるような関係性をいかに作っていくか。
- ・それまでの仕事や得意分野を活かせるような目的、役割を持たせるような方法、活動により協力をお願いする。
- ・地区社協は“協議会”であるので、構成団体の総会などを一緒にまとめてやれば、やっている人たちの負担軽減になるのではないか。
- ・自分の中に閉じこもってしまっている人を変えるのは難しい。そのような人はそもそも人との関係性を持たない。
- ・子どもから高齢者まで使える、“総合的な”居場所があると、活動に様々な発想が持てる。

3 見えてくるもの・地域のニーズ

- ・顔見知りになるために、まずはお互いに話せる場をつくることが重要。
- ・地域に企業、NPO※がないから、現在のリソースとの協業が主体となる。ただ、これまでは全体協議はあっても特定テーマを特定グループで協議することがなかった。これからは、夢クラブの友愛活動とのリンク、民生委員※との協議から個別支援のノウハウ、心得るべきことなどを学んでいきたい。
- ・男性は“目的”が無いと集まらない。女性はしゃべることや、その場に行くことそのものを目的とできる。男性は行った先にあるものを目的とする。
- ・みんなが困ったときに困ったと言える環境づくりが重要。アンケートを実施し、困った内容をみんなに知ってもらうことが必要。
- ・すり鉢状であるからこそ便の良い場所が児童館であるが、それは利用の制限が多く、使いにくい。もっと自由に使えるようにするべき。

蓼川地区社会福祉協議会

1 アンケート結果から

- ・綾瀬市では比較的駅に近い地域で、買い物するのに大手コンビニチェーン店が唯一あるだけ、自動車、自転車等に乗れる間は生活の心配はないが将来年老いたら、この地域は買い物難民が発生する事が予想される。
- ・ボランティア、一人暮らしの食事会を地区社協が行っているが、なかなか参加する人が増えない。PRするが、自分で作ることができるからと（参加の目的は、一時を皆さんと楽しんでいただけるように思うのですが?）。
- ・自治会役員が揃っている。神社があり、催し物も、そこでできている。
- ・蓼川地域は小自治会の為、人と人とのつながりが良いのでは。

2 ヒアリング調査から

- ・高齢になってくるとインターネットの使用にも支障が出てくる。
- ・市内のスーパーに行くより、電車に乗って大和まで行ってしまった方が便利。
- ・買い物について、昔の“御用聞き”がこれから復活してくると考えている。
- ・買い物代行ボランティアなどがあると便利だが、今はなかなか近所づきあいがないので頼みづらいし、声もかけてくれない。
- ・蓼川神社はまち全体で管理していて、盆踊りや餅つきなどで地区の人は誰でも使うことができる。
- ・子ども会が活性化すればそこに出てくる母親が元気になってきて、地域に担い手が戻ってくる。

3 見えてくるもの・地域のニーズ

- ・蓼川神社を中心とした、“鎮守のまち”としてのつながりを活かさないか。
- ・増えた若い世帯を自治会にいかに関心を持たせ、若返りを図るか。
- ・デイサービスの車に同乗するというようなことはできないだろうか。

寺尾綾北地区社会福祉協議会

1 アンケート結果から

- ・ごく限られた人のみで構成されている。
- ・高齢者と子どもとの交流が少ない、機会があるが参加してくれない。
- ・近所付き合いが皆無

2 ヒアリング調査から

- ・イベントに1回は来るが、2回目以降はなかなか来ない。リピートがない。
- ・支えられる人ばかりが増えていて、支える人が増えないように感じる。
- ・事業の内容もそうだが、会として迎え入れる態勢になっているかどうかが重要
- ・行事ごとで若い人が協力はしてくれるが、その後が続かない。
- ・空き家を借りられたとして、維持費と、管理していくリーダーが必要

3 見えてくるもの・地域のニーズ

- ・人の集まるところのために、拠点が必要
- ・活動の新たなリーダーとして、自らすすんで手を挙げる人材の発掘
- ・世代をまたいだ事業が必要

大上地区社会福祉協議会

1 アンケート結果から

- ・大部分が平坦地で高齢者にとっては生活しやすく、商店（スーパー等）もあって利便性大、駅にも近く外出に便利。
- ・場所に恵まれ（ふれあいの家、自治会館、大上会館）、各団体のサークル活動が活発に活動しているが、PRに乏しくメンバーが固定しているのでは。拡大を考えたかどうか。
- ・福祉の担い手の高齢化が進行し、同時に若手の担い手が確保できない。
- ・高齢化が進んでいる現在、「他人に家庭内を覗かれたくない」「他人に迷惑をかけたくない」という住民の懸念を払拭しての仲間づくりは、現実には大変難しい。

2 ヒアリング調査から

- ・まず一番大事な事は人間関係を作っていくこと。
- ・担い手を増やすために、基本的には自分の知っている人に直接声をかけていくこと。
- ・担い手に居続けるには、きっかけや役割が大事。人は役割があるから動くという側面もあるので、参加者に役割を持たせることが重要。役割を持たせるために、何を充実させていけばいいか。
- ・困ったときに「あの人に聞こう」という考えがみんなにできれば、それなりの支えあいはある。何かあったら人に頼める地域ができることが理想。あんまり大げさなことを考えても、所詮はできない。
- ・紙媒体で見て、入ろうと思う人は多分いないと思う。だから、口コミが大事。“誰とやるか”が大事。誰かと一緒にお祭りなどのイベントを経験してもらう。

3 見えてくるもの・地域のニーズ

- ・地区社協が何をするかという点のPRが少なすぎるのでは（ボランティアはどこまでをいう

のかもわかりにくい)

- ・各団体での単独活動では限界があり、活動範囲は限られる。したがってお互いの特性を生かした協働事業により、地域に貢献できる活動は大きくなると思う。
- ・自治会、民生委員、地区社協等地域資源の共有化を図りたい。その土壌を作ることが急務であろう。
- ・関わる機会も得られずに、こういう場に出ることもなく過ぎていってしまう人が大半であると思う。そのような人たちにちょっとでも参加してもらえるような機会を作り、うまく伝えて、少しずつ引き込んでいくと良いと思う。
- ・地区社協会員の BBQ（バーベキュー）大会など開き、地区社協の良い所を見せたらどうだろうか。
- ・情報に関しても、PR の量ではなく、“情報を伝えること”にもう少しベクトルを変えていくということが必要ではないか。

小園地区社会福祉協議会

1 アンケート結果から

- ・認知症のグループホームや老人ホームが出来たが、地元の自治会や地区社協との交流、協力ができていない。また、地域のコンビニやドラッグストアと災害時の協力関係を築く方法が分からない。
- ・高齢化の為、運動会や防災訓練等の出席者が少ないのは仕方ないこと。中には、関心のない方も少なくはないと思う。
- ・かつてはどの家庭も三世代同居が当たり前であり、その中で目上の人を尊敬する思想が根付く等、大きな財産があった（今は、子ども神輿で交流がされている）。

2 ヒアリング調査から

- ・“小園は歴史あるまち”という意見が印象的
- ・子どもたちを地域にどのように引っ張り込んでいくか。
- ・空き家の貸出について、これまで自分が長年住んできた家に他人が入ってきて他のことに使うということは、どうしても抵抗がある。
- ・女性は井戸がなくても井戸端会議ができる。男性は井戸があっても井戸端会議ができない。

3 見えてくるもの・地域のニーズ

- ・高齢者と子どもが一緒に集える場が必要。
- ・後継者を発掘するためのしかけが必要。
- ・住民に活動を知っていただくことや、興味を持っていただくこと。無関心の人たちも多いと思います。
- ・常時の交流ができないか。

- ・集いの場として、児童館は使えないのか。

寺尾南地区社会福祉協議会

1 アンケート結果から

- ・自治会も老人会も役員の成り手がいない、そのために、催し事では自治会と老人会の共催という形が多くなってきている。
- ・健康と思われる人は全員ボランティア要員になるような制度（社会の仕組み）にしなければ一部の人々にのみ負担がかかり長続きがしない。
- ・学童の登下校時の見守りを地域住民が行っている。ついでにゴミ拾いも行っている。

2 ヒアリング調査から

- ・災害というところで、つながりの輪を広げるために、特に中学生に対してアプローチを強化して、地域の防災をテーマとした福祉教育を充実させる。そのために、災害ボランティアネットワークなどが行っていることの内容を少し参考にしてみると良い。
- ・地区社協、民生委員をはじめ、地域にいる人たちがみんな個人情報、守秘義務といったものをきちんと理解する必要がある。そのためには定期的な勉強会を開催する。
- ・“自助※”と“互助※”の境目の判断。どこまでが遠慮しているのか、本当に困っていないのかわからない。
- ・声かけとか、私たちが何かしら役になっているときは、もっといろんな人に声をかけていて、それで一度でも来てくれた人にも声をかける、ということを常にやっていかないとけない。一回断られたから終わりではなく、何回でも、ことあるごとに声をかけておくということが必要と思っている。
- ・“あなたが必要なですよ”というメッセージをどう出せるか。
- ・“仕方ねえ”からやるけども、とか“仕方ねえ”からやってあげようか、とか。仕方ねえからっていうだけでもうやらなければならないという使命感に駆られている。

3 見えてくるもの・地域のニーズ

- ・福祉事業所※が集まっており情報や人材が集まっているが、定例化しての集まりがまだない。分野を超えての情報共有ができるとさらに良い発想や取り組みが活かせそう。
- ・各団体の定期的な意見交換を行い、具体的な目標を掲げて、協力し合っていくことが必要。
- ・“問題が問題として上がってこないこと”が問題。要は要支援者から「こういうことで困っている」ということが話として出たとしても、ボランティアさんはそれが大変だと思うか否かで変わる。だから難しい。
- ・掘り起こすというよりも地域にどういう人が住んでいるか、それが大事なことである。地域を知るということである。

早川地区社会福祉協議会

1 アンケート結果から

- ・社協としてのボランティア活動は地域拠点を設置し実施しているが、年間約2件の要請しかない。社協以外のボランティア活動は個人個人で好きな団体に所属し実施、社協として詳しくは把握していない。
- ・早川城山住宅があるため平均年齢が若く事業計画を実施すると参加者が比較的多い。
- ・早川地区は古くから住んでいる人が多く、社協の活動を推進する時に協力的な人が多い
- ・企画が良くなければ人が集まらない

2 ヒアリング調査から

- ・自主性を持って参加できる環境は、現状ない
- ・憩いの家※のアンケート実施→決まった人しか出来ない
- ・城山地区は無料なら集まるが、通常は集まらない。口コミでしか集まらない
- ・地域で何かをやって発展させていくには自治会の協力が欠かせない
- ・地区社協が何をする団体なのか分からない

3 見えてくるもの・地域のニーズ

- ・高齢者が健康な生活を暮らせる環境をつくる。
- ・自治会と地区社協がタイアップした方が良い
- ・地区社協活動をもっと知ってもらいたい。

中村地区社会福祉協議会

1 アンケート結果から

- ・スーパー等はあって不便さは感じられない。
- ・若い世代の流入人口が多い地域なので、高齢者と若い世代がそれぞれバランスよくまちづくりや施策を行う必要がある。
- ・地区社協は何をしているのか分からない（住民が知らない）。
- ・防犯防災について、普段時や避難行動時の自治会の行動が曖昧。
- ・70歳以上で元気な人は何処へ行っているのか？

2 ヒアリング調査から

- ・地区社協は関連団体の集まりなので、自治会も含めて様々な要素が担っている。そのため、市社協の会費を集めるところというイメージ。そして市社協のこともよくわかっていない。
- ・支えあいという気持ちがもう無いのだろうかと思わずに怒りすら覚えるほど。年をとったり、災害が

起きたりしたときは必要になるはずだが、そのような気持ちが希薄なようである。

- ・地域を知ってもらうためにどのような情報が出せるか。それは地区社協のひとつのミッションと言える。
- ・若い世代の人は福祉の話など全く聞いていない。ダブルケア※など、当事者（自分も年寄りの面倒を見なければならなくなる）になれば話に反応し、耳を傾けてくれるが、それ以外の人は全く興味がない。
- ・地域活動に参加しないことへの制裁（＝自浄作用的なもの）を全く視野に入れずに厚労省をはじめ国の役人は地域の連携だ、支えあいだという。それは無理なことだ。その自浄作用を土壌にして地域内の互助、共助というのは維持されていた。今はそのコミュニティ（地域社会）にすら入らない人がたくさんいるので、難しい。
- ・（会の運営について）負担があるからと行事をどんどん辞めていってしまうと、シンボルとなるものがなくなってしまう。さらにたまに何かやろうとしても見向きされない。やめるのは楽だがやるのは大変。

3 見えてくるもの・地域のニーズ

- ・世代間交流※の促進
- ・朝のラジオ体操を習慣づけ体力向上、交流、助け合いにつなげていけたら良い。
- ・自助※を高めるために地域、市社協、行政はどんなことができるか。まずは情報提供、量と質、その人が欲する情報を提供する。自助を高めるための情報。それでもやりきれないものは共助※という形。最後の砦としての公助※。

綾西地区社会福祉協議会

1 アンケート調査から

- ・市役所方面へのバスの便が少ない。
- ・かつての商店街（バザール商店街）にあった多くの個人商店がシャッターをおろしたまま、再興する兆しが見えない。
- ・高齢化により後継者がいない。
- ・歩いて行ける範囲内に駅、大型商業施設、サービスエリアの大型商業施設などがあり、猛暑の季節以外なら、そこに歩いて行くことができ、健康維持に役立つ。
- ・年代が同じような人が多く、共通の話題が多い。
- ・自治会や商店の方や、地域で、色々な職の方や人材の方とつながって、その方たちの活躍の場があれば良いと思う。

2 ヒアリング調査から

- ・ボランティアのきっかけは“講習会参加”であることが多い。
- ・地域内の困りごとを気軽に相談できるところを作り、相談してきた人たちの力になっていく

ことで、逆に自分たちの力になってくれるのではないか。

- ・ボランティア活動のためのきっかけが見つからない。“チャンス”を与えるには。
- ・“何事も楽しくなければ実を結ばない”→やる側が楽しくないといけない。
- ・新たな人たちを呼び込むために、新しい企画も必要かもしれない→大胆な発想の転換。
- ・我々は物事を考えるとき、「去年はどうやった」から入るので、このスタートの仕方を変えなければならないかもしれない。

3 見えてくるもの・地域のニーズ

- ・児童館、憩いの家はあるが、一般市民が利用できる公民館がない。
- ・皆さんが望む勉強会や、逆に知らない未知のことについての講演会などを開く。
- ・ボランティアとして人を引き付けるには、やっている人間の、新しい人を受け入れる心構えが必要である。
- ・高齢者のボランティアが“ボランティアの喜び”を体感し、それを若い人たちに発信していく。楽しかったこと“だけ”を綴った事例集などを作成してはどうか。

上深谷地区社会福祉協議会

1 アンケート結果から

- ・高齢化が進み、自治会等の役員が見つからず、苦勞している。
- ・自治会、地区社協、老人会等がそれぞれ親睦、交流活動を行っている。
- ・自治会加入率が低いので、地域住民のニーズの把握が難しい。
- ・高齢化はどこも同じだと思うが、上深谷は比較的商業施設が近いので、個人で出来ることをしている感じがある。

2 ヒアリング調査から

- ・他団体との連携では、運動会のときに割り振りがあり、地区社協として協力している。
- ・地区内に公園は多いが、憩いの場として機能するか（ベンチがなく、集まりにくいところもある）。
- ・子育てサロンについて、通っていた方とは卒業後も交流がある。そのうち2名が手伝ってくれたことがある。
- ・つながりを作るために、昔の遊びを通じた学校との交流や、長峰の森※での BBQ や苗植えなどの事業がある。

3 見えてくるもの・地域のニーズ

- ・核家族が多いため、世代を超えた交流があれば
- ・老人会に入らなくても、食事会に参加される方は多く、外に出られる方は多いようだ。そのような方々を担い手とするために、きっかけや役割の創造が必要。

- ・自由に使えるお茶のみの場が必要。

上土棚地区社会福祉協議会

1 アンケート結果から

- ・駅が無く、交通の不便さ、どこへ行くにも坂を通るきつさ、これから年を取って歩く不安を抱え、引っ越し等を考える不便な暮らしである。
- ・地区のほぼ中央に地区センターがあり色々なグループの活動は行われている。しかし自助グループ※等の活動には一部の方のみが活動し新たな人の参入は少なく、また参入への画期的な方策が見出せないのが現状では。

2 ヒアリング調査から

- ・地区社協でふれあいまつりを行うとき、各団体に要請して、団体の持ち味をもって参加協力してもらおう。ただそれ単独で終わってしまい、その後のつながりとか連携まで発展していかない。
- ・地区社協自体も、本来的にいえば、他団体からの役員ではなく、専属の人間をもう少し育てない限り、組織として発展するのは難しいのではないか。
- ・各団体が地区社協に入っているが、毎回の会議には理事として充てられた人だけが出席するので団体の他の構成員にとっては、自分たちの団体が地区社協に属しているというぼんやりとした認識はあるが、自分が入っているという感覚は特にならない。
- ・今は 70 歳近くでも会社に勤めている人がいる。主婦でも、パートに行ったりしている。全体的に手の空いた人というのが少ない。上土棚は北・中・南の 3 地区に分かれているので、1 ヲ所でやるということも難しい。
- ・つながりを持つためのお祭りだということの強い意識が必要
- ・他市だと市や商工会の人たちが企画、立案し、自治会は手伝いをするだけで、それだったら問題ないと思うが、自分たちで決めていろんなことをたくさんやらなければならないとなると、もう 2 度とやりたくないという人も出てくる。

3 見えてくるもの・地域のニーズ

- ・目的に適した交流会などを開催して協力者を増やし交流の輪を広げる。
- ・親子で参加のひろばや祭りも楽しく参加してはいるが、その次に進めない。親子での勉強会を、継続してやる必要がある
- ・根気よく長いスパンで計画して活動する。
- ・様々な集まり等で“あら”と思う話や発言する人がいる。そんな人材を上手に活躍する場に押し出せたら良いのになあと思う。

II 福祉関係施設

ケアハウス※長寿

- ・地元老人クラブとのつながりがあるとよいかも。
- ・地区社協のサロンを施設で開催することは可能。
- ・高齢者（入所者）も担い手になることについて、やるまでが大変。やりはじめると楽しんで関わりそうな印象がある。
- ・高齢入居者の多くが、地域に出て交流をもつことを億劫がっているのは、歳だから、とか足が痛いからという理由が多い。その奥には、「人に迷惑をかけてまで行きたくない」という考えがあるようである。そのため、逆に地域の方から来てもらって問題ない。
- ・職員研修の機会がない。
- ・地区社協（社会資源）の活用方法

杜の郷

- ・県央東部4市の施設長会議に出ると、人材の話は必ず出る。それほど深刻な問題。
- ・受け入れ予定のベトナム人は、あまり日本語は得意ではないようである。受け入れる職員側に、（相手の）言語や文化への理解が必要。
- ・介護職員が今やっている仕事で、介護職員でなくてもできる仕事を取り出して、担ってもらう。今考えているのは、シフト交換。直接的な介護は難しい。
- ・施設同士の情報交換の場が綾瀬にはない。施設長同士は意外とある。施設長会議や医療と福祉を考える会など。
- ・認知症カフェ※を交流の機会創出にも活用したい。
- ・（杜の郷を）気軽に遊びに来られる場所（存在）にしたい。特に独居の人。施設内の会議室や、土日のデイルームは開放することができる。それを住民が知ることができるしくみが必要。

ドルカスベビーホーム

- ・自然が多く、のどかな感じだが、子どもが安心して遊べる公園などが近隣にない。
- ・県内5カ所の児童相談所※の関わりが主。児相※と連携して必要に応じて市役所、保健センター（現健康づくり推進課）、保育園等の関わりもある。
- ・入所している児童が家庭引き取りになる際、必要に応じて要保護児童対策地域協議会※との関わりが生じるが、できれば普段から乳児院※も要保護児童対策協議会の構成メンバーとして入れていただきたいと思う。
- ・家庭支援センター※機能により、一泊いくらで預けられる制度があった。そのように、24時間、ちょっとしたことで預かれるような体制があるとよい。
- ・ボランティアの受け入れはしている。それが続けばよい。基本学生が多く、そのまま勤める人もいる。
- ・乳児院※は地域との接点をもちにくい施設であると考え。情報提供の充実を図り、育児相談を開設したり、例えば横浜市は子育てのために職員を派遣したりする事業がある（養育支

援訪問事業※）。

さがみ野ホーム

- ・施設の防災ボランティアとして、近隣住民の方にボランティアとして登録してもらっている。普段はホームの避難訓練に参加してもらい、炊き出しの訓練を行ったり、懇親会を行ったりして、年に2～3回集まってもらっている。
- ・地域の敬老会への参加がある。
- ・小学校との交流会も定期的に行っている。2年生へは、授業で見学をしてもらっている。また、5年生では慰問してもらっている。
- ・人材不足※が課題であり、中学生・高校生が施設に関わりを持つことが重要。地元にある福祉施設で働くという選択肢を将来の進路の候補に入れてもらいたい。
- ・近隣の住民との溝を作りたくない。そのため、施設について、地域に対して説明の機会があれば良い。
- ・障がい者の就労※など、協力も考えたい。就労相談のニーズは多い。職種、業種はともかく、仲間が問題。人間関係が、継続できるかのカギ。社長はもちろん、従業員の理解が必要。
- ・施設の社会貢献事業※を、自ら行うのは難しい。ぜひ市社協から提案して欲しい。
- ・施設内のホール（100名規模）を、ぜひ利用してほしい。それによってホームを知ってもらえる。
- ・施設等の、拠点情報のポータルサイト※があると良いかもしれない。

地域活動支援センター※・ファミリー

- ・移転して2～3年であり、現在地域とのつながりをつくっている最中。その中での課題は、地域の団体の活動が見えにくいこと。
- ・あんしん袋※や共同募金の作業を受注したことで仕事として参加しているという意識が芽生え、メンバーのなかでとらえ方が変わったようである。
- ・メンバーが支援を通じて成長することについて、その限界をこちらで決めてはいけない。秘めた可能性を見出す。
- ・地域包括※との連携をしながら、他の地域の情報も得たい。メンバー自身や、その親の問題で、高齢分野の施設との連携も必要になってくる。
- ・（障がいについて）世間から差別を受けてきた、傷ついてきた歴史があるため、当事者の親は出てきても、その子（当事者）が外に出ることについてはブロックしてしまう。
- ・精神障がい※に対する世間の目は、何か事件が起こると風当たりが強くなる。いつもそのせめぎ合いになる。
- ・現場の人と専門職の人との交流会があると良い。
- ・当事者は、パワーはあるがその向け先がわからない。
- ・当事者の声があがらない現状が課題。

道志会老人ホーム

- ・他のデイサービス※事業所がどのような活動をしているかは気になる。話を聞ける機会があると良い。
- ・障がい者雇用について、洗濯、用務員、看護師（主に身体）などで雇用しており、役割分担がされている。
- ・地域でのつながり、集まりが高齢で集まれなくなり、そんな人たちがデイ※で集まるようになるということがあった。施設としても通ってくれるのはありがたい。
- ・福祉の情報だけでなく地域の情報が欲しい人も結構いる。
- ・中学校とのつながりで、まれに体験学習のようなものがある。しかし小学校のときから“福祉を知る”という場があっても良いかもしれない。
- ・地域の方を呼ぶこともある。道志会の夏祭りには早川地区内の方がたくさん来る。子どもも含め、1,000人前後は参加してくれる。
- ・地域の人に施設で活動していただいて、それに関わるというようなやり方もある。
- ・福祉と関係のないところでも、福祉を知る場があるとよいかも。
- ・職員研修の機会が必要。子育てがあると夜は出られないため、数があると良い。

さくらチャイルドセンター

- ・地域の方々から見守られて、子どもたちの安全、安心、成長へとつながられている。
- ・要保護児童はネグレクト※、生保※、親の精神疾患※などの状態にあることが多い。
- ・不安定な親は、以前と比べて確実に増えている。
- ・ボランティアのニーズはそれほど高くはない。青少年体験学習や単位取得のための学生ボランティアが多い。
- ・園児について、外国籍も多い。特にベトナム人が多い（待機も多い）。外国籍の方とは、その親とのコミュニケーションが難しい。手続き等、必要なやりとりができない。
- ・園長会では研修の話もあり、研修を受けると給料に反映される仕組みになっているが、行くのが大変。市域でやってくれると大変助かる。
- ・保育園は全て福祉避難所※になっている。避難所の具体的な運営の仕方が不明瞭。しかも保育園は災害時も運営しなければならない。
- ・災害時の市社協、保育園のそれぞれの動きについて、情報交流が必要かもしれない。
- ・市社協が何をやっているところなのか、あやふやにしかわからない。

つぼみ保育園

- ・子どもの貧困※について、子どもと、その後ろにいる親をずっと支える一本の柱がないと感じる。卒園しても支えられるものがひとつあると良い。
- ・心配な子がいる家庭は、地域から孤立しているのではないか。もう少し地域の方との関わりが持てると良いのではないかと思う。
- ・通報義務※が地域にあるとしても、どこからが虐待なのかがわからない。
- ・虐待の時は、個人情報に関係ない。それを見過ごしたばかりに命が失われることもあるのだ

から。その辺のところを地域の皆さんに理解してもらえると、救いの手も増えるのでは。

- ・虐待を受けた子はそれを肉体的にも精神的にも記憶したまま大人になる。そのことの重要性、怖さをもっと考える場がないだろうか。
- ・外国人園児も多い。その親とのコミュニケーションも課題。入所してからの通訳はあるが、最も必要な入所説明時に通訳がつけられないのが課題。手続きの説明などを、正しく説明するのが難しい。
- ・青少年体験学習で参加して、その後保育士になり、戻ってきた人も少ないがいる。
- ・アンケートが来た時に周りの職員に聞いたが、誰も計画の存在を知らなかった。

貴志園

- ・地域の方に施設のご理解をいただいているため、生活しやすい。
- ・施設と地域との交流をより多く持てるようにしていきたい。例えば施設にボランティアとして来ていただき、作業や畑仕事、利用者と話をする、利用者で交流する機会を増やしていきたい。
- ・地域の方と施設で協働する機会を持つことで、施設の存在、理解を多くの方に得られるようにしていく。
- ・参加する事前準備から地域の方にご協力をいただき、一緒に取り組んでいく。

吉岡保育園

- ・地域育児センター※での親子の対応支援を月2回、民生委員の方にお手伝いいただいている。
- ・43年の間、この地域の方々に守られながら運営させていただいた。望むことは特にない。
- ・地域にお住まいの方々とのいこいの場として、また、小さい子どもたちとのふれあいの場になり、お年寄りの方も子どもも心温まる場になれないかなと考えている。具体的には、お茶（カフェ）のような提供などと共に。

III 当事者団体

綾瀬市手をつなぐ育成会※

- ・子どもたちが、平日の放課後はデイサービス、休日もサービス事業所に行ったりしていて、地域の子どもたちと一緒にいることも少なくなっている。そのために、日常、障がいのある方たちが地域にすることが少なくなっている現状がある。今後どのようにかわりができていくか、まだ見えないことが課題である。
- ・災害への関心は高い。
- ・当事者は、やり方を教えてもらえればたいがいのことはできる。ポスティングなどは、ボランティア等の地域活動をしているということを、外に発信することができるのではないかな。
- ・障がい者への考え方を変えることができれば、一般就労の道が広がる。
- ・成年後見※は、それまでの地域、団体のつながりが断ち切られる印象がある。今関わっている法人（事業所、支援員）に、ひとつのキーになってほしい。最初の段階から入ってもらい、相談に乗ってもらう。その中で、必要に応じて後見人がつくというような形。

- ・ 情報提供のしくみが必要。制度や状況、トレンド※について。
- ・ 相談先を豊富にもっておいて、その時に選べるように、情報発信、情報提供は必要。既存のサービスの隙間を埋められるようなものがあると良い（ガイドヘルプ※、留守番など）。
- ・ （当事者は）ちょっとしたお手伝いさえあれば良い。一人では無理なこともあるが、ちょっとした声かけで解決できることも多い。
- ・ 支援員の入らない話し合いが必要かもしれない。“親の会”から“育成会”に名前が変わったのは、「子どもが主体」という考え方からである。

上土棚中スマイルクラブ

- ・ 自治会、小学校、社協、青少年健全育成会※とのつながりがもっと多くなれば、当クラブの活動範囲を広げることができる。例えば、ワイワイパトロール※の参加人数を増やすことが可能。
- ・ 外に出る機会の創出になっている。また、特に男性は地域の情報も知れる。
- ・ 人に誘われて入った人が多い。
- ・ 年をとりすぎてしまうと入れない。身体的な理由から、一緒に行動できなくなってしまうからである。
- ・ つながりの素地やチャンスはあるはずだが、特に団体としてつながっていない。
- ・ 会の魅力がよくわからない。若い人の視点も聞いてみたい。地域貢献の役割を担ってほしい。入ってよかったと思える会が魅力と言えるのでは。心配事を話し合って、心配でない状態に持っていける会。
- ・ 部をいくつか作った場合、場所の確保が問題になる。公共施設の有料化がネック。
- ・ 地区内で起こった水害では、一人暮らし高齢者※の被災者が多かった。

大上第三虹の会

- ・ 市社協と市老連の連携、つながりづくりが必要ではないか。地域では混じりあっていると言える。行事が開催された際、どこがやっているのかわからなく（整理できなく）なるくらいである。市レベルでの連携はどうか。
- ・ 社協と老人会がなぜ別枠で進んできたのかわからない。
- ・ 地域内の別組織が、同じような事業をやっている。
- ・ 会員 60 人中 30 人はほとんど活動していない。この 30 人について、何かあったときに相談できる先があると良い。例えば民生委員や地区社協が関わっていて、情報を共有できると良い。
- ・ 老人クラブは会員しか対象にできない。そのため地区の住民全てを対象にできる地区社協の下部組織でもいいのではないかと話もある。
- ・ 近所に空き家は増えている。
- ・ 単純なところから担い手になっていったような形。また、誘い込んだ側も、その道筋をあらかじめ考えていたようである。そのように、道筋を作ってくれる人がいることも重要。

綾瀬あがむの会

- ・発達障害であることを知られず、気づかれずに普通に対応したため、2 次的に精神的を病んでしまう。幼少期から、特性に配慮した対応ができていれば良かったのかもしれない。
- ・綾瀬市内にはアスペルガー※の当事者の会はない。
- ・統合失調症※は薬で常に体がだるく、就労意欲はあっても体がついてこない。
- ・精神疾患の人の居場所がない。グループホーム※が少ない。
- ・医師のバックアップは必須。福祉だけではなく様々な専門職による支援が必要。
- ・本人は世間の目を一番嫌がる。人の目をとても気にする。その結果病気と劣等感が一緒になり、夜中に行動するようになる。
- ・学力がある程度あると、知的障がいとはならず、支援につながらない。
- ・本人たちは人の言葉に弱い。傷つきやすく、親でも気を使う。
- ・就労支援ではなく、しっかりした収入を得られる場が必要。親亡き後※の生活を憂いており、場をつくろうとしている。
- ・相談してほしいとはよく言われるけれど、どのように相談したら良いのかが分からない。
- ・賃貸のアパートだと大家に出ていくように言われたりする。持ち家があるかどうかはとても重要なこと。
- ・親も自分たちの常識で接してしまうので、それでうまくいかないこともある。
- ・相談に行っても違う部署に流されてしまったり、「もう来なくても大丈夫」と言われてしまったりして、一貫した支援が受けられない。
- ・地域といっても難しい。そもそも隣近所の関係性が希薄。あいさつ程度。

綾瀬市肢体不自由児者父母の会

- ・私たちの会は協力をしていただく側であるが、地域の皆様に障がいのことを理解していただく活動ができたらと思っている。
- ・身近な地区社協とのつながりがあれば良いと思うが、なかなか接点がない。
- ・地区社協事業は高齢者中心で、（若い）障がいの方には目が向いていない。
- ・当事者同士はつながりがあるが、地域の資源である地区社協とか民生委員との接点を持てるような機会があるとよい。
- ・接点をつくるという意味では、おまつりごとも必要は必要。
- ・当事者の姿を知られていない。本当の姿を知ってほしい。
- ・頑張りを求められる…頑張りのみが評価される。
- ・新しい人はなかなか入らない。必要性が感じられないようである。情報はネットや仲の良い人どうしで得ているようである。また、正式な会を作ると負担が大きいため、それを求めない。
- ・今は福祉サービスが充実していて、困りごととも少なくなってきた。
- ・制度ができて事業所がない綾瀬は、まだ変わらないと思う。まだまだ集える会が必要。顔を合わせる機会があったらいいのかもしれない。
- ・養護学校・支援学校※を是非見学してもらいたい。私たちのことを知ってもらいたい。
- ・保健福祉プラザで居場所を。気軽に遊びに来られる場所があると良い。そういう障がい児者

支援もあると良い。

- ・土日の行き場がない。気兼ねなく遊べるところや、楽しめるところがあると良い。
- ・愚痴を言い合う会、場所、機会も必要と感じる。定期的に話を聞く場。

■ 上土棚北老人クラブ

- ・活動には、企業や NPO を入れたシステムが欲しい。例えば、何でも屋的企業（老人で一人住まいの人の希望）やモーニングのあるコーヒーショップなど。また、気軽に入りやすく、老人が毎日行きたい店など。
- ・上土棚北には空き地がある。例えば北三丁目の一角など。但し、防衛庁に売って住宅の空き地（フェンスが個々に囲っている）が多数存在し、活用が必要あり。
- ・歩いて買い物に行く道筋に、休める場所（イス等、身体の疲れを取るため）が欲しい。
- ・自治会の活動が組長さんや区長さんを役が順番にくるようでは、回ってきてもできない（やりたくないから）。自治会は脱会や最初から入らない等のわがままな人々にどう対応するか。特に地主の人に多い（自治体として、ゴミ当番や地域活動に何らかの対応）。
- ・年を取った人で自宅に籠る人々を外に出てくるよう、健康で元気な人の遊びの場を作る。市の協力で、広場を作る（グラウンドゴルフ、他）。地域に商店の協力で憩いの場を作りたい。

IV 職能団体

■ あやせ介護支援専門員協会

- ・地域内資源の状況は、あまり把握できていない。
- ・NPO の高齢者支援グループは減り、ボランティア、市民活動の担い手が足りない、と感じる。
- ・ボランティア養成講座は日中が多い。夜にも行ってほしい。
- ・情報がほしい（どのような活動をしているかなど）。逆に情報提供に協力できる。
- ・声にならない SOS を見つけていかなければならない。
- ・通院の手段の確保が困難になっている。
- ・事業所との連携がなかなかとれていない。
- ・「介護」、「障がい」互いに互いを知っておく必要がある。
- ・子どもはすごい。スタッフが子ども一人連れてくるだけで、2 時間はもってしまう。接して危ないと思っているのは私たちだけで、本当に上手に子どもと接する。認知症でも子どもには危害は絶対に加えない。
- ・子育て世代の親子が気軽に遊びに来られるような場所、行き場所を求めている。
- ・橋渡し、共有みたいなのところが必要。
- ・サロンに専門職も入れるように。入れるような環境を地域に整える。
- ・話を聞くのもいいけれど、一緒に意見交換できるようなものがあったら良い。もっとそういう機会があっても良い。
- ・綾瀬市の場合は、行政主体よりも草の根的な活動からの方が動きやすいのだろうか。

神奈川県社会福祉士会県央支部

- ・市民活動センターあやせ※に登録しており、情報入手に役立っている。
- ・何か行動しようとしたとき、自治会館等利用するにあたり、規則によって借りることができない。自分の住んでいるところしか借りることができない。働いているところでも借りられるようにしてほしい。
- ・職能団体ではあるけれど、会員同士の直接のつながりはない。
- ・職能団体として、まず綾瀬市のことに関わる。
- ・社会福祉士会を、市社協として使ってもらって構わない。
- ・アンケートの結果、社会福祉士会に入っていない人も多いことがわかった。理由としては、会費が高いこと、メリットがないこと。メリットとして、有料の研修会が無料、もしくは会員価格で受けられるというものがあるが、その情報が伝わっていないようである。
- ・孤独を感じている社会福祉士のためのカフェ的なものを、来年の社会福祉士会の新規事業として考えている。

V ボランティアグループ

寺尾南パトロール隊

- ・パトロール隊は、弱者救済よりは地域のささえ合いを重視している。
- ・自治会、社協、一般ボランティアのつながりがない。
- ・独り暮らし高齢者への支援（個人への支援）は、特定のところが責任をもってみるなど、役割を分担した方が良い。
- ・避難行動要支援者について、手を上げていない人もまだたくさんいるはずで、そこへどう関わるか。以前自治会、地区社協、民生委員の三者がどう動くかの話し合いが必要との話があったが、実現しなかった。何かあった際にどうするかの話し合いが必要。
- ・要支援者を孤独死※させないためには、閉じこもっている人の安否が確認できないことが問題。近所の情報が重要である。また、あんしん袋配布の際にも緊急連絡先が必要。
- ・お互いに意見交換をもっとしたほうが良い。話し合う機会が必要。そしてみんなで協力しあえる環境を作っていく。
- ・子どもたちに顔を覚えてもらえるとうれしい。声をかけたら防犯ブザーを鳴らされたこともある。ユニフォームはかなり覚えられている。
- ・ボランティアが増えるほど、その地域は安全なまちになっていく。
- ・講座より、口コミの方が効果的。
- ・パトロール隊は年に1回、地区内在住の警察官 OB の方から、現状等の講習会を行っている。

AIFA あやせ国際友好協会

- ・日本人市民が外国人への無関心を乗り越え、格差のない町を作っていくことが望ましい。
- ・最近日本語を教えてほしいという要望が多い。しかし指導者が不足している。プロがいない（活動に必須ではないが、指導者の資格がある）。指導者の組織化がされていない。
- ・外国人も市民であるので、福祉の中にとりいれられるようにしたい。

- ・日本語教室に来ている生徒たちが、普段どのようなグループに属し、どのような生活をしているのかが気になる。教室に来ていないグループもあるはず。そこへのアプローチ方法がわからない。
- ・外国人のコミュニティに、日本人が関わっていないことが問題。日本人との信頼関係がない。
- ・地域の中で自由に集まれる場づくり。
- ・治安を悪くしないために、上手く吸収していくことが必要。外国人に対するイメージが悪くなってしまっている現状が問題。
- ・2世の問題が深刻。親がそうなので、日本のコミュニティに入っていない。そのことがいじめの温床になったりする。その回避のために帰化し、日本語の名前を得ることを最重要視する人もいるが、結局あまり効果が無い。異国のものを受け入れない考え方へ一石を投じるのは難しい。
- ・各地区社協のまつりが一元的にわからない。各地区のおまつりでPRしたい。

ほほ笑みサークル（手話サークル）

- ・ほほ笑みサークルが「手話学習」をしているグループであることが浸透していない。
- ・地区社協をよく知らない。
- ・民生委員は知っていたが、自分の住んでいる地区に社協があることを知らなかった。
- ・若い人が本当に何もやりたがらない。
- ・若い人の考え方を変えていかなければならない。
- ・社協のやっている仕事が全然見えない。
- ・これから耳の聞こえない方に会わないということはないと思うので、勉強を続けて役に立てると良いと思う。
- ・入会してもすぐにやめてしまう人が多い。
- ・きっかけが無いと入れない。そのきっかけが欲しい。

傾聴※ボランティア“響”

- ・その人の人生を聴けて、自分にとってプラスになる。
- ・傾聴から得られるのは、人の輪の広がり。
- ・講座の存在を広報で知った。その講座がきっかけ。
- ・施設の傾聴に対する理解について疑問。行った先で依頼内容が追加されたり変更されたりしてしまう。意識が低いと感じる。また、ボランティアのスケジュールを把握していない。
- ・ボランティア側のニーズがあることも知ってほしい。
- ・活動後に報告書を書いている。そこには活動の内容の他に、施設への思いなども入っている。
- ・男同士の方が話しやすい場合もある。女性が入るのには抵抗がある。男性をもっと募集してほしい。
- ・ボランティアは喜びが必要。そのためにボランティアへのケア活動が重要。それは苦勞を受けとめてくれる場でもある。そのようなサポート体制の充実が必要。
- ・「情けは人のためならず」これこそボランティアの神髄であると考えている。

綾瀬市ボランティア連絡協議会※

- ・加入しているグループのため、調査が必要（個別の団体のテーマを出し合い、解決する）。
- ・何をやってきたのかの振り返りが必要。
- ・会員の高齢化。しかし新しい人が増えない。「できるときにできることを」という自主性を大事に。
- ・あやの会では、市で開催している講座と、ボラ連協の協力で開催している講座がある。その講座を受けてあやの会に入ってきた人は、やめないことが多い。逆に、ふらっと来た人はすぐにやめてしまう。またはふらっといなくなる。講座をきっかけとして捉える。
- ・興味があるからと、すぐにボランティア団体には入らない。
- ・高校生を対象にしたボランティア講座
- ・講座を通して、知ることを促す。自主性を持つためにきっかけとなり、それが集合体の意義となる。また、お互いのグループを知ることにも必要。

ONE・ハート（知的障がい者支援：大正琴、ハンドベル）

- ・公共施設も適度にあるが、もっと増えると活動がしやすくなる。
- ・学校の福祉教室等の支援（手話指導・聴覚障がい者への理解）を通し、手話の普及に努めていること。
- ・今後、超高齢社会※になっていくので助け合い、支えあう地域福祉のより一層の充実を希望する。
- ・ワンハート自体が 20 年になり、高齢者が増えている。運転免許を返納する人も目立つようになった。より一層のコミュニティバスの増設を希望する。活動がスムーズに行えるように。
- ・民生委員、福祉関係の方と手を取りあい、連絡し合って、一人暮らしの方、ハンディのある方とも活動していきたいと願っている。みんながこの地域に暮らして良かったと思えるようにお手伝いしていきたい。

綾瀬市手話サークルあやの会

- ・聴覚障がい者への理解促進
- ・聴覚障がい者への支援として、目で見える情報を増やすこと。
- ・手話を広める→地区社協、あるいは自治会で手話を学ぶ機会をつくる。
- ・聴覚障がい者を支援する→綾瀬市聴覚障害者協会に属さない聴覚障がい者のニーズを知りたい。

点訳グループきさらぎ会

- ・公共施設内で活動しているため、多方面で恵まれていると思っている。
- ・現在私たちが一番望むことは、会員の増加である。広範囲に呼びかけ、興味をお持ちの方に入っていただきたいと願っている。

ぐるーぷ・ゆう（精神障がい者支援グループ）

- ・月1回のランチサロンとして場所を提供していただき、開催している。参加される方は少しずつ顔なじみになっているが、継続はされていない。
- ・障がいとしての枠が限られているので、多くは望まない。
- ・場所の提供を受け、障がい課の協力で現在は維持でき、少しずつではあるが前進していると思うので、このまま続けられたらと思う。

「日本語教室」ともしび（日本語支援）

- ・学習をサポートするボランティアメンバーの把握
- ・既に進行中であるが、市企画課、社会福祉協議会、教育委員会等の財政面を含めた支援及び他の日本語教室（未来塾、国際交流の会など）の連携等を一層推進し、綾瀬市が外国籍の人々にとっても住みやすい都市にしてもらいたい。

ハウオリ カ プゥヴァイ（知的障がい者支援：フラダンスグループ）

- ・私たちのグループは継続して14年も経つが、会員はあまり募らず。というのも、重い知的障がい者ということもあるが、常に親の手を借りなければ移動できないので、本人も親もなかなか一歩が踏み出せないのではないかと考える。
- ・地区社協や、いろいろボランティアされている方で、練習日（月2回、10～12時）に送迎していただける方がいれば助かると思う。
- ・自分でバス利用や、自転車利用が出来ない人たちなので、地域のどなたかの協力をぜひぜひお願いできると大変うれしく、助かる。
- ・近隣のグループホームや高齢者施設への慰問をしている。お年寄りとの会話が出来るようにしたいと考えている。
- ・市内にも、まだたくさんの障がいがある方もいるかと思う。その子たちが生涯において、できるだけ自力で生活できるよう、仕事のお手伝いができないかと常々考えている。

綾瀬市拡大写本奉仕会 ほたるの会

- ・富士ゼロックスの協力により、コピーをさせていただいている。
- ・細かい文字が読みにくい方に、読みやすい大きさに拡大して提供している。
- ・小説等希望があるが、著作権の問題、費用等制約されることが多くあり、実施していない。

はり灸マッサージ師会

- ・鉄道が市の外域に配置されているため、路線バスが発達している。
- ・逆手を取れば“路面電車の名所に”
- ・地域各種活動は概ね活況である。企業に関しては見えない。
- ・近隣地区の情報入手や協働等に注力すること。
- ・地域への協力…治療効果の即効性、副作用の少なさ
- ・活動の発展…東洋医学講習会の開催等

綾瀬マジック研究会

- ・学校、老人施設などの依頼は、ボランティアセンターから連絡がある。
- ・（寺尾いずみ会館について）部屋ごとには防音対策がないため、音の出るサークルには迷惑している。
- ・現状で満足。

明社もみじの会（ボランティア全般）

- ・明るい社会づくり運動※は全国組織であり、我々もみじの会も大和支部の会員の中の綾瀬市在住の者が中心となって活動している団体という特殊性から、他団体との協働行動がとりづらかったが、市社協主催の行事には極力参加協力するよう努力しているところである。
- ・他団体といつでもどこでも交流できるという訳にはいかないところがあり、個別行動が多いがその改善につとめているところである。
- ・今まで同様高齢者施設に対するボランティア活動やアフリカに毛布をおくる運動を通して、市民の皆さんが世界の人々の生活の安定、貧困の解消の一助となれる実感をしていただけるような活動を目指していきたいと思っている。

綾瀬国際交流の会（日本語支援）

- ・日本語を少しずつ理解していく中で、ちょっとした言葉の行き違いで誤解を招いたり、トラブルが発生しないよう地域の方々も温かい目で見ていただければ…。
- ・国際フェスティバルのような行事、イベントを開き、地域に理解してもらう。
- ・現在市の協力を得られているが、これをさらに発展していくために、市民に広く知ってもらうことが活動の発展につながるのではないかと思う。

高座豚研究班

- ・高座豚研究班の拠点が無い。
- ・鍋や調味料などの備品は、個人が預かり、都度車で運搬している。
- ・会員が定着しているおかげで良くまとまっている。
- ・会員の高齢化

矢崎断酒のつどい

- ・綾南地区センターにて月2回断酒例会、月2回矢崎病院にて酒害相談を行っている。地区センターの予約が通年一括で取れると助かる。
- ・断酒会運動の啓発活動の方法
- ・会員の定着率向上が課題
- ・自団体の活動に会員がどれだけ関与できるかが問題

○気軽にふれあえ魅力ある綾瀬市社協をつくる4つの目標策定に係る調査結果

Ⅰ アンケート設問

1 平成26～30年度の「見える綾瀬市社協をつくる」では、次の6つを目標に、活動してまいりました。あなた様から見て、この5ヵ年間に於いて最も変化があったと思う項目と、変化を感じなかった項目をそれぞれお答えください。

- (1) 社協会費、共同募金が住民に還元されている実感をもってもらう。
- (2) 広報活動の充実を図り、より情報が伝わりやすい仕組みをつくる。
- (3) 市社協活動への住民参加を促進する。
- (4) 社会福祉に関する相談を気軽に受けることができる仕組みをつくる。
- (5) 地域のニーズや情報をキャッチする仕組みをつくる。
- (6) 住民から必要とされる組織基盤を整備する。

2 上記の回答の理由として、当てはまるものすべてに○をつけてください。

(1) 変化あり

- ア 会費や募金の使われ方を知った。
- イ 広報紙が見やすくなり、以前よりも目を通すようになったり、人と話をするときの情報の引き出しになったりしている。
- ウ フェイスブック等SNS※を見るようになり、日頃の市社協活動が分かるようになった。
- エ 市社協事業を知る機会が増え、参加しやすくなった。
- オ 地域なんでも相談が開催されていることを知った。
- カ ささえあい井戸端会議が設置されたこと
- キ 市社協職員の顔が見えており、相談や意見が言いやすい。
- ク 自団体の定例会や会合などで、市社協職員の姿を見る機会が増えた。
- ケ 市社協職員が自己研鑽しているのを感じる。
- コ その他

(2) 変化なし

- ア 会費や募金がどのように使われているかがわからない。
- イ 広報紙を見ても、情報が入ってこない。
- ウ 市社協の普段の活動が、いまいち見えてこない。
- エ 市社協事業の参加には、敷居の高さを感じる。
- オ ささえあい井戸端会議の設置について、何の情報も入ってこない。
- カ 市社協職員の顔が見えず、話をしづらい。
- キ 団体の定例会や会合に対する職員の参加がなく、情報を交換する機会がない。
- キ 市社協職員が自己研鑽している感がない。
- ケ その他

3 どのように改善すれば、上記の良い変化はさらにより良く、問題で有る点は解決が図られると思いますか。

- (1) 市社協職員と情報・意見交換する場、機会をつくる。
- (2) 政策提言等の意見を集約できる仕組みづくり。
- (3) 広報活動の拡大
- (4) 社協あやせ以外の広報の拡大
- (5) 市民参加による広報活動。
- (6) 会費、共同募金の使途の明確化。
- (7) 地域が困ったときに頼れる体制づくり
- (8) 在宅福祉サービスの充実
- (9) 事務局体制の改変整備
- (10)財源の拡大
- (11)研修体制の充実
- (12)その他

4 その他、「見える社協をつくる」ための御提案がございましたら御記入ください。(自由記入)

II アンケート集計結果

1 変化あり

1	2	3	4	5	6
6	18	12	7	8	6

変化なし

1	2	3	4	5	6
16	9	14	11	12	16

2

(1) 変化あり

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
5	18	11	11	8	13	11	11	8	1

- ・ 社協が保健福祉プラザに移転し、福祉活動の拠点として大きく認識されるようになった。
- ・ 井戸端会議は社協が先頭になることで進んでいるが、結局福祉の問題は社協が先頭になるしかないのか。押し付けられた感じはあるが、変化はあった。
- ・ SNSを利用している人はわからない。HPも詳細を見ないとわからない。
- ・ 地域包括支援センターとの関わりが増加、地区社協との連携支援、PR広報している。
- ・ 会費や募金がどのように使われているか、広報紙を通して周知していただいているので、情報は入っていると思う。

(2) 変化なし

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
10	5	14	5	11	1	3	1	3

- ・ 地区社協の活動は見えるようになってきたが、市社協の活動内容はよくわからない。
- ・ 会費、募金の使われ方は広報や募金の際の個々に説明しているが認識されない。
- ・ 地域施設との交流のうち、通所開始の人々から相談相手、場所がわからず福祉総務課に連絡する

3

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
15	5	21	8	7	11	19	8	3	6	2	2

- ・ 社協の活動を具体的に表現して、どのようにお互い関わりあえるのか。
- ・ 市内の他地区社協と意見交換会を開催し、情報交換を行ってはどうか。
- ・ 募金が定型化している。赤い羽根も見直した方がよい。すぐ紛失する。
- ・ 広報で各地区の援助や、共同募金の具体的な使用事例を出来る範囲でPRしては。
- ・ 広報紙の内容に改善の余地あり。目的を明確化しては。会費の使途が分かりにくい
- ・ 広報紙、回覧物は見ない。私たちは、年2回開催するふれあいの集いで社協会員、民生委員に相談するように勧めているが完全ではない。
- ・ 支えあい井戸端会議でどのような意見交換や情報交換がされたか地域版で地域に周知すれば、住民参加が進むのでは。

4

- ・ 重複活動は無理がある。
- ・ 活動自体を意識していなかった。
- ・ 広報活動などは読者が興味を持つように流行りのイラスト、漫画を活用しては。
- ・ 決められた活動の中で参加協力を求めているようだが、恒例行事をこなしていくという、マンネリを感じる。
- ・ 若い人たちの参画が必要
- ・ 社協の活動をあまり理解できていない。
- ・ 社協がどんな団体なのか分かっていなかった。今も本当の意味が分かっていない。良い街づくりと広い問題点をあげても、簡単には解決しない。
- ・ もう少し一般に広く社協の存在を知ってもらうことが必要。
- ・ 社協の活動は幅広いことを知った。開催している行事や社協で行われていることを、住民がどれだけ知っているか疑問。
- ・ 今後、要介護支援者を自治体で見えていくことを考えると、介護事業の方に力を入れたほうが良い。
- ・ ボランティアは最近理解できたが、社会福祉は難しく漠然としている。やることを提示してくれれば行動するが、自分ではわからない。志を形付けるかが問題で前に進めない。
- ・ 少子高齢化で福祉の占める役割は重要。その観点から、事務局体制を強固にしていく必要がある。そのための財源も拡大をしてあらゆる面に対応できるようにしたい。
- ・ 地区社協役員の増加方法が知りたい。
- ・ お願いするばかりではなく、市社協もこういうことを行うから依頼をする。というような具体例を出してもらえると説得感が出る。
- ・ 広報に力をいれるべき
- ・ 地区社協の活動は出来るだけ地区社協に任せる
- ・ 今後も社協職員が地区社協へ講師として話してもらえる機会が必要。
- ・ たくさんの事業があり、行政サービスなのか、社協なのかもっとわかりやすくすると、社協の必要性がわかるのでは。
- ・ マスコットを作る
- ・ 行政がしないことを特化する。
- ・ 必ずしも広報活動が不足しているとは思わない。いくらPRしても見ない人は見ない。読まない人が多いと実感している。

社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会地域福祉活動計画 推進委員会設置運営規程

〔平成18年8月28日〕
綾社協規程第4号

制 定 平成18年8月28日綾社協規程第4号

改 正 平成20年3月12日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）
地域福祉活動計画の推進を図ることを目的に設置する本会地域福祉活動計画推進委
員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員会は、10名以内の委員をもって組織する。

(選出区分)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者の中から、本会会長が委嘱する。

- (1) 地区社会福祉協議会関係者
- (2) 当事者団体関係者
- (3) ボランティア
- (4) 福祉施設関係者
- (5) 民生委員児童委員
- (6) 行政関係者
- (7) その他会長が特に必要と認めた者

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定
める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長に事故あるときはその会務を代理する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集して、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(協議内容)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 綾瀬市地域福祉活動計画の策定に関すること
 - (2) 綾瀬市地域福祉活動計画の進行管理に関すること
 - (3) その他、地域福祉活動計画推進に必要な事項
- (庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。
(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規程の施行の際、既に委嘱されている委員は、この規程によって委嘱されたものとみなし、その任期は、平成21年3月31日までとする。

○綾瀬市地域福祉活動計画推進委員会委員名簿

No.	氏 名	所 属	選出母体	役職
1	中山 恵之	地区社会福祉協議会連絡協議会	綾瀬市地区社会福祉協議会連絡協議会 寺尾南地区社協	◎
2	椎名 浩	地区社会福祉協議会連絡協議会	綾瀬市地区社会福祉協議会連絡協議会 寺尾綾北地区社協	
3	金子 寿	当事者団体連絡会	綾瀬市当事者団体連絡会 綾瀬市身体障害者福祉協会	○
4	川島 和子	当事者団体連絡会	綾瀬市当事者団体連絡会 綾瀬市肢体不自由児者父母の会	
5	赤瀬 亮一	ボランティア	綾瀬市ボランティア連絡協議会	
6	前野 永年	民生委員児童委員	綾瀬市民生委員児童委員協議会	
7	土屋 郁子	福祉施設	道志会老人ホーム地域包括支援センター※	
8	田中 晃	福祉施設	貴志園 地域支援部門	
9	荒井 徳良	行政関係者	福祉総務課	
10	富樫 出穂	行政関係者	市民協働課	
I	天野 卓	オブザーバー	神奈川県社会福祉協議会 地域福祉推進部 地域福祉推進担当	
II	宮脇 文恵	オブザーバー	日本地域福祉研究所	

(平成30年4月1日から2年後の3月31日まで)

※◎…委員長

○…副委員長

1 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、通称「社協」と呼ばれ、社会福祉法第109条に規定された「地域福祉の推進を図ることを目的とする公共性の高い非営利民間福祉団体」です。

社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業などを行うこととされています。

「社協」は、戦後間もない昭和26年に中央と都道府県に設置され、戦災者の援護事業、引揚者の支援などの活動を行ってきました。その後、市区町村単位でも設置され、それぞれが法人格を持ち地域の特徴を生かした活動を行っています。

2 綾瀬市社会福祉協議会の概要

綾瀬市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、昭和27年に任意の民間団体として綾瀬町に設置され、その後、昭和57年4月に社会福祉法人となりました。

市社協は、住民が主体となって活動できる場づくり「ともに支えあうまちづくりを」を基本理念に、市行政の深い理解を得て、市民の皆様のご支援、ご協力に支えられ、民間福祉団体の中核として、様々な事業や活動を進めています。

市社協の主な経過

- | | |
|------------|--------------------------|
| ・ 昭和27年 7月 | 綾瀬町社会福祉協議会（任意の民間団体）として発足 |
| ・ 昭和57年 4月 | 社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会となる |
| ・ 昭和57年 7月 | 市社協会員の全戸会員制を導入 |
| ・ 昭和63年10月 | 拠点を綾瀬市福祉会館に移す |
| ・ 平成 元年 4月 | 綾瀬市立ばらの里作業所管理運営受託 |
| ・ 平成 3年 3月 | 綾瀬市社協発展計画（5ヵ年）策定 |
| ・ 平成 8年 9月 | 綾西地区社協発足（市内最初の地区社協） |
| ・ 平成 8年10月 | あやせ福祉サービスセンターを設置 |
| ・ 平成 8年11月 | 拠点を綾瀬市役所内に移す |
| ・ 平成 8年12月 | あやせボランティアセンターを設置 |
| ・ 平成 9年 3月 | 綾瀬市社協活動推進計画（5ヵ年）策定 |
| ・ 平成 9年 3月 | 中村地区社協発足 |
| ・ 平成11年10月 | 上深谷地区社協発足 |
| ・ 平成12年 4月 | 介護保険事業所（居宅介護支援、訪問介護）を設置 |
| ・ 平成12年 7月 | あんしんセンター（日常生活自立支援事業）を設置 |
| ・ 平成13年 3月 | 蓼川地区社協発足 |
| ・ 平成13年 3月 | 落合地区社協発足 |
| ・ 平成14年 2月 | 社会福祉法の改正に伴い、定款変更 |
| ・ 平成15年 4月 | 障害者介護支援事業所を設置 |
| ・ 平成16年 6月 | 寺尾綾北地区社協発足、上土棚地区社協発足 |
| ・ 平成17年 6月 | 大上地区社協発足 |
| ・ 平成18年 5月 | 吉岡地区社協発足 |
| ・ 平成18年 7月 | あやせ福祉サービスセンター落合北に移転 |
| ・ 平成19年 1月 | 寺尾南地区社協発足 |
| ・ 平成20年 2月 | 小園地区社協発足 |

- ・平成20年 6月 早川地区社協発足
- ・平成21年 2月 寺尾北地区社協発足
- ・平成21年 4月 第二次綾瀬市地域福祉活動計画（5ヵ年）策定
- ・平成22年 2月 寺尾天台地区社協発足（綾瀬市全域に地区社協設置完了）
- ・平成23年 4月 法人後見事業開始
- ・平成24年 3月 綾瀬市立ばらの里作業所指定管理終了
- ・平成24年 4月 綾瀬市社会福祉協議会法人化30周年
- ・平成26年 4月 第三次綾瀬市地域福祉活動計画（5ヵ年）策定
- ・平成26年12月 綾瀬市福祉会館指定管理終了
- ・平成28年 5月 生活支援体制整備事業受託
- ・平成28年10月 生活応援事業開始
- ・平成29年10月 綾瀬市保健福祉プラザに事務局移転
- ・平成30年 2月 平成29年度要介護度改善事業所綾瀬市認証
（あやせ福祉サービスセンター訪問介護事業所）
- ・平成30年 3月 綾瀬市ファミリーサポートセンター受託事業終了
- ・平成31年 4月 第四次綾瀬市地域福祉活動計画（5ヵ年）策定

3 会員制度で運営

市社協は、会員制の組織です。住民の皆様の参加によって成り立っています。
市社協は、皆様からの会費で支えられています。

（１）住民会員

住民の皆様の参加をいただきながら、各種福祉事業や活動をすすめていくために、
世帯で加入いただいています。
（年額一口 400円）

（２）特別賛助会員

市社協の事業、活動に賛同いただける企業や商店、団体等に参加いただいています。
また、個人での加入もいただいています。
（企業、商店、団体：年額一口 5,000円）
（個人：年額一口 1,000円）

（３）構成会員

市社協を構成する団体や個人は、8種の構成種別に分かれています。

第1種 地区社会福祉協議会連絡協議会

第2種 自治会長連絡協議会

第3種 民生委員児童委員協議会、保護司会、人権擁護委員協議会、
障害福祉相談員

第4種 社会福祉施設、保健・医療施設

第5種 福祉当事者団体、ボランティア団体

第6種 社会福祉に関係ある市行政機関

第7種 社会福祉に関心を持つ団体

第8種 社会福祉に関心を持つ個人

社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会 理事・監事・評議員 構成表

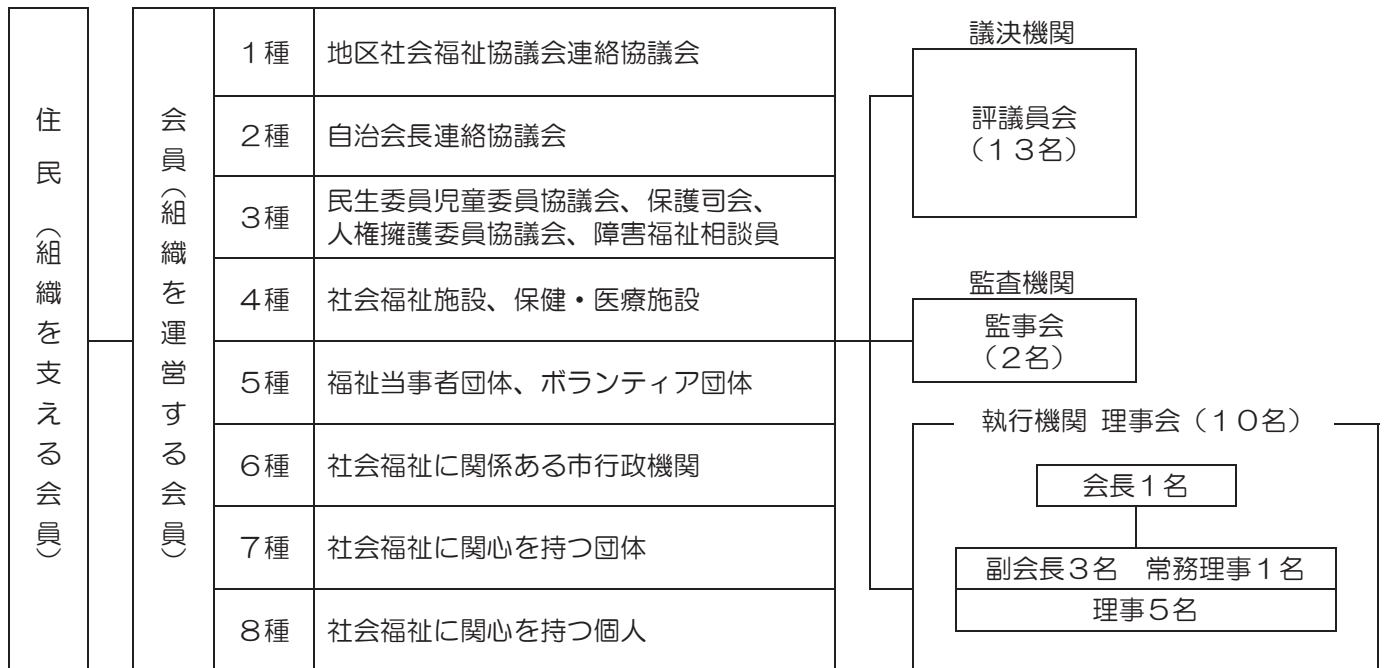
種 別	区 分	会員数	団 体 ・ 施 設 名 等	理事	監事	評議員	計
第1種	地区社協連絡協議会	14	綾瀬市地区社協連絡協議会(14 地区社協)	1		2	3
第2種	自治会長連絡協議会	14	綾瀬市自治会長連絡協議会(14 自治会)	1		2	3
第3種	民生委員児童委員協議会 保護司会、人権擁護委員協議会 障害福祉相談員	4	綾瀬市民生委員児童委員協議会 大和、綾瀬保護司会綾瀬地区会 綾瀬市人権擁護委員協議会 障害福祉相談員	1		2	3
第4種	社会福祉施設、 保健・医療施設	19	道志会老人ホーム 綾瀬ホーム さがみ野ホーム 貴志園 つぼみ保育園 古岡保育園 おとぎ保育園 深谷保育園 ドルカスベビーホーム 唐池学園 老人ホーム泉正園 介護老人保健施設メイプル ケアハウス長寿 ヨウコーキャッスル綾瀬 サンライズ・ヴィラ綾瀬 ロイヤルレジデンス綾瀬 杜の郷 希望の家 ばらの里	1	1 (社会福祉について学識経験を有する者又は地域福祉関係者)	2	4
第5種	福祉当事者団体、 ボランティア団体	9	綾瀬市身体障害者福祉協会 綾瀬市老人クラブ連合会 綾瀬市手をつなぐ育成会 綾瀬市母子寡婦福祉連絡協議会(休会中) 綾瀬市遺族会 綾瀬市肢体不自由児者父母の会 綾瀬あがむの会(精神障害者家族会) NPO 法人コミュニティサポートあやせ 綾瀬市ボランティア連絡協議会	1		2	3
第6種	社会福祉に関係ある市行政機関	1	綾瀬市役所			1	1
第7種	社会福祉に関心を持つ団体	13	綾瀬ロータリークラブ 綾瀬ライオンズクラブ 綾瀬春日ロータリークラブ 綾瀬市商工会 綾瀬市地域婦人団体連絡協議会 さがみ農業協同組合綾瀬地区運営委員会 綾瀬工業団体連合会 国際ソロプチミストあやせ 綾瀬市更生保護女性会 綾瀬青年会議所 神奈川中央医療生協綾瀬支部 新日本婦人の会綾瀬支部 神奈川県社会福祉士会県央支部	1	1 (財務諸表等を監視し得る者)	2	4
第8種	社会福祉に関心を持つ個人	4		4			4
合 計		78		10	2	13	25

(平成31年4月末日現在)

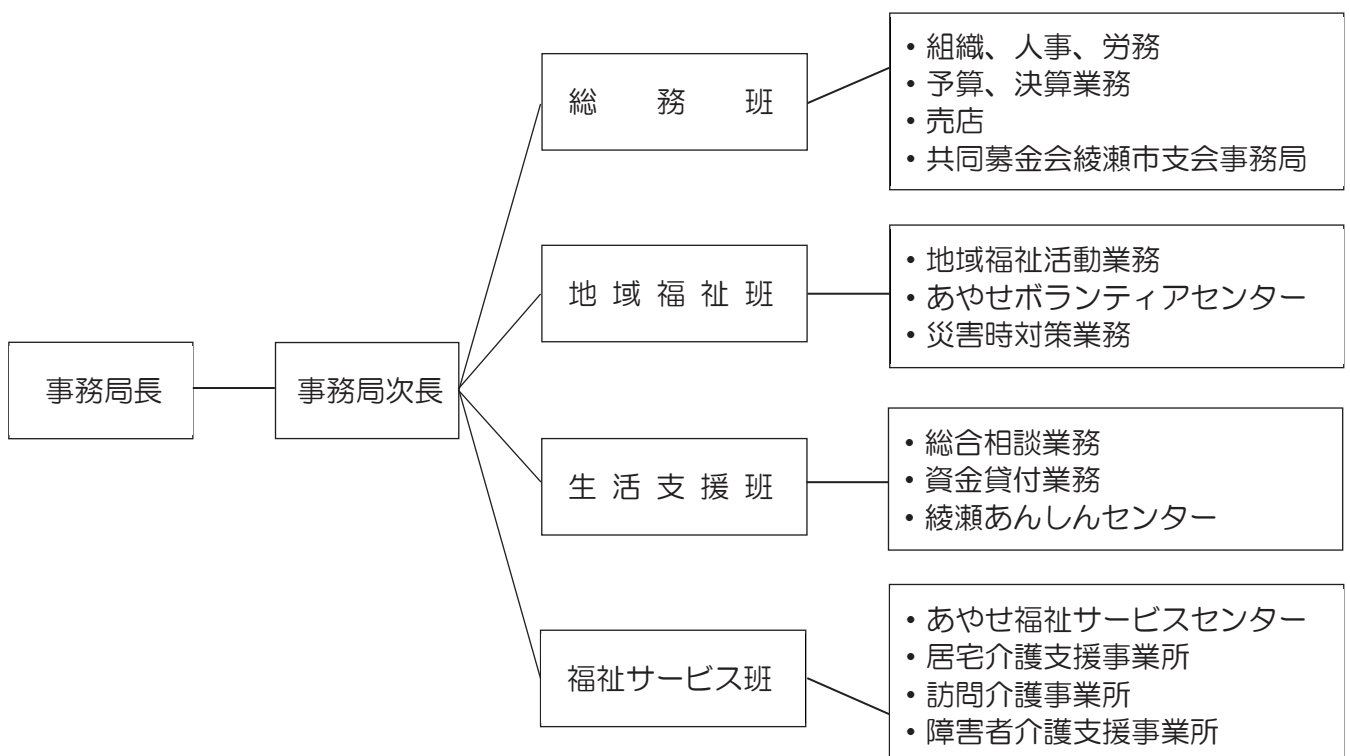
4 市社協の組織

市社協は、市民の皆様によって支えられていますが、市社協を運営していくうえで、団体、機関、施設等の参加を得て構成されています。

組織は、執行機関である「理事会」、監査機関である「監事会」、議決機関である「評議員会」により運営されています。



5 市社協の事務局体制



6 市社協の財源

市社協の組織運営並びに事業、活動の推進に伴う主な財源は、次のとおりです。

(1) 会員会費

民間福祉活動への住民参加を目的として、7月～8月会員募集を行い、自主財源の確保に努めています。皆様からの会費は、地域福祉推進のために使わせていただいています。

(2) 共同募金配分金

民間福祉事業のために全国で展開される「赤い羽根共同募金」や「年末たすけあい募金」は、神奈川県共同募金会に集められ、その中から事業費として、市社協に配分されます。在宅福祉やボランティアセンター、あんしん袋配布事業などに充てています。

(3) 寄付金

市民の皆様方からのご寄付は、主に福祉基金に積み立てています。また、福祉基金より生じた利息及び基金の一部を事業費に充てています。

(4) 補助金

市社協職員の人件費、事業費の一部は、神奈川県社協や綾瀬市から補助されています。

(5) 受託金

綾瀬市や神奈川県社協からの受託事業（移送サービス、日常生活自立支援事業、生活福祉資金など）については、受託金により運営しています。

(6) 公益金

介護保険事業、障害者自立支援事業については、介護報酬等で運営しています。

(7) 収益金

売店事業による収益金があります。

7 市社協の主な事業

❖ 令和元年度社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会事業方針・重点事項 ❖

I 事業方針

高齢社会や核家族化が進展していく中、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加など、個人や世帯に対する支援だけではなく、制度の狭間の問題など、既存制度による解決が困難な課題に対応を図るため、住民同士が相互に支えあい、助け合える仕組みが、近年国の示す施策方針である「地域共生社会」であり、この体制づくりの構築が求められています。そのためにも、本会の基本理念である、住民ひとりひとりの参加で障がいのある人も、ない人も、高齢者も、子どもも「ともに支えあうまちづくりを」目指し、様々な取り組みを積極的に実践するとともに、住民一人ひとりが尊重され、その人らしく生活できるまちづくりに一層努力してまいります。

II 重点事項

1 住民が主体的に活動するための環境整備

本会では、平成28年度から綾瀬市より受託し、取り組んでいる「生活支援体制整備事業」における第二層協議体の綾瀬市「ささえあい井戸端会議」の体制作りを、重点的に取り組み、平成30年度末までに10地区において「ささえあい井戸端会議」を発足させてきました。この井戸端会議は、地域課題の共有化と、住民が主体的に取り組む助け合いの仕組み作りの検討を行っています。

平成31年度におきましても、残り4地区に「ささえあい井戸端会議」を発足できるよう、さらなる助け合いの仕組み作りの充実を図ります。

さらに、昨年度より推進している、住民が主体的に取り組む、身近な生活支援サービスを実施するためにモデル地区を設定し、市内全域で実施する体制の素地作りを行ってまいります。

2 みんなでつくる次代を担う地域福祉活動計画の推進

平成31年度は、これまで関係機関にヒアリング調査を行うとともに、地域福祉活動計画推進委員会において議論を重ね、策定いたしました「第四次綾瀬市地域福祉活動計画」の開始年度となり、「第三次綾瀬市地域福祉計画」を礎として、本会の基本理念でもある「ともに支えあうまちづくりを」の推進をしてまいります。

そして、この計画を推進するため、市民の皆さまや地区社会福祉協議会をはじめとする関係機関・団体との連携を図りながら諸事業を展開し、さらなる地域福祉の推進を目指してまいります。

(1) 地区社会福祉協議会活動支援

市社協では、地域住民が主体となって活動できる場づくりのために、推進の核となる地区社会福祉協議会（地区社協）の支援に取り組んでいます。

さらに、各地区社協を支援するため次のような活動を行っています。

ア 助成事業

- 活動費助成 ○サロン事業助成 ○地区社協活動強化推進事業
- 地区ボランティアセンター助成

イ 研修事業

- 地区社協合同研修会 ○地域福祉リーダー研修

ウ 情報交換・交流事業

- 地区社協連絡協議会 ○地区社協活動実践発表大会
- 地区情報交換会の開催（自治会地区内の社会資源との意見交換）
- 地区ボランティアセンター設置推進
- 地区ボランティアセンター情報交換会の開催

エ その他

- 地区社協担当職員の配置



(2) 生活支援体制整備事業（市受託事業）

介護保険制度における地域支援事業のひとつで、地域における助け合い活動を創出し、住民の皆さんが主体的に活動できる環境整備を進める事業を行っています。

ア ささえあい井戸端会議（第二層協議体）

地域課題の共有化、社会資源の連結などを目的として、自治会単位（14地区）に設置を進めています。（平成31年4月1日現在10地区設置）

また、相互の意見交換や研修等も行っています。

イ 第一層協議体運営会議

ささえあい井戸端会議において創出された市域全体の課題などについて、関係機関と協議します。

ウ 地域支えあいニュースの発行

ささえあい井戸端会議の状況など記事にしてWEB上に掲載しています。

エ 生活支援コーディネーターの配置（第一層協議体）

ささえあい井戸端会議の設置促進、定例会への参加、社会資源の調整など、当事業全般に渡っての連絡調整業務を行っています。

(3)あやせボランティアセンター



ア ボランティア相談

「ボランティア活動をしたい」、「ボランティアに来てもらいたい」などの住民の方々のニーズに応えるため相談員を設置し、日常の相談に応じています。

イ 情報収集及び提供

- ボランティア活動の手引き発行
- 福祉講座用の車いす、アイマスク
点字器等の貸出
- 情報誌『ら・ぼ・ら』の発行

オ ボランティア保険

- 活動中の事故に備えたボランティア
保険の加入促進

ウ 活動への支援

- 個人登録ボランティア支援
- ボランティアグループ支援

カ 行事用貸し出し機材

- かき氷機、ポップコーン機、綿菓子機、
ポン菓子機

エ 各種講座の開催

- 入門講座の開催
- その他の講座の開催
- 登録ボランティア研修会の開催
- ボランティアさろんの開催

キ 福祉教育の推進

- 青少年体験学習の開催
- 福祉教室の開催



(4)福祉人材確保事業

市内地域の方や小中学生及び高校生等に障がいについての理解を図り、心と環境のバリアフリーを推進するためのプロジェクトや、若年層の地域福祉活動参加を促すため、市内の社会福祉施設や企業、団体の協力を得て次の事業を行っています。

ア 福祉の仕事知ってもらおうプロジェクト

市内福祉施設職員や当事者が小中学校及び高等学校等または、地域などで出張講演をいたします。



イ あやせTomorrowプロジェクト

全世代型を対象に、地域福祉活動の参加促進を図るため、あやせTomorrowプロジェクトを立ち上げ、月に一度の夜回りランニング&ウォーキング（防犯パトロールや地域福祉活動促進に向けたイベント）を行っています。



(5) 助成事業・交付金

市内で活動している団体等に、よりよい活動が行えるよう、次のような助成を行っています。

ア 地域福祉事業交付金

自治会が実施する地域福祉活動の支援をしています。

イ 福祉ボランティアグループ事業助成金

ボランティアグループに事業費を助成しています。

ウ 福祉当事者団体等事業助成金

障がい者、高齢者等の当事者団体に、事業費を助成しています。

エ 小中学校福祉推進事業助成金

市内の小中学校に助成を行い、生徒の福祉活動を支援しています。



(6) あやせ福祉サービスセンター

あやせ福祉サービスセンターでは、次のサービスを行っています。

ア 住民参加型生活支援事業（会員互助型）

日常生活にお困りの方、手助けが必要な方に対し、住民の参加と協力により、子育て支援や家事、介助サービスなどを提供するサービスです。

<家事サービス>

- 住居等の掃除、整理整頓 ○生活必需品の買物
- 調理 ○衣類の洗濯等

<介助サービス>

- 食事介助 ○排せつ介助 ○衣類着脱介助、洗髪
- 通院介助等

（年会費）1,200円

（利用料金）



曜日 \ 時間	1時間あたり	
	午前9時から午後5時まで	左記以外の時間
平日	1,000円	1,200円
土・日・祝日	1,200円	1,400円

イ 住民参加型移動支援事業（会員互助型）

障がい者や高齢者など、公共交通機関を利用することが困難な方に、市民の参加と協力のもと、自家用車で外出支援を行います。

対象は、介護保険要支援（要支援相当含む）以上の方や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を有する方等で、市県民税本人非課税の方です。

（年 会 費）1,200円

（ガソリン代）車種により異なります。



ウ 移動情報支援事業

障がいがあっても障がいがなくても共に生きる綾瀬を作る協議会（旧綾瀬市自立支援協議会）で作成した「おでかけガイド」の情報をもとに市内にお住まいで、高齢や障がい、その他の理由により公共交通機関の利用が困難な方に、介護タクシー等の情報を提供して選択のお手伝いをします。



エ 介護保険事業、障害者自立支援事業

（ア）居宅介護支援事業（介護保険）（ケアプラン作成）

利用無料

介護保険認定を受けた方を対象に、ご本人の希望に沿った居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し支援します。また、希望したサービスがスムーズに提供されるよう居宅サービス事業者との連絡調整を行います。

※介護保険認定の市への申請代行（無料）も行います。

営 業 日	月曜日から金曜日まで
営業時間	午前8時30分から午後5時まで
休 日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
営業内容	介護保険の申請からケアプランの作成まで



(イ) 訪問介護事業（介護保険）（ホームヘルパー派遣）

介護保険認定を受けた方を対象に、ご自宅にホームヘルパーを派遣し、自立生活を支援するための訪問介護を提供します。

営 業 日	月曜日から金曜日まで
営業時間	午前8時30分から午後5時まで
サービス提供日	月曜日から金曜日まで ＊土曜日（利用者の身体状況により）
サービス提供時間	午前7時から午後10時まで
休 日	日曜日、年末年始
営業内容	身体介護、生活援助、相談、援助

(ウ) 障害者自立支援事業（ホームヘルパー・ガイドヘルパー派遣）

身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい者を対象に、ご自宅にホームヘルパーを派遣し、自立生活を支援するための訪問介護、外出援助等を行います。

営 業 日	月曜日から金曜日まで
営業時間	午前8時30分から午後5時まで
サービス提供日	月曜日から金曜日まで ＊土曜日（利用者の身体状況により）
サービス提供時間	午前7時から午後10時まで
休 日	日曜日、年末年始
営業内容	身体介護、同行援護、家事援助等の生活支援 相談、援助、移動介助、通院介助



(工) 障害者指定特定相談事業所

障害者福祉サービスを利用する障がい者や障がい児または保護者に対し、利用者の立場に立って、自立生活を支援するための計画相談支援を行います。

営 業 日	月曜日から金曜日まで
営業時間	午前8時30分から午後5時まで
休 日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
営業内容	サービス支援計画の相談及び作成

オ 移送サービス（市受託事業）

利用無料

車いすに乗ったまま乗降できるリフト車を2台運行し、病院や福祉施設、公共機関への送迎を行います。ご利用いただける方は、お身体が不自由なために、歩行が困難で車いすを利用している方。

- 利用時間：月曜日から金曜日まで
午前9時から午後4時30分まで
(土日、祝日、年末年始を除く)
- 利用範囲：綾瀬市役所から半径15km圏内
- 利用回数：月2回まで
- 予約期間：2ヵ月先の月から3日前まで



※次の事業は、市社協事務局（綾瀬市保健福祉プラザ内）にて受付いたします。

カ 福祉機材貸出サービス

利用無料

車いすを、最長3ヵ月を限度として、無料でお貸しします。



(7) 綾瀬あんしんセンター

市内在住の認知症高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方々の中で判断能力に不安をもち、身の回りに援助をしてくれる人がいない方を対象に日常生活自立支援事業を行っております。（市内の施設に入所中の方や市内の病院に入院中の方も対象です）

また、法人として補助人、保佐人、後見人（以下「後見人等」と略します）となり財産管理、身上監護を行う法人後見事業を実施しています。



ア 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

サービス種類は次のとおりです。

利用援助・管理	福祉サービスの利用手続きや、日常生活に必要な預貯金の出し入れ、または公共料金の支払いなどを行います。 *所得に応じて利用料がかかります
書類等預かり ※このサービスのみの利用はできません。	大切な印鑑や証書などを金融機関の貸金庫に保管します。 ・年金証書 ・預貯金通帳 ・証券（保険証書、不動産権利証書など） ・実印及び銀行印等 *月額500円

- (ア) 市社協の職員（専門員）が訪問して、ご本人と一緒に支援計画を作成します。（相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。）
- (イ) 生活支援員が訪問してサービスを行います。
- (ウ) 対象となる方は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者及び身体障がい者の方で、契約内容が分かる程度の判断能力を持っていることが要件となります。



イ 法人後見事業

「法人後見事業」は、法人として、成年後見人等になるということです。法人は組織的に活動していますので、本人の支援に複数の人が関わることが出来ます。例えば、本人が若く後見業務が長期にわたる場合、後見人等が先に亡くなり支援者がいなくなるというリスクが回避でき、多様なニーズに応えることができます。

＜受任対象者＞

- (ア) 市県民税非課税世帯で、不動産等の多額の財産を保有していない方
- (イ) 生活保護世帯の方
- (ウ) 市社協における日常生活自立支援事業の契約者
- (エ) 知的障がい者及び精神障がい者で、長期にわたり支援を必要とする方
- (オ) その他、社協会長が認めた方

ウ 市民後見事業

市民後見人の選任に向けて、関係機関との調整等や市民後見サポーターの後見活動に対して支援を行います。

(8)相談事業

ア 総合相談

市民の福祉や生活などの相談に応じるとともに、さまざまな生活援助や福祉サービスに結びつけるために、福祉に関する総合相談事業を実施しています。



イ 福祉当事者相談

- 相談内容：障がいや介護など、どんなことでも構いません。相談ください。
- 開催日時：随時
- 相談方法：相談員へ電話相談
- 相談員：綾瀬市内で活動をする当事者がお話しをお聞きします。
(車いす利用者や介護経験者)



ウ 地域なんでも相談

落合、大上、寺尾南地区社協との協働事業で出張相談を行っています。市社協の職員が福祉全般の相談に対応します。＊毎月実施

- | | | | |
|----------|------------|-------|-------------------------|
| ○大上地区 | 深谷大上ふれあいの家 | 第1木曜日 | } 午前10時から
午前11時30分まで |
| ○落合地区 | 落合ふれあいの家 | 第2水曜日 | |
| ○寺尾南地区社協 | サロンなごみ | 第3金曜日 | |

エ 生活応援事業

市内の施設及び企業の参加や協力を得ながら、生活困窮世帯の方に新たな生活応援サービス（ライフライン確保事業等）を提供するとともに、総合相談体制を充実させ、組織内外を横断的に結ぶシステムを構築し支援を行っています。



(9) 資金貸付事業

ア 簡易小口生活資金

ご利用いただける方	市内在住の低所得の方（生活保護世帯等）
貸付限度額	50,000円 （市内に連帯保証人が必要です。）
貸付金利子	無利子
償還期間	10ヵ月以内

イ 生活福祉資金（県社協受託事業）

ご利用いただける方	・市内在住の低所得世帯 ・心身障害者世帯 ・高齢者世帯 ・失業者等の方
貸付限度額	資金の種類や世帯員など借入期間によって異なります。詳しくは相談ください。
貸付金利子	年1.5% ・教育支援資金、緊急小口資金は無利子 （それ以外でも連帯保証人がいる場合は無利子）
資金の種類	・総合支援資金 ・福祉資金（住居の移転等） ・教育支援資金 ・緊急小口資金 ・不動産担保型生活支援資金等



(10) 災害対策事業

ア 災害ボランティアセンター事業

綾瀬市において大規模地震等の自然災害が発生した際の「災害時ボランティアセンター」を設置運営するための協定書を、綾瀬市とあやせ災害ボランティアネットワークと本会の三者で締結し、センター設置時に備え、同ネットワークと協働で次の活動を定期的に行っています。

- 災害時ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成（改訂）
- 災害時ボランティアセンター設置運営訓練の実施



イ 東日本大震災被災地支援事業

市社協では、東日本大震災の被災地である岩手県釜石市へ支援を行っています。今年度は次の目的により引き続き釜石を応援していきます。

事業名：綾瀬発・釜石応援プロジェクト

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災を風化させない。
- イベントを通じて住民との交流を深める。
- 釜石市社協の事業に協力し、不足する人手やノウハウを提供する。
- 多くの市民に被災地を知ってもらい、その後の支援を考えてもらう。
- 実際に被災地を見て、被災者の話を聞くことで被災地の現状を理解する。
- 多くの団体と連携協働することで、綾瀬市における災害時対応のつながりを持つ。

※活動の詳細は、市社協ホームページをご覧ください。

プロジェクトイメージキャラクター
釜とらちゃん



(11)共同募金配分金事業

ア 災害時あんしん袋配布事業

○対 象：綾瀬市災害時避難行動要支援者登録制度の登録者で「ア」区分の方。

＊「ア」区分は一人暮らし高齢者世帯

○協 力：市内地区社協、民生委員児童委員協議会

○協 賛：サントリービバレッジソリューション株式会社

○配布物：「水」「キャラメル」「懐中電灯」「笛」

○その他：年に数回「水」と「キャラメル」の交換を行います。

＊「ア」区分以外でも、希望者には配布を行います。



(12)その他の実施事業等

ア 交流（啓発）事業

○社会福祉表彰式の開催

（令和元年9月28日（土）開催予定）



○あやせ福祉ふれあいまつりの開催

（令和元年10月27日（日）開催予定）



○福祉レクリエーション大会の開催

（令和元年11月9日（土）開催予定）



○広報紙『社協あやせ』の発行（4月、6月、10月、1月の年4回）

○共同募金運動（10月1日から12月31日まで）



イ 収益事業

○綾瀬市役所地下売店の経営



(13) ホームページ等の紹介

<http://www.ayase-shakyo.or.jp> または、**綾瀬市社協**で検索

HP



フェイスブック
ツイッター
日々の活動を随時配信中！

フェイスブック



ツイッター



○ 用語の解説

アウトリーチ	「手を伸ばすこと」の意。 社会福祉事業の従事者が、クライアント（対象者）のところへ直接出向いて、心理的なケアとともに必要とされる支援に取り組むこと。近年では、地方自治において住民主体のまちづくりの取り組みが盛んになりつつある中で、まちづくりに対する地域住民の声を収集したり、関心を高めたりする活動。効果としては、ワークショップなど多様な議論の機会に加われなかった人々の意見をもらさず聞くことができるという点、また、展開する行政職員やまちづくり担当役員が直接的に住民と対話することで行政・地域と住民一人ひとりの親睦と交流が深まり、ソーシャル・キャピタル（人間関係資本）の充実に貢献が期待できるという点にある。
明るい社会づくり運動	「感謝・協調・奉仕の精神を基盤にして、あらゆる人々の思いやりの心（善意）を呼び起こし、助け合い、補い合い、手を携えて、平和で生きがいのある健全な社会の実現に貢献する」運動、またはこの運動を推進するために組織されたNPO法人。この理念をもとに、様々な社会貢献活動を展開している。
アスペルガー症候群	自閉症のタイプのひとつ。相手の表情が読み取れない、人に関心をもって近寄るけれども、距離のとり方や話しかけ方が不自然だったりする傾向が見られる。
あやせTommorowプロジェクト	綾瀬市在住、在勤の20歳代～40歳代（50歳代、60歳代、70歳第もOK）の方が集い、「明日の綾瀬を楽しみましょう」を合言葉に様々な企画を考え実行する活動。綾瀬のために何かをしたい、仲間を作りたいなど興味があれば誰でも参加できる。現在毎月第4火曜日の「夜回りランニング&ウォーキング」を中心に、そこから派生した「ホテル観賞会」や「あやせでハロウィン！」などの企画を行っている。
綾瀬市ボランティア連絡協議会	あやせボランティアセンター登録団体同士のヨコのつながり構築を目的に結成している互助組織。障がい当事者との交流会や、加入団体の周知のための研修会事業などを行っている。
憩いの家	高齢者等の健全な憩いの場を確保するため、市の条例により指定する。高齢者等の教養の向上、健康および福祉の増進を図ることを目的とする。2019年2月時点で、市内22カ所に設置されている。
インスタグラム（Instagram）	無料の写真共有アプリケーション。日本では略して「インスタ」とも呼ばれることがある。ユーザー数は2016年に5億人を超えている。
LGBT	性的少数者の総称。「レズビアン(女性同性愛者)」、「ゲイ(男性同性愛者)」、「バイセクシュアル(両性愛者)」、「トランスジェンダー(性別越境、性別違和)」の頭文字をとって名付けられている。これらの呼称は、自らのことをポジティブに語る用語として北米・ヨーロッパで生まれ、現在では世界中で使われている。
NPO（法人）	「Nonprofit Organaization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では、特定非営利活動促進法（1998年3月成立）により法人格を得た団体（特定非営利活動法人）のこと。

SNS (ソーシャルネットワークサービス)	人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住空間、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービスのこと。
大阪府北部地震	平成30(2018)年6月18日に発生した大阪府北部を震源として発生した地震。地震の規模はM6.1。最大震度は大阪市北区など5市区で観測した6弱。死傷者は約450人。この地震の際、高槻市内でブロック塀が倒れ、小学生が下敷きになり死亡する事故が起きている。住宅被害は5万棟を超えるとされる。
親亡き後	身体的、精神的、知的等何かしらの障害を持っている子を親が介護している場合、親が先に亡くなった後において、どのようにしてその子が十分な介護を継続して受け何不自由なく平穏無事な人生を送ることができるかという問題。障害のある子を持つ親としては、最大の不安であり感心事であると言え、それは社会福祉の面からも非常に大きな課題である。問題の根本は、親が死亡した後ではなく、親が生きて元気なうちにどのように亡き後対策に備えるかということが重要となる。
KAKA	吉岡地区にあるカフェのこと。 月曜と火曜のみ営業(10:00~16:00)しているカフェ。キッチンや店内レイアウトにこだわりがある。ランチでは、地場産の高座豚や自家栽培の野菜を使用し、季節によって変わるメニューを提供しており、隠れ家的な人気を博している。
介護者サロン	介護に携わっている人(主に当事者家族)同士が、交流を通じて悩みや意見を分かち合う場。
介護認定率	65歳以上の被保険者数に占める介護認定者数の割合。
介護保険制度	これまで家族が担ってきた寝たきりや認知症などで介護が必要な高齢者について、社会保険の仕組みによって社会全体で支える制度。平成12(2000)年4月から始まった。原則として65歳以上の高齢者が市区町村に申請して要介護認定を受け、その度合いに応じて介護サービス計画(ケアプラン)を作成、在宅サービスか施設サービスのいずれかを受けることができる。それまで介護サービスは措置制度のもと行政が決めていたが、利用者が民間も含めたサービス事業者と契約することになった。保険料を徴収し、制度を運営する主体(保険者)は市町村。保険料を払う被保険者は40歳以上で、うち65歳以上を第1号被保険者、40歳から64歳までを第2号被保険者と区別する。第2号被保険者も16種類の特定疾病について介護サービスを受けられる。利用者は原則として介護費用の1割または2割(高額所得者は3割)を自己負担する。それ以外の9割の費用は半分が保険料、残り半分が公費で賄われる。
買い物難民	従来型の商店街や駅前スーパーといった店舗が閉店する、あるいは対象の地域における交通を支えてきた公共交通機関(鉄道・路線バスなど)が機能を果たせず廃止する、などの事象を理由として対象となる地域の住民が食糧品をはじめとする生活用品などの購入の困難や病院への通院の不全、役所への届け出の困難、などに代表される社会サービスの需給における不全、不利益にさらされるという社会問題、またはその被害を受けた人々を指す言葉。交通難民、買い物弱者。
家庭支援センター	市区町村における育児支援を担う機関のひとつ。地域住民のもっとも身近な窓口として、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、関係機関と適切な連携を図りながら、支援や保護の必要な子どもと家庭の問題に対処する施設。

外国籍市民	綾瀬市に居住する日本以外の国籍の住民のこと。一般には、「在住外国人」や単に「外国人」と呼称するが、海外にルーツがあっても、綾瀬市に住む「市民」であるということを強調するためにこの言葉を用いている。
ガイドヘルプ	一人では外出できない視覚障がい者に付き添って歩行の介助や誘導する活動。
キャラバン	隊商 販売、宣伝のために（隊を組んで）各地を回ること
共生型サロン	障がいがある、なし、高齢、子ども関係なくお互いが自然なかたちでふれあい、交流し、共に支え、支えられる関係を築くことを目的としたサロン。それまでサロンに参加し、支えられる側のみであった当事者の方も、運営スタッフとして役割を持つ（支える側にまわる）ことができる。
協働	同じ目的のために対等の立場で協力して共に働くこと。
共助	制度化された相互扶助。社会保険制度、医療や年金、介護保険など。
熊本地震	平成28（2016）年4月14日以降、熊本地方で発生した一連の地震。14日、前進としてM6.5の地震が発生し、その28時間後に本震であるM7.3の地震が起きた。死傷者は約3000人。
グループホーム	病気や障害などで生活に困難を抱えた人達が、専門スタッフ等の援助を受けながら、小人数の一般住宅で生活する社会的介護の形態のこと。そこでは、地域社会に溶け込むように生活することが理想とされる。集団生活型介護という言い方もある。
ケアハウス	軽費老人ホームのひとつ。60歳以上で身体機能が低下し、自炊できず、かつ家族の援助が難しい者が入所。訪問看護、訪問介護も利用できる。1989年創設。正式には介護利用型軽費老人ホーム。
傾聴	相手の心に寄り添って、相手の話を耳・目・心で受け止めながら聴くこと。
言語的な障壁	現在日本では、日本語を理解できない在住外国人の割合が増加しており、それに起因するコミュニケーション不足から、医療、教育、地域活動等様々な場面で問題が生じやすい状況となっているほか、日本人と同等の行政サービスを受けることが困難になっている。 また、定住化の進展により、在住外国人の子育て、教育の問題や、雇用、医療、高齢者福祉や介護の問題、さらには、大規模災害発生時における迅速な支援体制の確立などが課題としてあげられる。 さらに派生し、マスコミ等で外国人による犯罪が報じられると、一部に外国人イコール犯罪者といった偏見も見受けられるようになるほか、在住外国人と地域社会との交流があまり進んでいないことから、地域社会に対する意識啓発や地域との交流機会の拡大が求められている。
構成会費	綾瀬市社会福祉協議会を構成する団体や個人からの会費。 具体的な内容については、p.86、p.87及びp.88参照。
高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合

孤独死	地域社会から孤立した人が、医師や家族など周囲のだれにも看取られずに死亡すること。①適切な治療や食事などを施されていれば助かった可能性がある、②死後自宅などで長期にわたって発見されない、③地方よりも地域社会との関係が希薄な都市部で多い、などの特徴をもつ。法的に明確な定義がないため、孤独死者数の具体的統計はない。核家族化の進展に伴い1970年代から孤独死ということばはあったが、2000年代以降、日本社会の高齢化、地域コミュニティの崩壊、長引く不況による離職・失業者増、高齢者に対する社会保障制度の不備などが重なり、増加しているとみられる。 警察庁の調査では、犯罪性の有無が即断できず、警察官が現場に出向いて死亡状況などを調べた遺体数が増加傾向にあり、これは孤独死の増加が主因とみられている。孤独死はかならずしもひとり暮らしの人だけに起こるものではなく、生活に困窮した高齢の姉妹が餓死した例もある。また、大規模災害後、仮設住宅に住んでいた人が孤独死する事例も多数起きている。内閣府の調査では、孤独死を身近に感じる高齢者は半数近くに上っており、対策として独居高齢者宅への訪問を頻繁にすることや、インターネットや電気・水道・ガスの使用状況を用いた在宅確認システムの導入などが進められている。
子どもの貧困	一定基準を下回る所得の過程で育つ子どもについて使用される言葉。厚労省によれば、日本の子どもの貧困率は13.9%（2015年）で、17歳以下の子どもの約7人に1人が経済的に困難な状況にある。世界的に見ても日本の貧困率は高い。 子どもの貧困は世帯の経済的な格差（ひとり親世帯、非正規雇用、ワーキングプア等）が起因となることが多く、そこから学力・教育の格差へと波及していく。それゆえに貧困状態から脱することが困難になり、世代を超えて連鎖するということが問題になっている。
戸別募金	自治会を通じ、各家庭を訪問して募金を依頼している。綾瀬市では平成12年度から「赤い羽根募金」と「年末たすけあい募金」を統合し、1回の募金として実施したことや長期にわたる経済不況等を受け、募金額は年々減少していたが、平成16年度より自治会関係者をはじめ、多くの市民の理解を得て目安額（400円）を提示している。
公助	自助・互助・共助でも支えることが出来ない問題に対して、最終的に対応する制度。例えば、生活困窮に対する生活保護や、虐待問題に対する虐待防止法などが該当する。
合計特殊出生率	一人の女性が生涯に産む子供の平均数。 人口統計上の指標で、一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子供の数の平均を示す。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。 日本では平成29（2017）年時点で、人口置換水準（人口が増加も減少もしない均衡した状態となる水準）である2.07を下回る1.43となっている。
互助	家族、友人、クラブ活動仲間など、個人的な関係性を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題を、お互いが解決し合う力。また、それらの活動を発展させると、地域住民やNPOなどによる、ボランティア活動や、システム化された支援活動となる。

災害時あんしん袋配布事業	綾瀬市社協が行なっている事業で、災害が起き、自宅に取り残されてしまったときに急をしのぎ、救助を待つためのもの（水、キャラメル等）を綾瀬市内に住む災害時避難行動要支援者にお届けする事業。あんしん袋の配付には、地区社会福祉協議会の協力をいただいている。
災害ボランティアセンター	被災直後、より早急かつ効率的にボランティアの需要と供給を整え、ボランティアコーディネートを行うボランティアセンター。
策定	あれこれ考えて定めること
サテライト化	災害ボランティアセンターの支所的な役割を担う場所。綾瀬市災害ボランティアセンターでマッチングを終えた県外からのボランティアを現地まで案内したり、地域からのニーズを聞き取り本部へのつなぎなどの役割を持つ。
資源（社会資源）	社会福祉を支える財政（資金）、施設・機関、設備、人材、法律等、社会福祉を成立させるために必要な物資および労働をまとめて社会資源と呼ぶ。一般的には、「利用者のニーズを充足させるために動員されるあらゆる物的・人的資源を総称したもの」のこと。
市民活動センターあやせ	ボランティア活動、地域活動、非営利活動（NPO）などすでに活動を行っている人や、これから活動したいと思っている人たちを応援するための施設。
市民後見人養成事業	今後、親族や専門職等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、神奈川県による基礎研修、綾瀬市による実践研修を経て、市民後見人（家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のこと）の養成を行っている。
社会貢献事業	すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない」という責務が課されている（社会福祉法第24条第2項）。これにより、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫により多様な地域貢献活動が展開されている。
障がい者（児）	心身の障害の発露により生活に制限を受ける者。児童福祉法は18歳未満を障害児とする。本計画書内では、法律等固有名詞として使用されているものを除き「障がい」と表記している。 ・WHOの定義 身体の損傷、活動の制約、参加の制限が含まれる包括的な用語である。損傷は身体における機能もしくは構造に対するものを指し、活動の制約は個人が仕事や行動を行う際に直面する困難を指し、参加の制限は個人が生活する中で体験する問題である。したがって、障害は複雑な現象であり、ある個人の肉体が持つ特徴と、その人が生きる社会の特徴とがもたらす相互作用の反映である。 ・障害者基本法の定義 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

障がい者の就労	障害者の就労意欲は近年急速に高まっており、障害者が職業を通じ、誇りをもって自立した生活を送ることができるよう、国の施策として、障害者雇用対策が進められている。障害者雇用促進法において、企業に対して、雇用する労働者の2.2%に相当する障害者を雇用することを義務付けている（障害者雇用率制度）。
少子高齢化	ひとつの国・地域で、出生率の低下による少子化と平均寿命の増大が同時に進行し、人口に占める高齢者の割合が上昇していく（高齢化）状況。現在、世界の先進国の中で人口問題として取り上げられる。一方、発展途上国では起こりにくい。 少子高齢化によって引き起こされる問題としては、「生産年齢人口の減少による国力の低下」、「若年労働者の減少による、深刻な人手不足」、「高齢者の増加による社会保険料などの負担の増加」などがある。
小地域福祉活動計画	地域福祉活動計画の小地域版。本計画上では自治会単位での地域福祉を推進していくための計画。
職域募金	綾瀬市支会職員が綾瀬市役所各課を訪問し、市職員に募金の協力をお願いしている。また、さがみ農業協同組合からの協力などもある。
職能団体	特殊技能や資格を必要とする職業ごとに組織された団体。例）弁護士会、医師会、社会福祉士会等。
自助	自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった、自発的に生活課題を解決する力。
自助グループ	共通の問題や悩みを抱えた人が集まり、自主的に運営しているグループ。体験や悩みを共有して支え合うことを目的としている。セルフヘルプグループ（Self Help Group）。
自治会	同一地域の居住者が、自分たちの共通利益の実現と生活の向上を目的として作る組織。
児童相談所	児童福祉法第12条に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。児相と略称される。すべての都道府県および政令指定都市に最低1以上の児童相談所が設置されており、都道府県によってはその規模や地理的状況に応じて複数の児童相談所およびその支所を設置している。
住民会費	市社協は会費制度で運営されている。住民の皆さまのご参加をいただきながら、各種福祉事業や活動を進めて行くために、世帯で加入いただいている。（年額一口 400円）
住民参加型事業	支援が必要な方に対し、住民の参加と協力によりサービスを提供する会員同士が支え合う事業。綾瀬市社会福祉協議会では、介助サービスや家事サービス、移動支援（ボランティア送迎）などを行っている。

人材不足（福祉人材不足）	少子・高齢社会の進展等により、ますます国民の福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれ、また、介護保険制度や障害者自立支援法の施行により、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められることから、サービス提供の根幹である福祉人材の養成・確保が重要である。 ここ数年日本の労働環境は超売り手市場と言われ、飲食やITなど多くの業界や企業が人材不足に悩まされており、深刻な社会問題のひとつとなっている。特に介護業界では働き手が足りず、介護施設に何年も入居待ちが出ていたり、サービスを続けることが難しくなってしまう事業所も珍しくない。
スプロール	都市が発展拡大する場合、郊外に向かって市街地が拡大するが、この際に無秩序な開発を行うこと。計画的な街路が形成されず、虫食い状態に宅地化が進む様子。スプロール化、スプロール現象
生活応援事業	綾瀬市内の施設及び企業の参加や協力を得ながら、生活困窮世帯の方に新たな生活応援サービス（ライフライン確保事業等）を提供するとともに、総合相談体制を充実させ、組織内外を横断的に結ぶシステムを構築し支援を行っている事業。
生活課題	地域住民の生活不便、生活のしにくさ、生きにくさ等の生活上の解決すべき課題。
生活困窮者自立支援制度	年金や医療保険などのセーフティネットに対し、「第2のセーフティネット」と言われる。「最後のセーフティネット」の生活保護の手前で支える狙いで、平成27（2015）年4月に始まった。自治体は窓口を設け、専門の担当者が一人ひとりの支援計画を作成。就労支援や子どもの学習支援のほか、就職活動を条件に家賃を支給する仕組みもある。事業の多くは任意で、自治体により差がある。 綾瀬市では、「自立支援事業」「住居確保給付金の支給」「学習支援事業」を行っている。
生活困窮者自立支援法	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、居住確保給付金の支給その他の支援を行うための法律。平成27（2015）年4月1日より施行。
生活支援体制整備事業	現代の日本では、社会の変容等による生活支援のニーズ拡大や、支える人材の不足が予測されており、介護予防の推進と限られた人材の有効活用が必要とされている。重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、地域包括ケアシステムという「住まい」・「医療」・「介護」・「介護予防」・「生活支援」が一体的に提供される地域を整備することが求められている。しかし、その構築のベースとなる、地域の「互助（隣近所の支え合い）の希薄化」が社会問題の一つとなっている。生活支援体制整備事業では、地域づくりに向けたコーディネート役となる“生活支援コーディネーター”の配置と、多様な主体が連携する場である“協議体”を設置することで、地域の「互助」と、併せて「自助」の拡充を図り、地域包括ケアシステムのベースとなる地域づくりを推進する。綾瀬市社協では、平成28年5月に綾瀬市より事業受託し、市内14地区を対象に協議体設置を推進している。
生活支援体制整備事業 プロジェクトチーム	綾瀬市で生活支援体制整備事業を推進するため、綾瀬市高齢介護課地域包括担当、道志会地域包括支援センター、地域包括支援センター泉正園、杜の郷地域包括支援センター、地域包括支援センターメイプル、綾瀬市社協の6者で構成した会議体。

青少年健全育成会	将来を担う青少年を健やかに育てるため、各自治会ごとに組織された団体。地域ぐるみで健全育成、非行防止、環境浄化等の活動が行なわれている。
青少年体験学習	綾瀬市社協で行っている事業のひとつ。 市内在住在学の中高校生等を対象に夏季休暇を利用し、市内社会福祉施設やボランティアグループボランティア活動（体験）を通して、ボランティア活動等の正しい知識や理解を得ることで社会福祉への関心を高めるとともに、社会資源を周知することを目的として実施している。近年では、その目的とともに、参加者の、将来の進路を考える一助となるという側面も出てきている。
精神疾患	統合失調症、うつ病や双極性障害といった気分障害や、パニック障害といった不安障害、性機能障害、または薬物依存症といった物質関連障害などの総称。知的障害やパーソナリティ障害も含まれる。
精神障がい	何らかの脳の気質の変化あるいは機能的障がいが起こり、さまざまな精神症状、身体症状、行動の変化が見られる状態。脳内で生物学的な変化が起こり、一連の症状が引き起こされているものなので特別視するものではないが、症状の変化に患者さん自身でも気づかないことがあったり、見た目ではわかりにくいいため、状態についての周囲の理解を得るのが難しいこともある。 精神障害の多くは、いわゆる「うつ」や「不安」であり、症状は同じように見えても、その背景にある病気の状態はさまざまで一括りにすることはできない。精神障害は「気持ちの持ちよう」といった精神論的な状態ではなく、「脳の病気」として生じている状態であると理解することが重要である。
制度のはざ間	これまで社会福祉が守備範囲としてこなかった領域。ひきこもり、ゴミ屋敷、サービス拒否、多重債務、多問題世帯、転勤族の子育て、親なきあとの障害者、若年性アルツハイマー、発達障害、高次脳機能障害、外国人、DV、ホームレス、性的マイノリティー等
生保（生活保護）	経済的に困窮する国民に対して、国や自治体が、健康で文化的な最低限度の生活を保障する公的扶助制度。日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活保護法第1条にあるように、国民が生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度によっては必要な生活費の給付を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を促すことを目的とする。
世代間交流	異世代が相互に協力し合い、世代の持つ力を伝え合う活動。
専門職	専門性を有する職のこと。現在の日本においては、国家資格を必要とする職業を指すことが多いが、近年では高度な専門知識が必要となる仕事については、国家資格を不要とする仕事でも専門職と呼称することも多い。他にも、「職能団体を有すること（学会が存在する）」「倫理綱領が存在する」という要件をもって専門職の定義とする見解もある。
第五次綾瀬市地域福祉活動計画	2024年度から2028年度までの5ヵ年の地域福祉推進のために綾瀬市社協が提案する活動・行動計画。本計画の流れを引き継ぐ。
第三次綾瀬市地域福祉活動計画	平成26年度から平成30年度までの5ヵ年に渡り推進された、綾瀬市社協が提案する地域の活動・行動計画。

ダブルケア	育児と介護の同時進行の状況のこと。育児と介護、介護と孫支援など、少子化・高齢化におけるケアの複合化・多重化の問題に焦点をあてる概念。ダブルケアには三大負担といわれる精神的な負担、体力的な負担、経済的な負担に加え、子どもの世話を十分にできない、親の世話を十分にできない、兄弟間や親戚間での認識のずれ、子どもの預け先の問題などもある。
地域育児センター	市内の保育園が専門的機能を活用して、地域に開かれた保育専門機関として、育児相談や子育て家庭交流事業などの子育て支援事業を実施するもの。綾瀬市内では現在、6つの保育園で実施されている。
地域活動支援センター	地域で生活している身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者などが利用できる通所施設のこと。地域で暮らす障害者のなかには、積極的に地域社会とのつながりを持つことが難しく、孤立してしまう人もおり、そのような障がい者に対して日中の居場所づくりや生きがいがづくり、日常生活での困りごとを相談できる機会の提供などを行い、地域社会との交流を促進する役割を持っている。
地域共生社会	制度、分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域福祉	自治体や地域住民・民間団体が連携しながら、地域を単位として行う福祉活動
地域福祉計画との一体的策定	地域福祉計画（行政計画）は、その策定を通じて「住民参加」と「福祉の総合化」の推進を図るものであり、市の地域福祉を具体化するために不可欠なものである。地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための、住民の活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画は、言わば車の両輪です。これらが一体となって策定されることにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となる。
地域包括（地域包括支援センター）	地域の高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点で、次のような業務を担っている。 ・総合相談業務…高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、日常のさまざまな相談を受け、介護・福祉・保健・医療サービスや関係機関などを紹介している。 ・権利擁護業務…高齢者の権利を守るための取り組み ・介護予防マネジメント業務…介護予防サービスの利用を支援 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務…地域のケアマネジャーへの助言や支援 綾瀬市内には、4つの地域包括支援センターがある。
地区社会福祉協議会（地区社協）	住民一人ひとりが社会福祉に参加して、地域の中の助けあいを育てていくための組織。地区住民や、町内会・自治会、民生委員・児童委員、その他地区の各種団体から選出された代表者によって構成される住民組織。地区社協は、私たちの生活上のいろいろな問題や課題について話し合い、問題解決のための活動や福祉の風土づくりを進めていく活動をしている。現在市内の14の地区に設置され、それぞれ地位に根ざした福祉活動を展開している。

地区ボランティアセンター	地区社協単位で運営するボランティアセンター。より生活に身近な困りごとに地域住民が関わる。
超高齢社会	高齢化率21%以上の社会のこと。 国連や世界保健機構（WHO）などでは、高齢化率が7%を超えた場所に高齢化社会、その倍の14%を超えた場合に高齢社会、7%の3倍に当たる21%を超えた場合に超高齢社会という定義している。 日本は1970年に高齢化社会となり、1994年の高齢社会の状態を経て、2007年に高齢化率が21.5%となり、超高齢社会に突入している。
地域避難行動要支援者登録制度	災害が発生した際に、自力での避難が困難な市民を支援するため、本人の意思で事前に登録した方を、地域の協力で支援するもの。登録された情報は市が保管し自治会など協力いただける団体に提供する。
ツイッター（Twitter）	SNSのひとつで、「ツイート」と呼ばれる半角280文字（全角140文字）以内のメッセージや画像、動画、URLを投稿できる。ユーザー数は全世界で3億1300万人いる。運営側が「ネットワークサービスだけではなく、今起きていることを知る場、ニュースメディアに近い場」とコメントしているとおり、特に災害時において、高い速報性を持つ。
通報義務	「児童虐待の防止等に関する法律」第6条において、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」と規定されている。
手をつなぐ育成会	知的障がい児・障がい者が、地域でいきいきと暮らせる社会づくりを目的とする当事者団体。
デイサービス（デイ）	通所介護のこと。 デイサービスセンターや特別養護老人ホーム等の福祉施設に日帰りで通い、食事や入浴、レクリエーション、機能訓練等を受けられる介護サービス。利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持、当事者家族の介護負担の軽減等を主な目的としている。
統合失調症	脳の精神的な情報処理が上手く機能しなくなる、精神疾患。考えや気持ちがまとまらなくなる状態が続く。症状としては、「妄想」や「幻覚」などの陽性症状、「意欲の欠如」や「自閉（社会的引きこもり）」などの陰性症状、「判断力の低下」などの認知機能障害がある。
当事者	その事に直接関係を持つ人。
当事者団体	障がい分野で使用されることが多いが、難病や暴力・犯罪被害者等、社会問題を抱える本人（当事者）が主に自助のために作っている団体。
特別賛助会費	市社協の事業、活動に賛同いただける企業や商店、団体等にご加入いただいている。また、個人でのご加入もいただいている。 （企業、商店、団体：年額一口 5,000円） （個人：年額一口 1,000円）

特別支援学校	障がい者等が、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。盲学校、ろう学校、養護学校などと呼称されるものもある。
トレンド	時代の潮流、流行のこと。ファッション、マーケティング、経済動向分析などの分野でよく使用される。
長峰の森	綾瀬市光綾公園と市民スポーツセンターとの間に広がる自然公園。綾瀬市の「緑のネットワーク構想推進」のひとつとして平成12年に開設。地権者、長峰の森管理委員会、行政が三位一体となり、協働して作り上げている。面積は60,000㎡あり、散策に最適の森として市民に親しまれている。
ニーズ	人や集団が持つ欠乏感のこと。個人の場合、生理的ニーズ（空腹・渇き等）、社会的ニーズ（帰属・尊敬等）、個人的ニーズ（自己実現）などがあり、人間生活上必要な、ある充足状況が奪われている状態をいう。地域福祉活動計画では、社会的・個人的ニーズについて取り上げている。
ニッポン一億総活躍プラン	平成28（2016）年6月2日に閣議決定されたプラン。少子高齢化問題に真正面から取り組み、日本経済に更なる好循環を形成するために、あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会をめざす。
乳児院	乳児（孤児）を入院させてこれを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする児童福祉施設。主に1歳未満の乳児を養育する。かつては戦災孤児や捨て子が入所理由の大半であったが、現在は児童虐待や家庭問題による養育者の不在、児童自身の障がいなどが多くを占める。
認知症	脳の気質的な障がいによって後天的に知能が低下した状態。知能の低下の他、「記憶」「見当識」「人格変化」等の症状も含めた症候群。
認知症カフェ	認知症のご本人とご家族が、地域住民の方や、介護・福祉・医療の専門家と身近な場所で集い、交流できる場のこと。ケアラズカフェ、オレンジカフェとも呼ばれている。
ネグレクト	児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待のひとつで、心理的虐待、身体的虐待の一種。近年では特に子どもに対するネグレクト（育児放棄）が話題となっている。「自らの実子への無視」「特に自立性や自救能力が低く、幼児や低年齢児童の養育を著しく怠ること」を指す場合が多い。具体的には「食事や衣服を定期的に供与しない」「排泄物や廃棄物の始末を適切に行わない」「長時間の保護放棄」などがあり、しばしば虐待を伴う。その結果、子供は健全な心身の発育を妨げられ、最悪の場合は死に至ることもある。
発達障害	生まれつき脳機能の発達のかたよりによる障害。自閉症スペクトラム（ASD）、ADHA（注意欠陥・多動性障害）、学習障害（LD）の3つのタイプがある。その症状は外見からは分かりにくく、周囲とのミスマッチから社会生活に困難が発生することがある。原因は、はっきりとはわかっていない。「親の愛情不足」や「親のしつけが悪い」といった心的要因論は医学的に否定されている。

ヒアリング	相手の話を聞くことを中心に情報収集する方法のこと。本計画策定にあたっては、さらに双方向の情報交換を重視し、“意見交換会”の形で行った。
東日本大震災	平成23（2011）年3月11日に発生した地震（東北地方太平洋沖地震）により、東日本の各地に甚大な被害を及ぼした災害。本震はM9.0、東北地方の沿岸部では最高潮位9.3m、遡上高40.5mに達する巨大津波が発生した。本震後も、岩手県沖から茨城県沖の広い範囲で余震が多発。死者・行方不明者は約1万9000人とされる。
被災地支援プロジェクト	東日本大震災で被災した岩手県釜石市を支援しようと結成したプロジェクトチーム。2012（平成23）年度より、19回の支援（ボランティアバスツアー）を行っている。
一人暮らし高齢者	一人で日常生活している高齢者。より広義には定年退職などの形で所定の仕事には付いていない、あるいは地域社会との接点をもたない、何らかのコミュニティに属していない人。
避難行動要支援者	「地域避難行動要支援者登録制度」により、綾瀬市に登録された人にこと。対象者は65歳以上の一人暮らしの人や障がいのある人など。
フェイスブック（Facebook）	Facebookは、SNS（ソーシャルネットワークサービスの略）の中でも、実名で、現実の知り合いとインターネット上でつながり、交流をするサービス。世界最大のユーザー数を誇る。
福祉教育	生涯学習の素材として、「社会福祉問題」を取り上げること。
福祉事業所	福祉事業を行う事業所。事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、①一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること、②従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること、の2つを備えていることなどの条件がある。
福祉施設	社会福祉事業を実施する施設の総称。老人ホーム・保育所・救護施設（障がいや経済的理由で日常生活をおくることが困難な人たちが、健康に安心して生活するための保護施設など）。社会福祉施設。
福祉従事者	福祉業務に従事する者。福祉職。その業務は、対象者の生命、身体、精神、生活の基盤に関わるものであるため、他職種に比較しても特に高い専門性が要求される。従って、採用に当たっては資格を所有し、高度な専門性を担保していることが求められることがある。
福祉ニーズ	社会福祉に対する必要性を量及び質ともに客観的に表す概念をいう。特にサービスに対する必要性は単数でニードということもある。福祉ニーズの概念は、1970年代以降、福祉政策や福祉計画の中で展開されている。福祉ニーズが社会的意識の表面に現れた部分を福祉需要と考え、福祉ニーズと福祉需要を区別し、潜在的福祉ニーズの掘り起こしを行い、あわせて非貨幣的ニーズの充足を図るために対人福祉サービスを開発することが、日本を含め近年の先進諸国の社会福祉政策の中心的課題となっている。

福祉の仕事知ってもらおうプロジェクト	福祉施設での利用者の生活や職員の仕事内容などを分かりやすく解説し、理解を広めていくことで、福祉への興味関心を促し、将来の福祉の担い手（福祉人材）を育成していく事業。プロジェクトメンバーは、市内各分野の福祉施設に勤める若手職員で構成されている。
福祉避難所	避難した避難行動要支援者のうち、一般の避難所での生活に支障をきたす場合に、身体介護や相談等の必要な支援を受けられるなど、安心して生活ができるよう、社会福祉施設などと市が協定を結び、施設機能を低下させない範囲内で、避難行動要支援者を優先的に受け入れてもらうために整備した施設。
福祉ふれあいまつり	市社協と実行委員会で企画実施している年に一回のイベント。福祉施設や当事者団体、ボランティアグループが日頃の活動等を紹介する場。
福祉レクリエーション大会	市社協が行なう事業。障がい当事者と施設利用者がスポーツ等を通して交流するイベント。運営に当たっては、市内高等学校等の生徒がボランティアとして協力している。
VC	ボランティアセンター（volunteer center）の略。 ボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織。日本では市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されることが多い。ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、広報誌の発行、ボランティアに関する教育、研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。
平成２９年７月九州北部豪雨	平成２９（２０１７）年７月５日から６日にかけて福岡県と大分県を中心とする九州北部で発生した集中豪雨。死者・行方不明者は４２人。多数の家屋が洪水で流失しており、洪水の犠牲者が多いにもかかわらず多くが屋内で被災していることが特徴。
平成３０年７月豪雨（西日本豪雨）	平成３０（２０１８）年６月２８日から７月８日にかけて、西日本を中心に北海道や中部地方など全国的に広い範囲で記録された台風７号および梅雨前線等の影響による集中豪雨。西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生し、死者数が２００人を超える甚大な被害となった。
法人募金	企業、法人を中心に、ダイレクトメール方式や訪問などによって寄付をお願いするもの。
北海道胆振東部地震	平成３０（２０１８）年９月６日に北海道胆振（いぶり）地方中東部を震源として発生した地震。地震の規模はＭ６．７。死傷者は約８００人。
ボランティア	自主的に社会に無償で奉仕すること。自発的な意思により、人や社会に貢献すること。
ボランティアさろん	ボランティアセンターに登録するボランティアが気軽に集まり、ボランティア作業を通して交流を図る事業。
ポータルサイト	www（world wide web）にアクセスするときの入り口となるウェブサイトのこと。

民生委員	社会福祉の増進のために、地域住民の生活状況の把握、生活困窮者等の相談・援助、福祉事務所が行なう業務への協力などを職務とする者。厚生労働大臣の委嘱により市町村・特別区におかれる。児童委員を兼任。方面委員の後身。
遊休田畑（遊休地＋田畑）	（遊休地） 住宅や農地や駐車場などを初めとしたどのような用途でも使われておらず有効活用されていないような土地のこと。遊休している土地のこと。
養育支援訪問事業	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業で、市町村が実施主体。
要保護児童対策地域協議会	要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に地方公共団体が設置・運営する組織。平成16年度の児童福祉法改正に際して、同法第25条の2に提案された。各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られ、迅速に支援を開始することができるとされる。
立哨	歩哨（兵営・陣地の要所に立って警戒・監視の任にあたる兵）が一定の場所に立って監視に当たること。 地域においては、小中学生、高校生等の登下校の見守りや防犯パトロールを行うことを指す。
連携	同じ目的を持つ者が互いに連絡を取り、協力し合って物事を行うこと。
「我が事・丸ごと」 地域共生社会実現本部	平成28年7月に厚生労働省に設置された枠組みで、次のような理念にのっている。 「一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。」
ワークショップ	ワークショップとは元来、「工房」「作業場」など協働で仕事を行う“場”を表す言葉。教育研修の手法としては、参加体験型グループ学習を意味し、参加者自らが積極的な意見交換や協働体験を通じて、実践的な知識・技術を学びとるのが特徴。まちづくりなどのコミュニティ活動における問題解決や合意形成の場として活用されることも多い。
ワイワイパトロール	上土棚防犯ワイワイパトロールのこと。上土棚自治会により始まった、小学生の登下校時の見守り活動。「子どもの安全を守ろう」を合言葉に、活動を行っている。

第四次綾瀬市地域福祉活動計画

編集・発行：社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会

所在地：神奈川県綾瀬市深谷中4-7-10 綾瀬市保健福祉プラザ内

電話：0467(77)8166

FAX：0467(79)1812

 <http://www.ayase-shakyo.or.jp/>

 info@ayase-shakyo.or.jp

 @ayaseshakyo

 綾瀬市社会福祉協議会

